国民健康保険実態調査
報告システム

操作説明書
（保険者用／世帯票）

令和８年度

厚生労働省保険局調査課

目　次

１ はじめに.....1

２ 磁気媒体報告の流れ.....2

２-１ 磁気媒体による報告作業の流れ.....2
２-２ 保険者別作業の流れ.....3
２-２-１ 報告システムで調査票データの作成を行う保険者.....3
２-２-２ 報告システム以外の他システムで調査票データの作成を行う保険者.....5

３ 報告システムの稼動条件と稼動方法.....7

３-１ 稼動条件.....7
３-２ 報告システムの導入について（インストール）.....9
３-２-１ 通常版のインストール.....9
３-２-２ FD 版のインストール.....13
３-２-３ １ファイル 8MB 版のインストール.....16
３-３ 報告システムの削除について（アンインストール）.....19
３-４ 報告システムの起動と終了について.....24
３-４-１ 報告システムの起動.....24
３-４-２ 報告システムの終了.....26
３-５ 報告システムのフォルダ構成について.....27

４ 基本情報設定と処理メニュー.....28

４-１ 基本情報設定.....28
４-２ 処理メニュー画面説明.....31

５ 調査票作成.....33

５-１ 世帯票.....33
５-１-１ 世帯票の入力.....33
５-１-２ 入力内容のチェック.....38
５-１-３ 世帯票の登録.....43
５-１-４ 世帯票登録一覧の表示.....45
５-１-５ 世帯票の印刷(個別印刷).....49

5-1-6 世帯票の修正 51
5-1-7 世帯票の削除 58
5-1-8 世帯票の印刷(一括印刷) 62
5-1-9 世帯票提出用調査票ファイルの作成 64
5-1-10 添付書の作成 75

6 データ受付 79

7 付録（エラーチェック条件） 85

7-1 世帯票 85

1 はじめに

本システムは国民健康保険実態調査報告において提出する保険者票、世帯票、組合員票を作成できます。調査票作成後、データチェックを行い作成した調査票の修正、印刷ができます。
作成した調査票は厚生労働省へ提出する磁気ファイル仕様に従って、提出用調査票ファイルを作成します。

また、報告システム以外の他システムにて調査票データを作成することも可能です。
ただし、その場合は本システムにおいてチェックを行い、提出用ファイルを作成します。
同保険者において、同調査票を紙媒体と磁気媒体に分けての提出はできません。

補足

※　世帯票・組合員票について広域連合内の市町村または合併前の市町村別に調査票を作成した場合、取りまとめ市町村で調査票磁気ファイルを一つにまとめて提出して下さい。
一つにまとめる機能は本システム「提出用調査票ファイルの作成」機能で対応できます。
（本機能は世帯票、組合員票の「提出用調査票ファイルの作成」機能についています。

２ 磁気媒体報告の流れ

２-１ 磁気媒体による報告作業の流れ

磁気媒体による報告作業フローは以下のとおりです。該当するフローに従って作業を行って下さい。

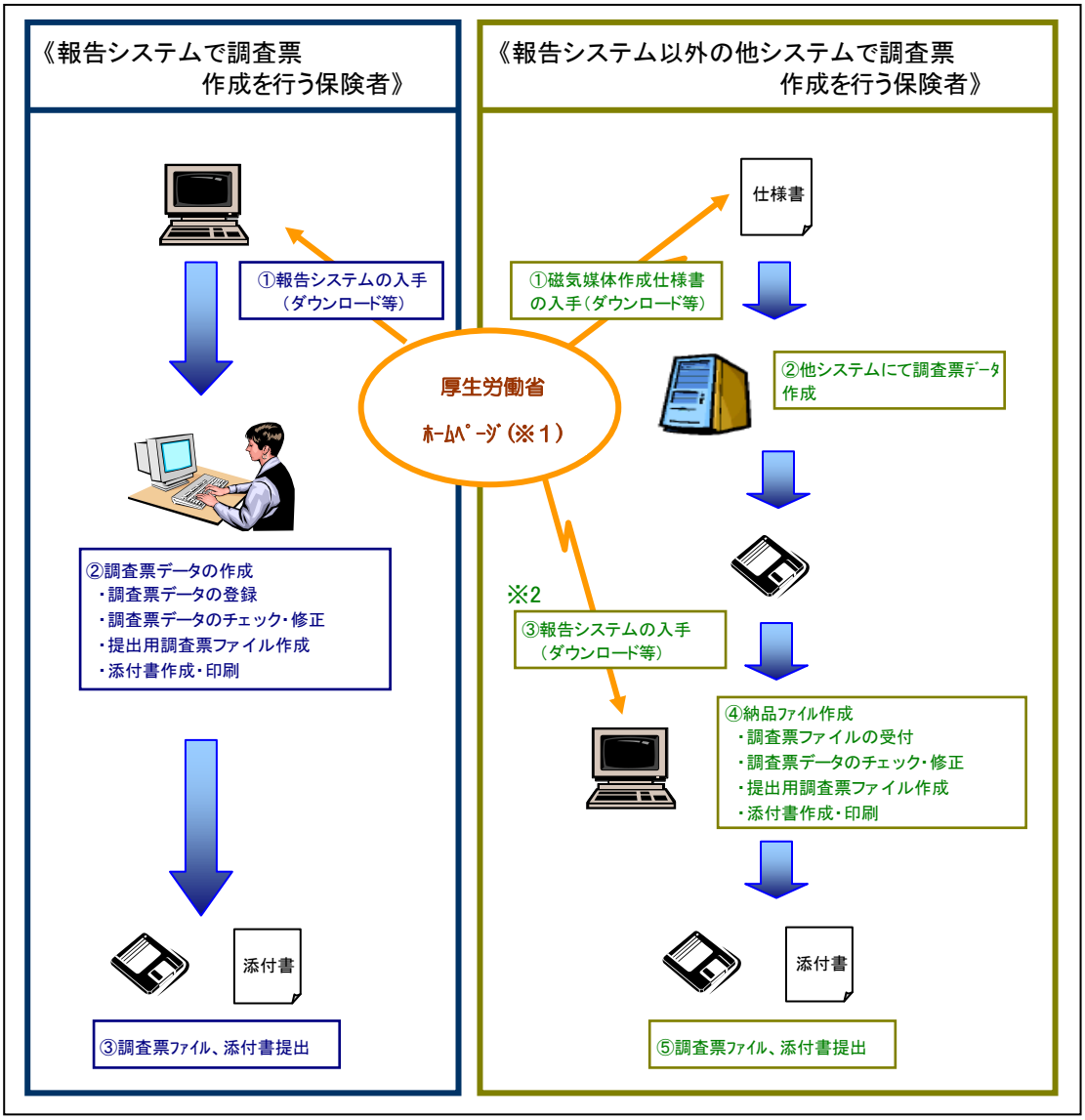

※１　厚生労働省ホームページに以下のものを掲載します。
- 国民健康保険実態調査報告システム(報告システム)
- 国民健康保険実態調査報告システム(報告システム)操作説明書
- 磁気媒体作成仕様　等々

※２　報告システム以外の他システムで調査票データを作成した場合は、報告システムを入手（ダウンロード）して、提出用ファイルを作成する必要があります。

2-2 保険者別作業の流れ

2-2-1 報告システムで調査票データの作成を行う保険者

報告システムを使用して調査票作成を行う保険者は、以下の手順で作業を行って下さい。

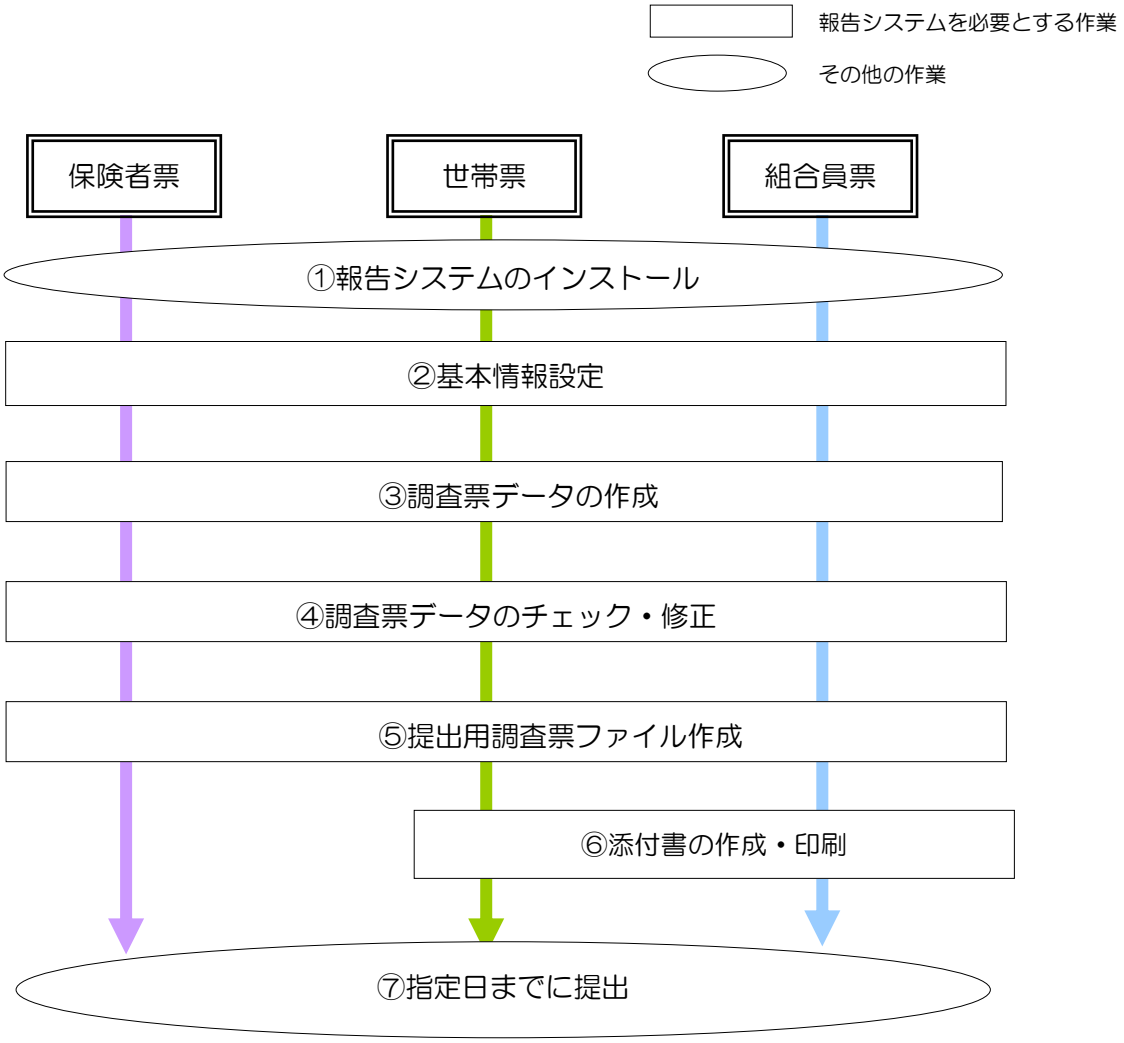

《作業内容の詳細》

①報告システムのインストール

厚生労働省ホームページより報告システムと操作説明書をダウンロードして下さい。
作業を行うパソコンに報告システムをインストールして下さい。調査票の作成を複数のパソコンで行う場合は、全てのパソコンに報告システムをインストールする必要があります。
インストールは調査票別には必要ありません。一度インストールした後は、どの調査票についても作業ができます。

⇒　3－2　報告システムの導入について（インストール）

②基本情報設定

調査実施年度、都道府県、保険者情報（保険者番号、保険者名、保険者区分、群別）の設定を行います。

⇒　4－1 基本情報設定

③調査票データの作成

報告システムから調査票の登録を行います。

⇒　５－1－1　世帯票の入力

④調査票データのチェック・修正

調査票登録のエラーチェック機能を使用して、エラーチェック条件に従って調査票データの内容をチェックします。チェック内容については付録のエラーチェック条件を参照して下さい。

エラーが存在する場合は、エラー内容を参考に修正を行います。

⇒　5－1－2　入力内容のチェック、５－1－6　世帯票の修正

⑤提出用調査票ファイル作成

登録した調査票データより提出用調査票ファイルを作成します。複数パソコンで調査票データを作成した場合は、本機能で調査票データを取り纏めます。

⇒　５－1－9　世帯票提出用調査票ファイルの作成

⑥添付書作成・印刷

世帯票・組合員票は添付書が必要です。提出用調査票ファイル提出時に同封する添付書の作成・印刷を行います。

⇒　５－1－10　添付書の作成

⑦保険者票、世帯票、組合員票提出

⑤で作成した提出用調査票ファイルを磁気媒体にコピーして都道府県に提出して下さい。

世帯票・組合員票については⑥で作成した添付書も同封して下さい。都道府県は厚生労働省の指定した期日までに厚生労働省に提出して下さい。保険者から都道府県への提出期限については提出先の都道府県の指示に従って下さい。

2-2-2 報告システム以外の他システムで調査票データの作成を行う保険者

報告システム以外の他システム（以降、他システム）を使用して調査票作成を行う保険者は、以下の作業手順で作業を行って下さい。

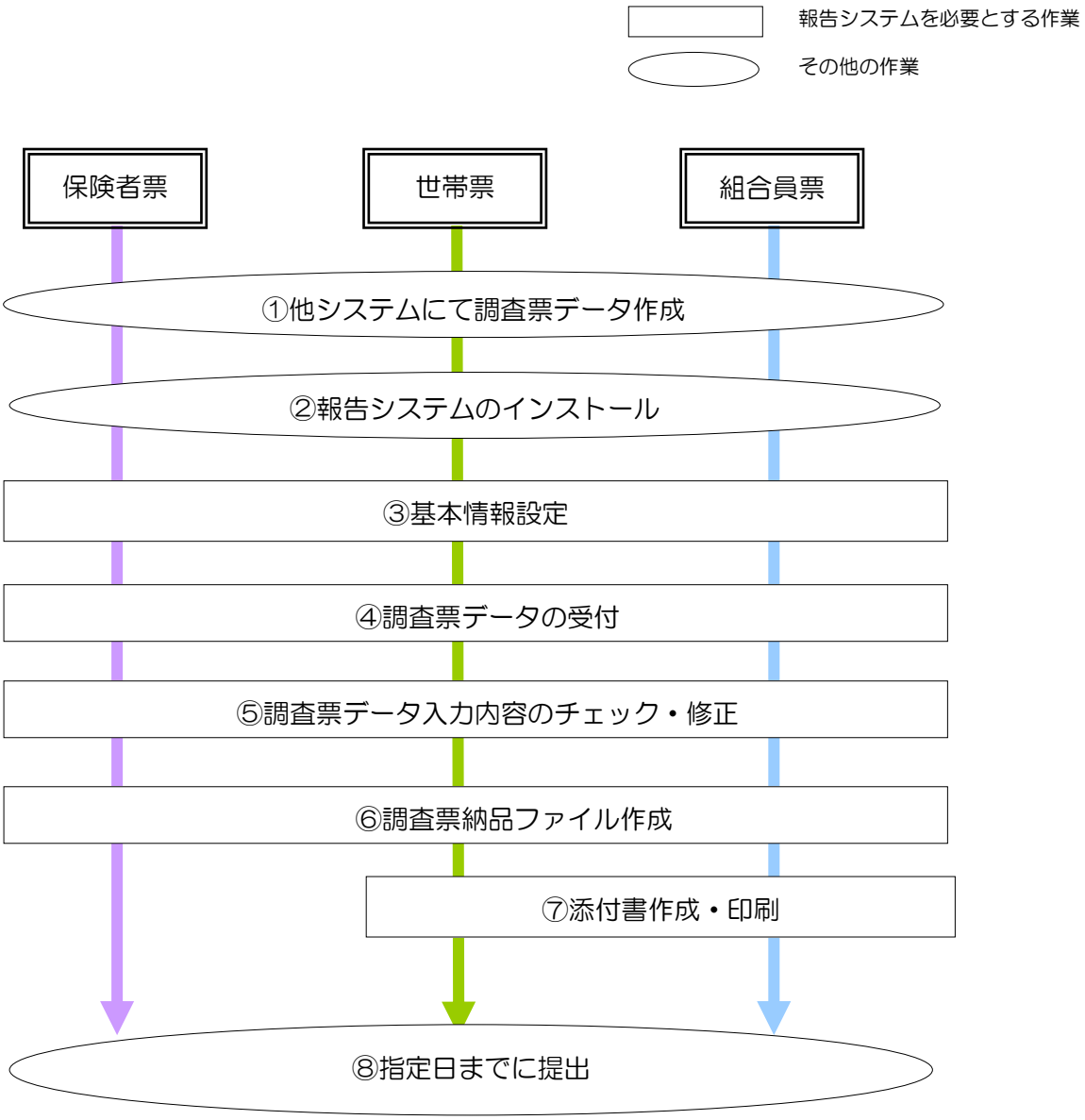

《作業内容の詳細》

①他システムにて調査票データ作成

報告システム以外の他システムにて調査票データの作成を行います。作成した調査票データより磁気媒体仕様書に従った調査票ファイルを作成して下さい。

②報告システムのインストール

厚生労働省ホームページより報告システムと操作説明書をダウンロードして下さい。
作業を行うパソコンに報告システムをインストールして下さい。調査票の作成を複数のパソコンで行う場合は、全てのパソコンに報告システムをインストールする必要があります。
インストールは調査票別には必要ありません。一度インストールした後は、どの調査票についても作業ができます。

⇒　３－２　報告システムの導入について（インストール）

③基本情報設定

調査実施年度、都道府県、保険者情報（保険者番号、保険者名、保険者区分、群別）の設定を行います。

⇒　４－１ 基本情報設定

④調査票データの受付

①で作成した調査票データを報告システムに取り込みます。

⇒　６　データ受付

⑤調査票データ入力内容のチェック・修正

調査票登録のエラーチェック機能を使用して、エラーチェック条件に従って調査票データの内容をチェックします。チェック内容については付録のエラーチェック条件を参照して下さい。
エラーが存在する場合は、エラー内容を参考に修正を行います。

⇒　５－1－2　入力内容のチェック、5－1－6　世帯票の修正

⑥提出用調査票ファイル作成

登録した調査票データより提出用調査票ファイルを作成します。複数パソコンで調査票データを作成した場合は、本機能で調査票データを取り纏めます。

⇒　５－1－9　世帯票提出用調査票ファイルの作成

⑦添付書作成・印刷

世帯票・組合員票は添付書が必要です。提出用調査票ファイルに同封する添付書の作成・印刷を行います。

⇒　５－1－10 添付書の作成

⑧保険者票、世帯票、組合員票提出

⑥で作成した提出用調査票ファイルを磁気媒体にコピーして、都道府県に提出して下さい。世帯票・組合員票は　⑦で作成した添付書も同封してください。
都道府県は厚生労働省の指定した期日までに厚生労働省に提出して下さい。保険者から都道府県への提出期限については提出先の都道府県の指示に従って下さい。

３報告システムの稼動条件と稼動方法

３-１　稼動条件

報告システムに必要な稼動条件は、以下の通りです。

システム	要件
ハードディスク	20 メガバイト以上の空き容量があること
メモリ	64 メガバイト以上 （128 メガバイト以上を推奨）
ディスプレイ解像度	1280×800 ピクセル（推奨）
OS	Microsoft Windows10 Microsoft Windows11

補足

※ディスプレイ解像度が推奨以下で、表示された画面が切れている場合は、以下の手順で、画面の DPI 設定を変更して下さい

★Windows10 の場合

Windows の[スタートボタン]→[設定]をクリックしてください。次に、[設定]画面内のリンクを、[システム]→[ディスプレイ]と辿り、[テキスト、アプリ、その他の項目のサイズを変更する]の下にあるバーを左にスライドしてください。バーでなくプルダウンが表示される場合は、プルダウンのパーセンテージを小さくしてください。

★Windows11 の場合

Windows の[スタートボタン]→[設定]をクリックしてください。次に、[設定]画面内のリンクを、[システム]→[ディスプレイ]と辿り、[テキスト、アプリ、その他のサイズを変更します]のプルダウンのパーセンテージを小さくしてください。

注意

インストールを行う端末で既に以下のソフトウェアを使用する別のシステムが稼動していた場合、報告システムをインストールすることによって汎用ソフトウェアのバージョン等が一致しなくなることがあり、既存のシステムが正常に作動しなくなる可能性があります。その場合は管理者またはソフトウェアメーカーへお問合わせ下さい。

汎用ソフトウェア（コンポーネント）

①Microsoft Visual C++ 2017 ランタイム（マイクロソフト株式会社）

②Microsoft .NET Framework 4.7.2（マイクロソフト株式会社）

Microsoft、Windows は、米国 Microsoft Corporation の米国及びその他の国における登録商標です。

その他の製品名称などの固有名詞は、各社の登録商標、商標あるいは商品名です。

3-2 報告システムの導入について（インストール）

報告システムをインストールする場合は、必ず管理者（Administrator）権限をもつユーザーでログオンしてから行ってください。
（管理者ユーザーID に日本語が含まれていると正しくインストールができないことがあります。）

３種類のインストーラが用意されています。通常版をインストールする場合は3-2-1、FD 版をインストールする場合は3-2-2、1 ファイル 8MB 版をインストールする場合は 3-2-3 を参照してください。

3-2-1 通常版のインストール

①厚生労働省ホームページよりダウンロードしたファイル（SETUP6.EXE）を任意のフォルダへコピーします。

SETUP6.EXE を右クリックし、［管理者として実行］をクリックします。

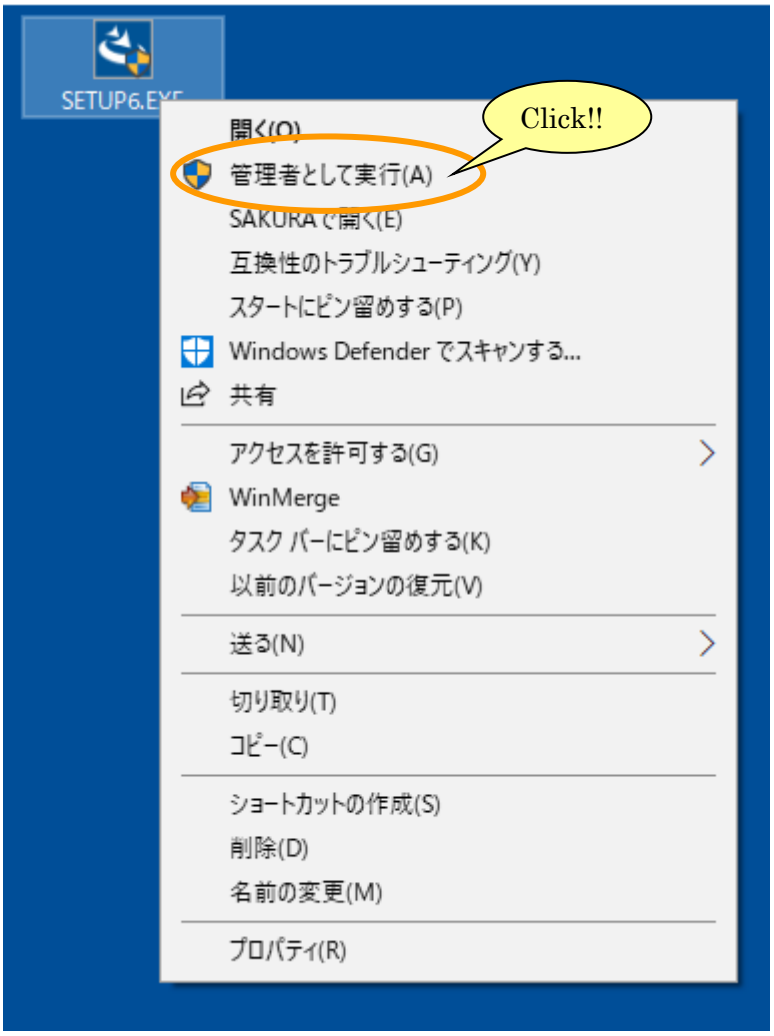

次の画面が表示されましたら、［はい］をクリックしてください。

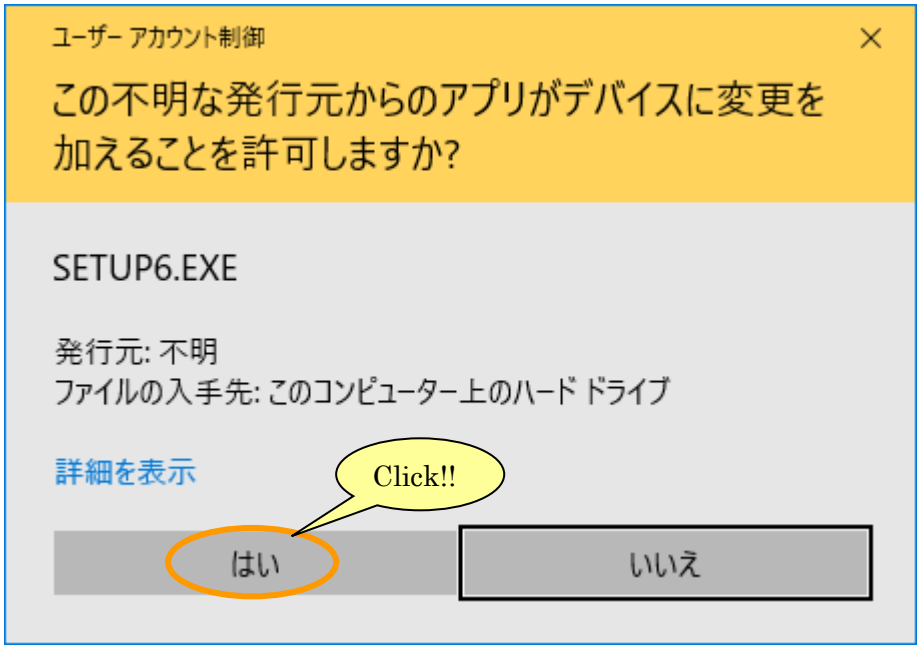

②［国民健康保険実態調査　報告システム_R08 用の InstallShield ウィザードへようこそ］画面が表示されますので、［次へ］ボタンをクリックします。

※［キャンセル］ボタンをクリックするとインストールされません。

③［インストール先のフォルダー］画面が表示されますので、内容を確認しましたら［次へ］ボタンをクリックします。

インストールするフォルダを変更する場合は、［変更］ボタンをクリックして変更します。

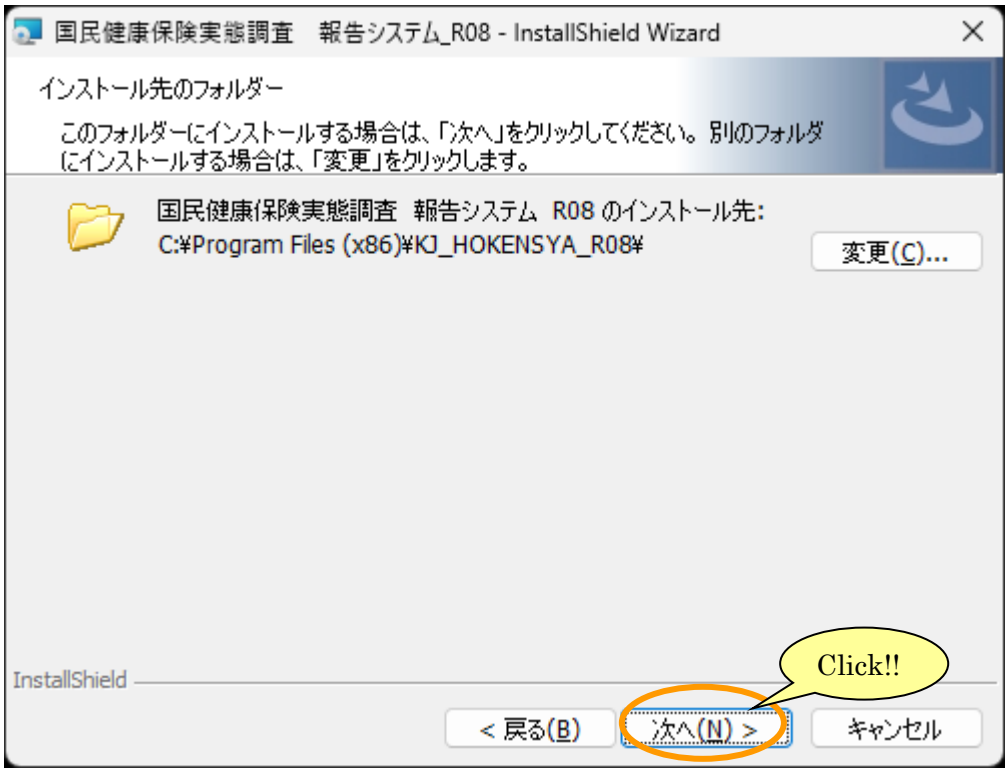

※実行時にパスが見つかりませんというダイアログが表示された場合は、一度アンインストールして、フォルダを「C:¥Program Files (x86)¥KJ_HOKENSYA_R08」にして再度インストールしてください。

但し、Windows10（32bit）の場合、(x86)が無いフォルダ名になります。

④［プログラムをインストールする準備ができました］画面が表示されますので、［インストール］ボタンをクリックします。

⑤［Installshield ウィザードを完了しました］画面が表示されるまで、しばらくお待ちください。
［Installshield ウィザードを完了しました］画面が表示されたら、［完了］ボタンをクリックし、インストールを終了します。

3-2-2 FD 版のインストール

① 各 FD の［SETUP6.zip.XXX］ファイル及び［分割ファイルの結合.bat］ファイルを任意のフォルダへコピーします。

任意のフォルダには、12 個のファイル(SETUP6.zip.001、SETUP6.zip.002、SETUP6.zip.003、SETUP6.zip.004 、 SETUP6.zip.005 、 SETUP6.zip.006 、 SETUP6.zip.007 、 SETUP6.zip.008、SETUP6.zip.009、SETUP6.zip.010、SETUP6.zip.011 及び 分割ファイルの結合.bat）がある状態になります。

※　XXX→001～011 の連番

② 分割ファイルの結合.bat をダブルクリックすると SETUP6.zip が作成されます。

次の画面が表示されましたら、「Enter」キーを押下してください。

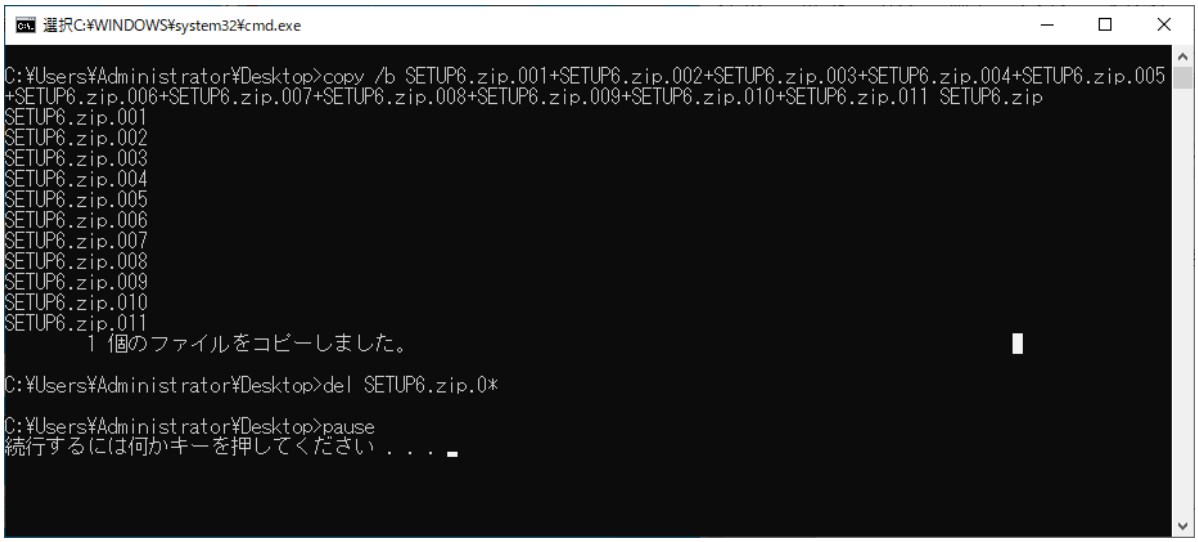

任意のフォルダには、２つのファイル（SETUP6.zip 及び 分割ファイルの結合.bat）がある状態になります。

③ SETUP6.zip を右クリックし[すべて展開]をクリックします。

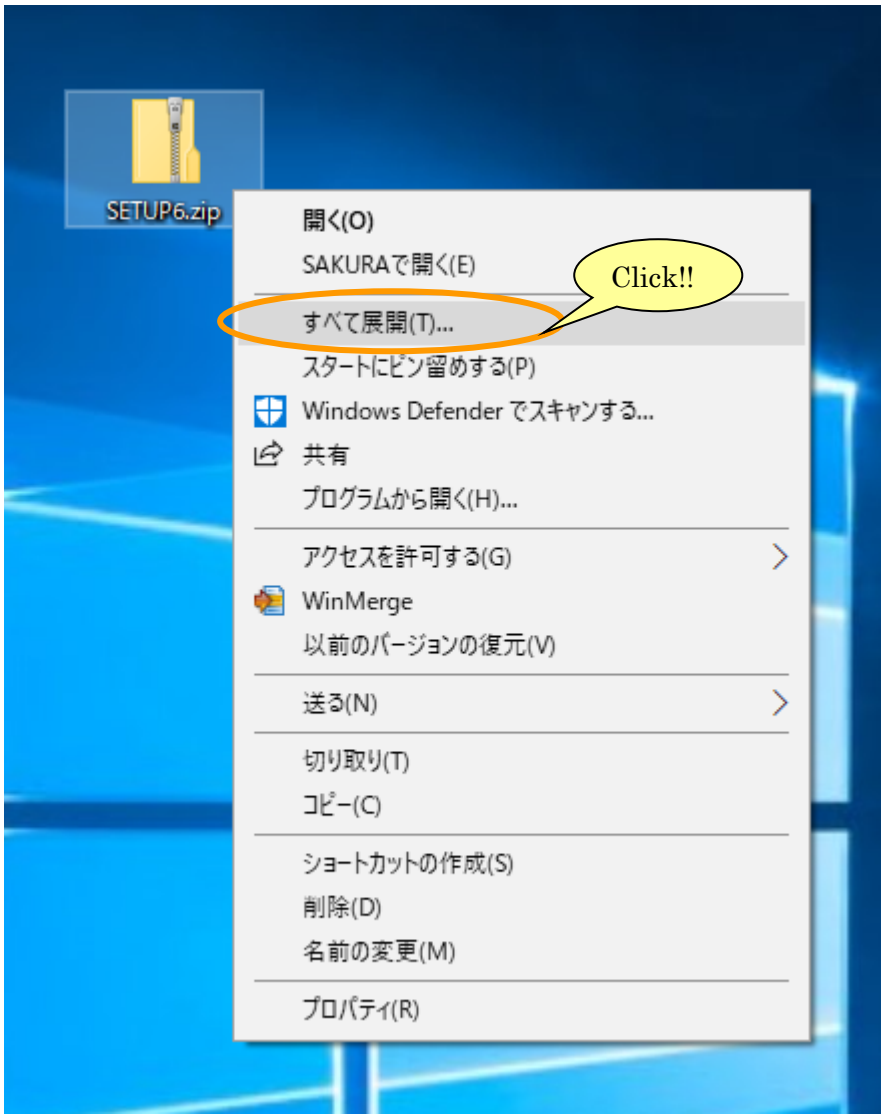

④　展開先フォルダを指定して展開ボタンをクリックします。

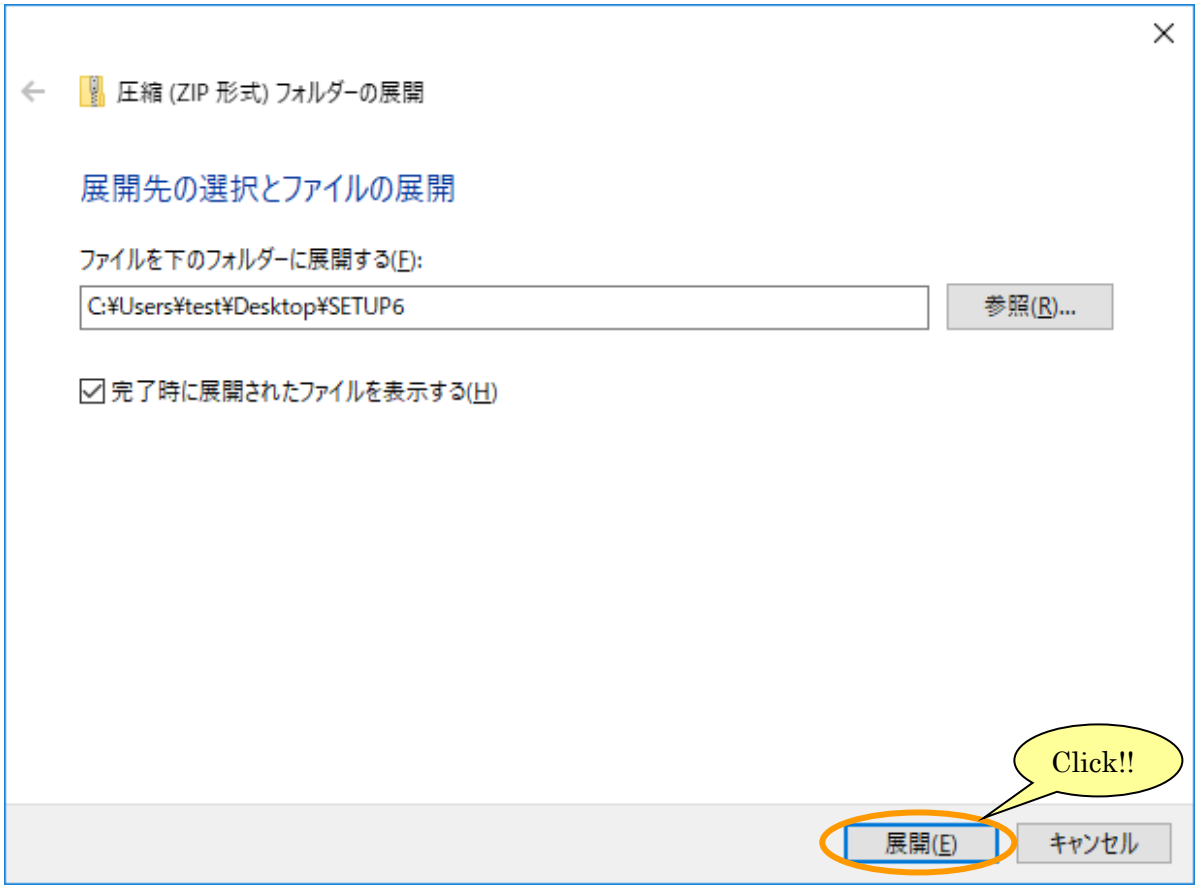

⑤　④で指定した展開先フォルダに、SETUP6.exe が作成されます。

⑥　ここから先は、［3-2-1 通常版のインストール］と同様の手順で、システムをインストールします。

3-2-3 1ファイル8MB版のインストール

① ［SETUP6.zip.XXX］ファイル及び［分割ファイルの結合.bat］ファイルを任意のフォルダへコピーします。

任意のフォルダには、3 つのファイル（SETUP6.zip.001、SETUP6.zip.002 及び 分割ファイルの結合.bat）がある状態になります。

※　XXX→001～002 の連番

② 分割ファイルの結合.bat をダブルクリックすると SETUP6.zip が作成されます。

次の画面が表示されましたら、「Enter」キーを押下してください。

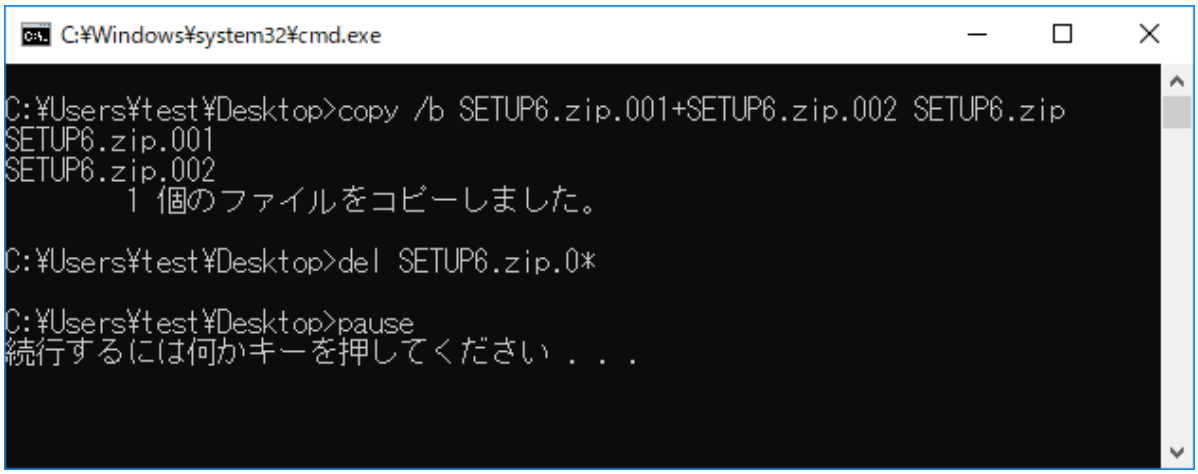

任意のフォルダには、２つのファイル（SETUP6.zip 及び 分割ファイルの結合.bat）がある状態になります。

③ SETUP6.zip を右クリックし[すべて展開]をクリックします。

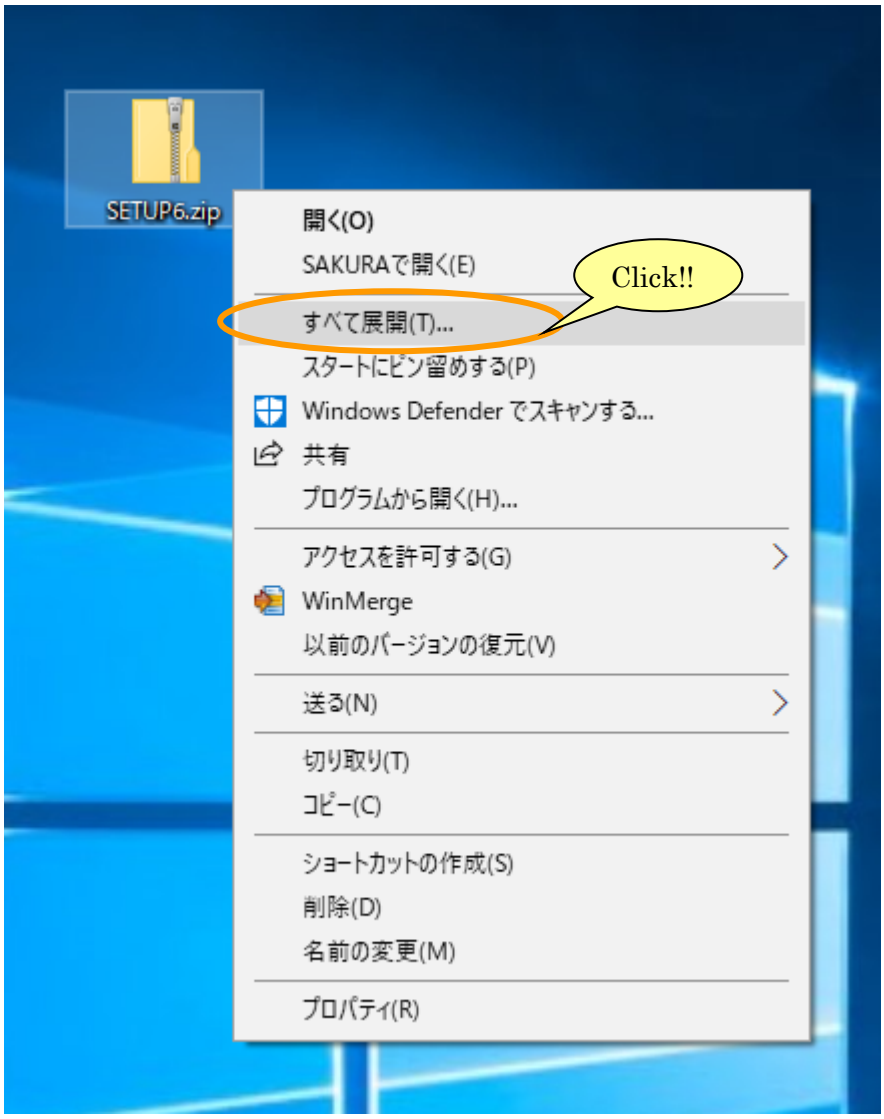

④　展開先フォルダを指定して展開ボタンをクリックします。

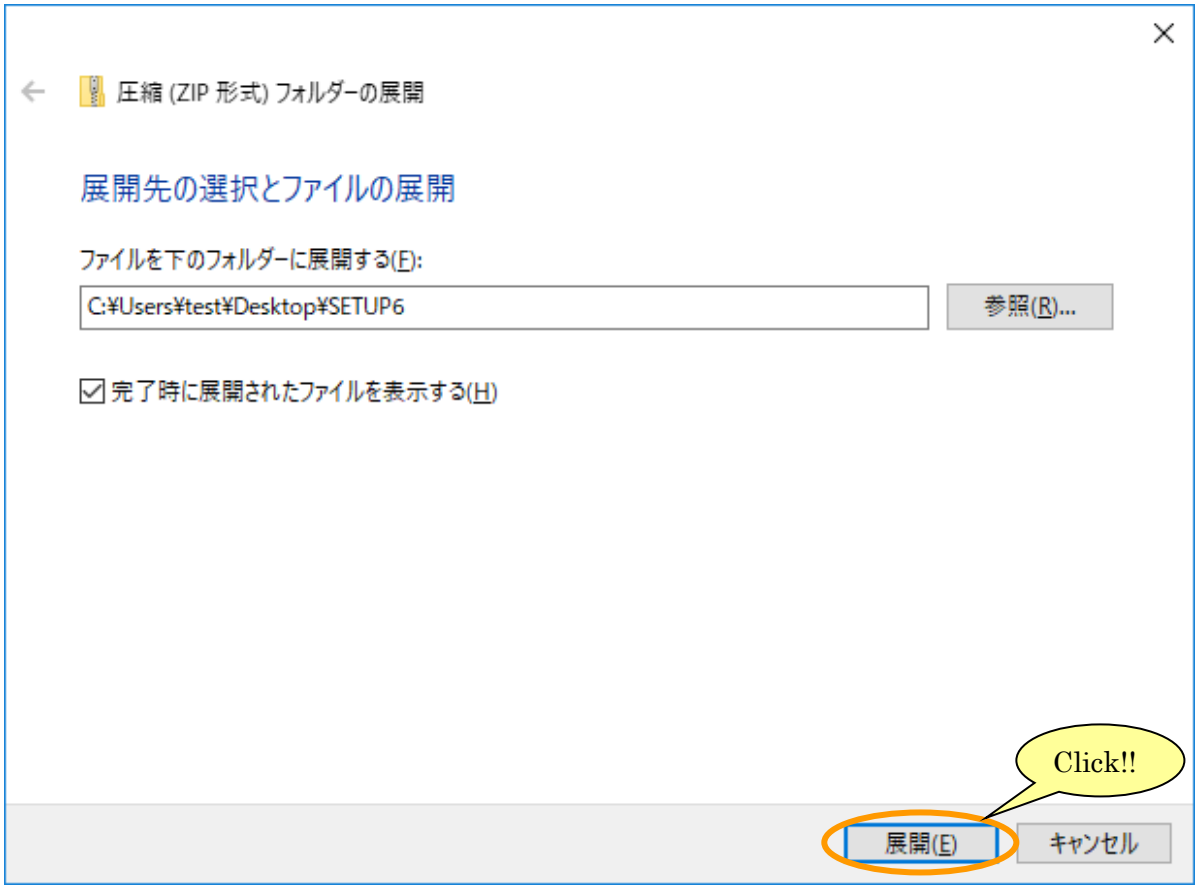

⑤　④で指定した展開先フォルダに、SETUP6.exe が作成されます。

⑥　ここから先は、［3-2-1 通常版のインストール］と同様の手順で、システムをインストールします。

３-３ 報告システムの削除について（アンインストール）

報告システムをアンインストールする場合は、必ず管理者（Administrator）権限をもつユーザーでログオンしてから行ってください。

アンインストール後に再度インストールする場合は、パソコンを一度シャットダウンして、再起動後にインストール作業を行ってください。

注意

※前年度の報告システムを削除しますと、前年度の調査票を見ることができなくなります。

★Windows10 の場合

①Windows のタスクバーの［スタート］→［W］→［Windows システムツール］→［コントロールパネル］を開き、下記の順で項目をクリックしていきます。

（※一部のバージョンでは Windows のスタートボタンで右クリック、［コントロールパネル］を開き、下記の順で項目をクリックしていきます。）

［プログラム］→［プログラムと機能］

★Windows11 の場合

①Windows のタスクバーの［スタート］→［すべてのアプリ］→［W］→［Windows ツール］→［コントロールパネル］を開き、下記の順で項目をクリックしていきます。

［プログラム］→［プログラムと機能］

②［国民健康保険実態調査　報告システム］を選択し、［アンインストール］ボタンをクリックします。

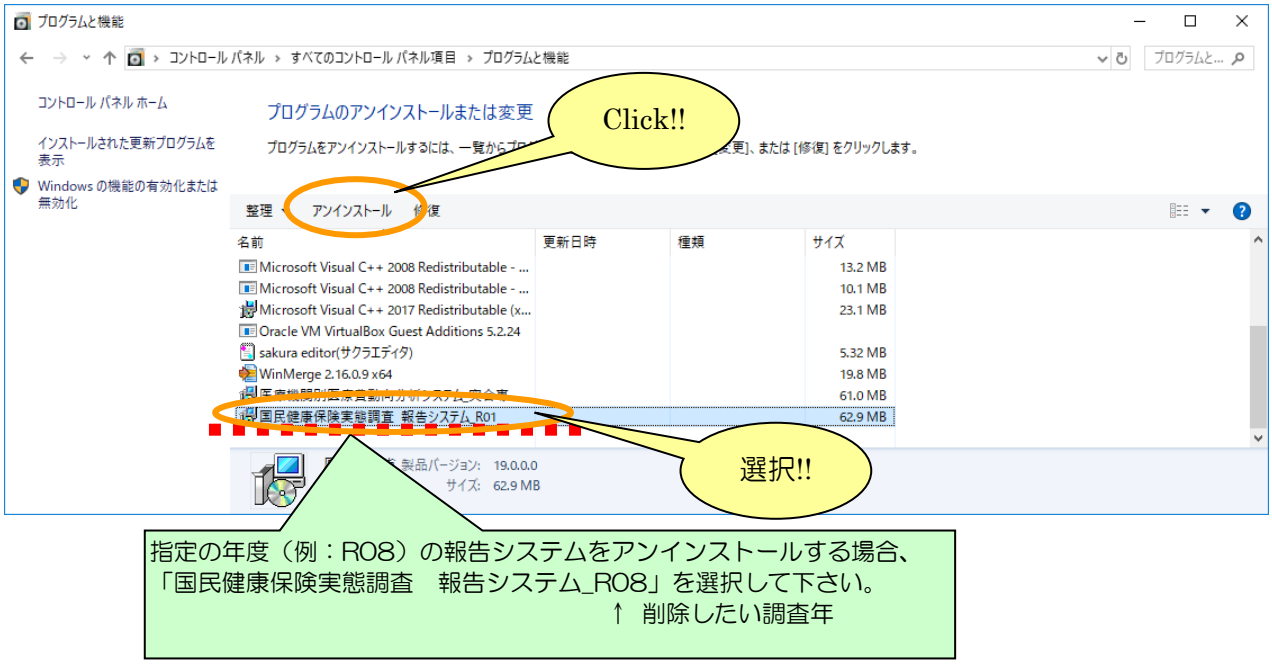

指定の年度（例：R08）の報告システムをアンインストールする場合、
「国民健康保険実態調査　報告システム_R08」を選択して下さい。
↑ 削除したい調査年

③下記のような確認画面が表示されますので、［はい］ボタンをクリックします。

※［いいえ］ボタンをクリックした場合、削除処理は中止されます。

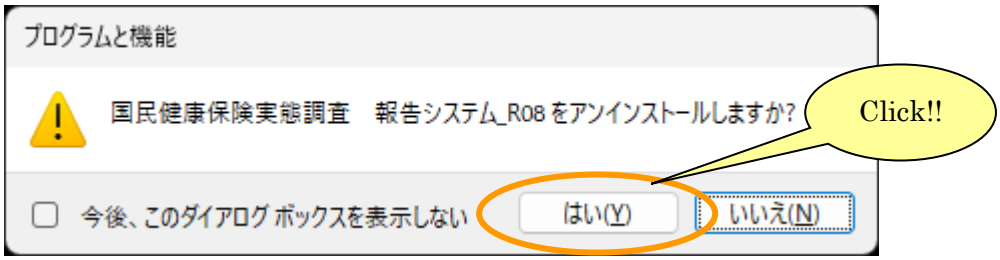

④次の画面が表示されましたら［はい］をクリックしてください

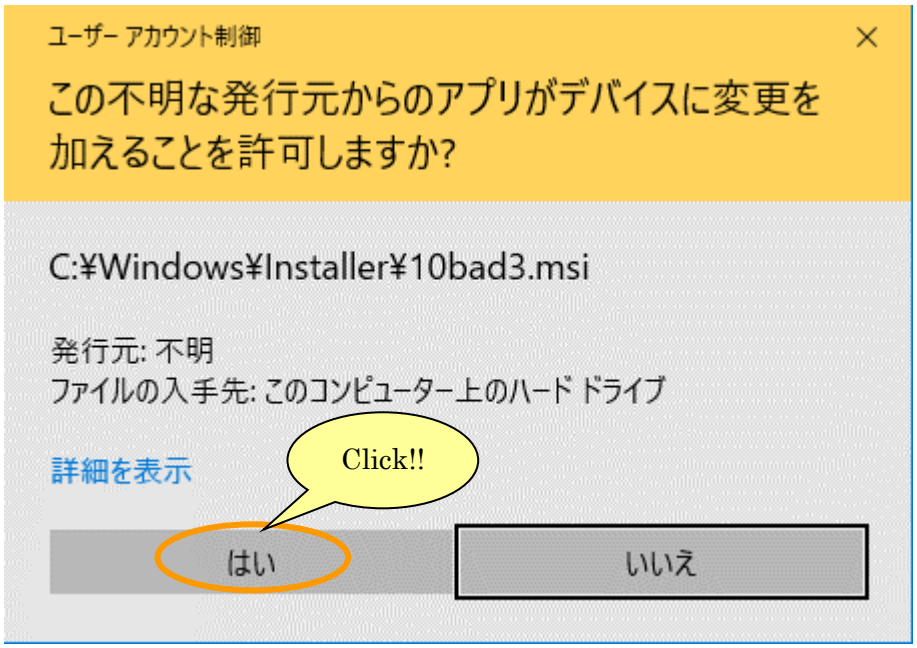

⑤コンピュータを再起動します。

⑥報告システムをインストールしたフォルダを削除します。
（デフォルトでは、[C:¥Program Files (x86)¥KJ_HOKENSYA_R08]です。
但し、Windows10（32bit）の場合、(x86)が無いフォルダ名になります。）
インストールしたフォルダが既に削除されている場合は、何もせずに、次の手順に進んでください。

★Windows10 の場合

⑦Windows のタスクバーの［スタート］→［W］→［Windows システムツール］→［コントロールパネル］を開き、下記の順で項目をクリックしていきます。
（※一部のバージョンでは Windows のスタートボタンで右クリック、［コントロールパネル］を開き、下記の順で項目をクリックしていきます。）

［デスクトップのカスタマイズ］→［フォルダオプション］
（※[フォルダオプション]でなく[エクスプローラーのオプション]と表示されている場合があります。）

★Windows11 の場合

⑦Windows のタスクバーの［スタート］→［すべてのアプリ］→［W］→［Windows ツール］→［コントロールパネル］を開き、下記の順で項目をクリックしていきます。

［デスクトップのカスタマイズ］→［エクスプローラーのオプション］

⑧［フォルダオプション］（または[エクスプローラーのオプション]）画面が開きますので、［表示］タブをクリックし、［隠しファイル、隠しフォルダー、および隠しドライブを表示する］にチェックを入れ、［OK］ボタンをクリックしてください。

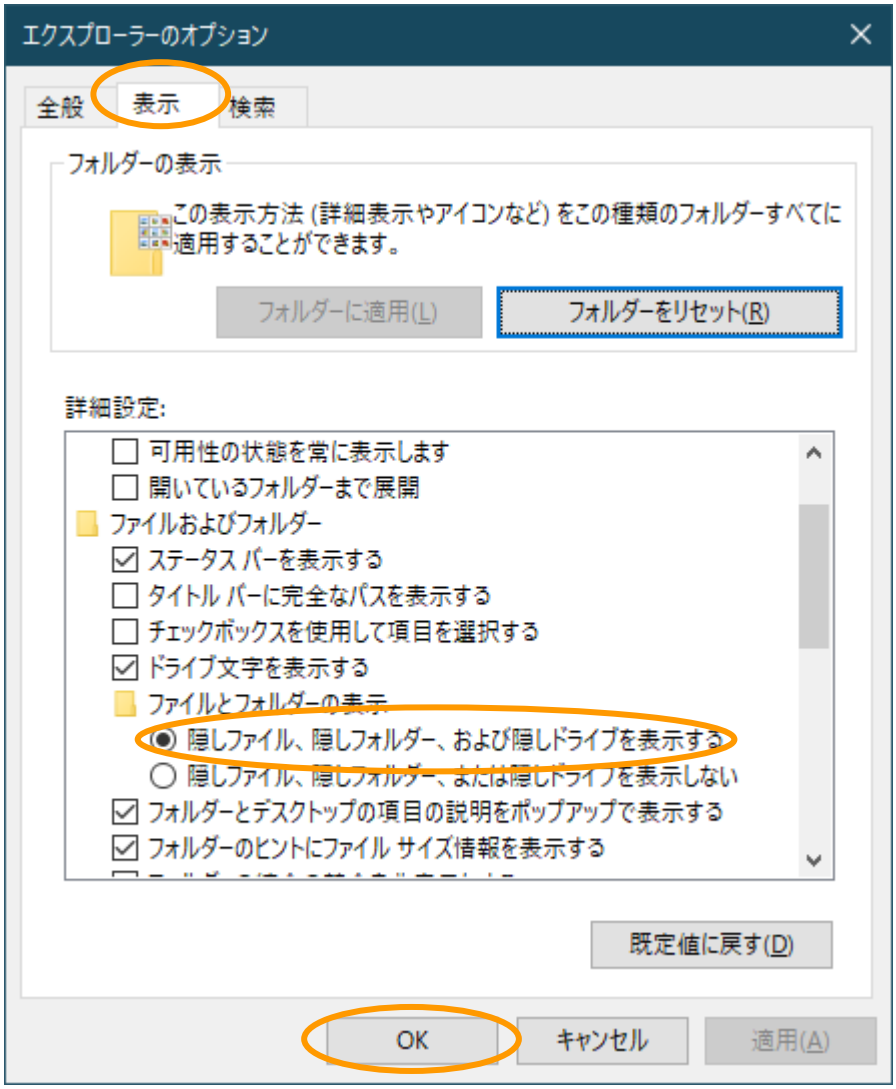

⑨報告システムを使用した全ユーザーについて、下記のフォルダを削除します。

C:¥Users¥［報告システムを使用したユーザー名］¥AppData¥Local¥VirtualStore¥［報告システムをインストールしたフォルダ］
（フォルダの例：[C:¥Users¥Administrator¥AppData¥Local¥VirtualStore¥Program Files (x86)¥KJ_HOKENSYA_R08]
但し、Windows10（32bit）の場合、(x86)が無いフォルダ名になります。）

上記フォルダが無い場合は、何もせずに、アンインストールを終了してください。
なお、フォルダ［Users］は、［ユーザー］と表示されていることがあります。

3-4 報告システムの起動と終了について

3-4-1 報告システムの起動

Windows スタートボタンをクリック→[すべてのアプリ]から、[国民健康保険実態調査]→[R08__報告システム国保実態]を選択します。）

（※Windows11 の場合は Windows スタートボタンをクリック→[すべてのアプリ]から、[R08_報告システム]と表示される場合があります。）

または、Windows デスクトップ画面の［報告システム］アイコン（下記）をダブルクリックします。その後、［基本情報設定］画面が表示されます。

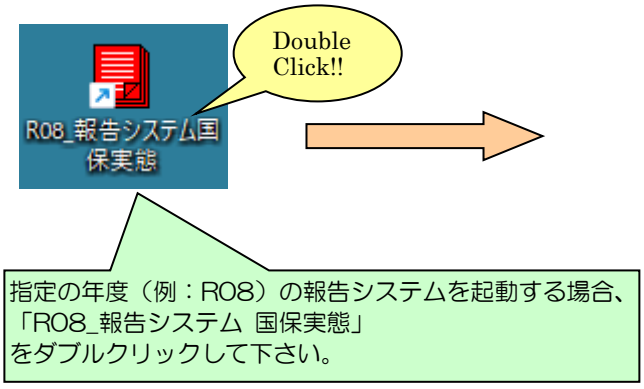

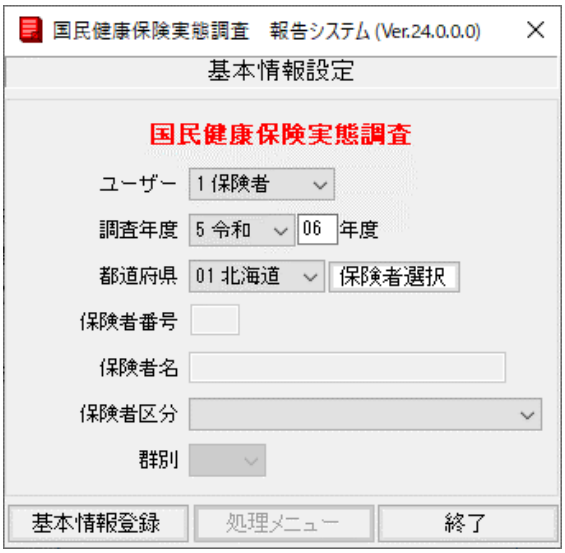

注意

※報告システムのインストールに失敗している場合、起動時に以下のメッセージが表示される場合があります。このような場合、報告システムをアンインストールから、パソコンを一度シャットダウンして、再起動後に報告システムを再度インストールして下さい。

詳しい手順は、以下の章を参照して下さい。

- 操作方法（インストール）　≫　３－２　報告システムの導入について
- 操作方法（アンインストール）　≫　３－３　報告システムの削除について

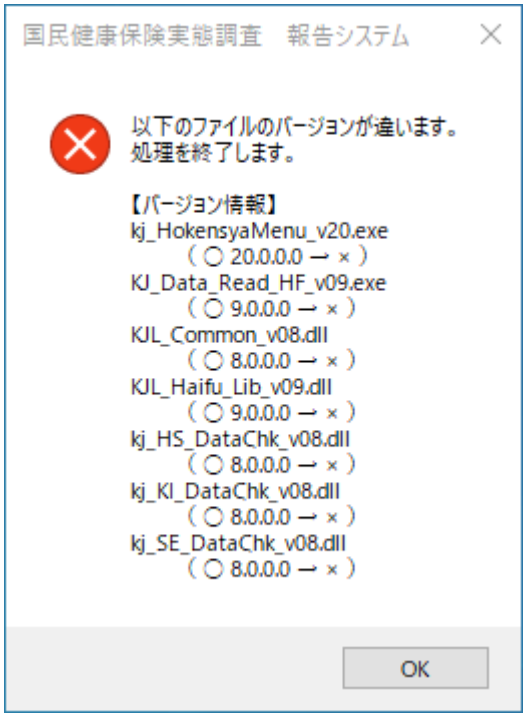

3-4-2 報告システムの終了

［基本情報設定］画面又は［処理メニュー］画面にて［終了］ボタンをクリックすると、報告システムが終了します。

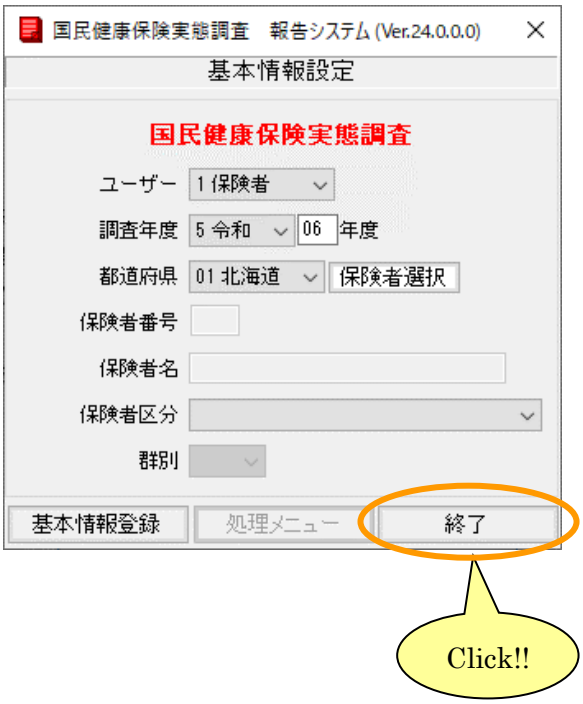

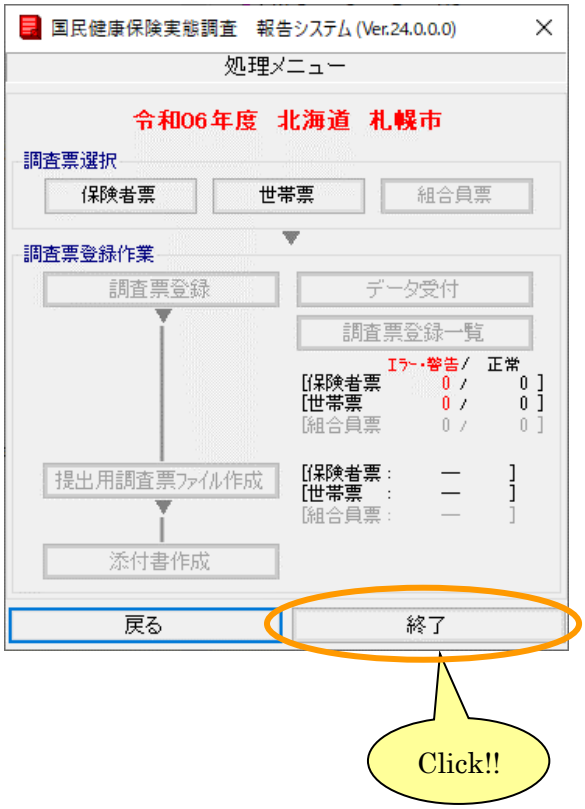

3-5 報告システムのフォルダ構成について

報告システムのフォルダ構成について以下に記述します。

インストール直後：bin、ERR_MSG、TABLE、WR フォルダが作成されます。

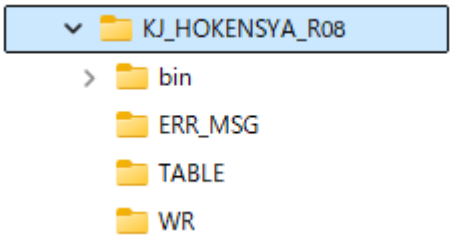

起動後：DATA、IN_DATA、LOG、OUT_DATA フォルダが作成されます。

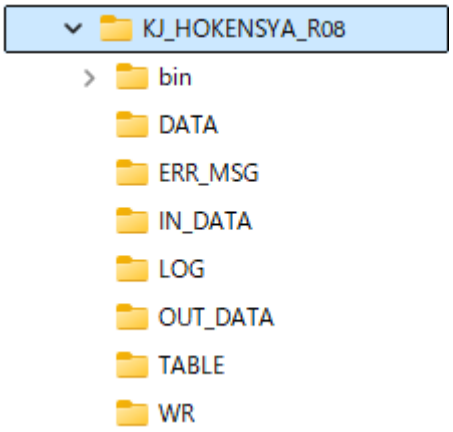

フォルダ名	内容
bin	報告システムの実行モジュールが格納されています。
DATA	画面から登録した調査票データの一時ファイルが格納されています。
ERR_MSG	調査票修正画面で表示されるエラーメッセージのテキストファイルが格納されています。
IN_DATA	データ受付時に受付したファイルが格納されています。
LOG	画面操作時の LOG ファイルが格納されています。
OUT_DATA	帳票印刷時の一時ファイルが格納されています。
TABLE	各種コード情報のテキストファイルが格納されています。
WR	帳票印刷時のレイアウトファイルが格納されています。

4 基本情報設定と処理メニュー

ここでは、調査票登録を行うための基本情報を設定する手順と処理メニューについて説明します。

4-1 基本情報設定

①ユーザー（1 保険者を選択）、調査年度、都道府県を設定します。

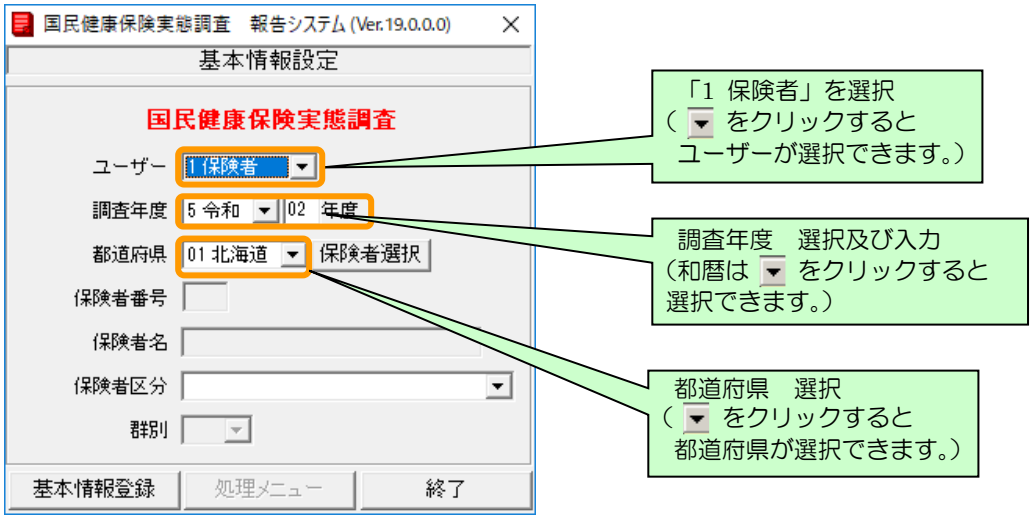

②都道府県を選択すると［保険者選択］ボタンがクリックできるようになります。このボタンをクリックして保険者を選択します。

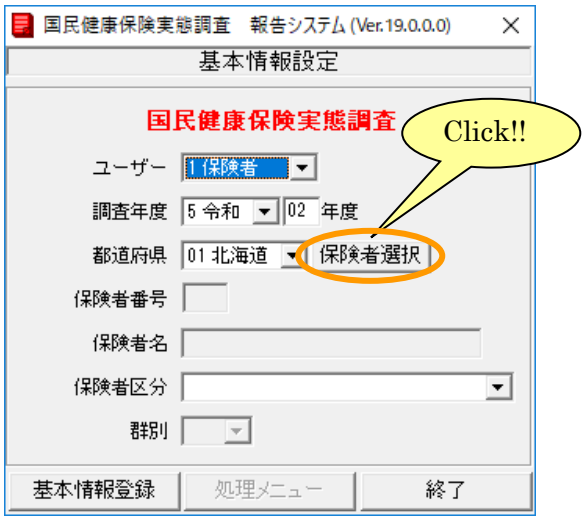

③［保険者選択］画面が表示されるので、該当する保険者を選択します。保険者を選択したあと［決定］ボタンをクリックすると［基本情報設定］画面に戻ります。［基本情報設定］画面には選択した保険者番号、保険者名と群別が表示されます。

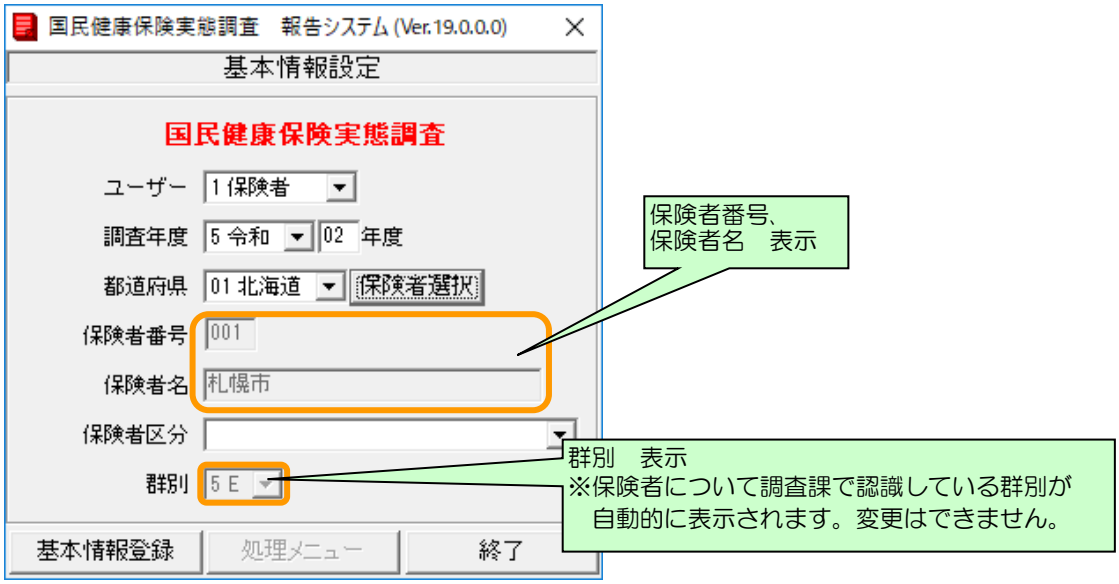

補足

※調査票は保険者単位での作成が基本です。広域連合の保険者で、市町村ごとに作成した場合や、合併したばかりの合併前の市町村ごとに作成した場合は、取りまとめ市町村で調査票磁気ファイルを一つにまとめて提出して下さい。一つにまとめる機能は報告システム（保険者用）の「提出用調査票ファイルの作成」機能で対応できます。

④保険者区分を選択します。すべての項目を入力した後［基本情報登録］ボタンをクリックすると、選択した内容が基本情報として設定されます。変更する場合は対象項目を変更後、［基本情報登録］ボタンをクリックします。

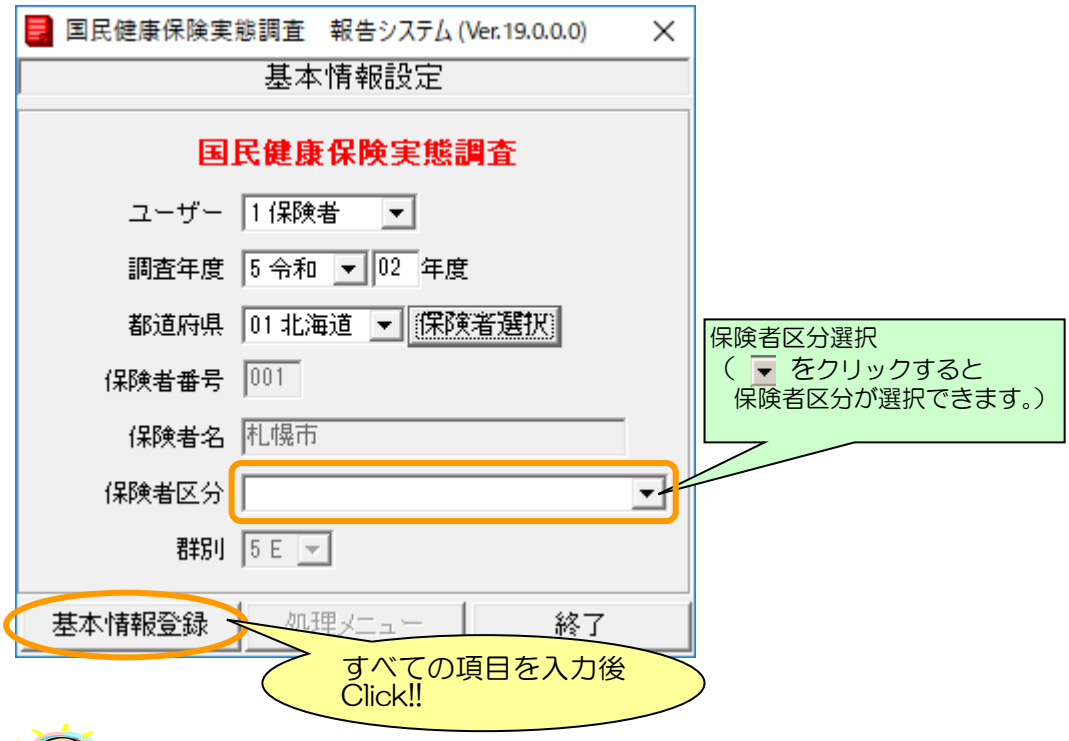

補足

※保険者番号と保険者名項目は手入力できません。

※群別は変更できません。

※保険者区分に該当する区分が存在しない場合、又は「全国土木建築組合」の場合は「06 食品、衛生及び税理士等一般業種組合（全国土木建築組合を含む）」を選択して下さい。

注意

※　調査票データの登録を行った後に［基本情報設定］画面の基本情報（都道府県番号、保険者番号、保険者区分、群別）を変更すると、既に登録した調査票データの修正が必要になります。
修正対象の調査票データの修正・削除については各調査票の修正・削除の項目を参照してください。

4-2 処理メニュー画面説明

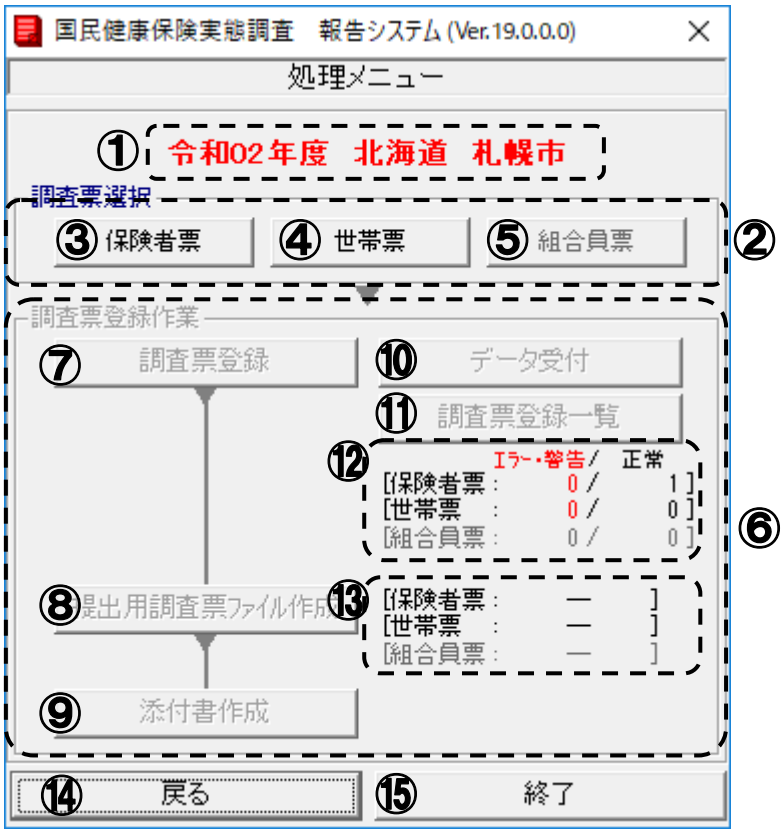

【機能説明】

番号	項目名		項目説明
①	基本情報		［基本情報設定］画面で登録した調査年度、保険者情報が表示されます。
②	調査票選択欄		調査票登録作業を行う調査票種類を③～⑤より選択します。 選択されている調査票はボタンが赤く表示されます。
③	調査票選択	［保険者票］ボタン	保険者票の作成作業を行います。
④		［世帯票］ボタン	世帯票の作成作業を行います。
⑤		［組合員票］ボタン	組合員票の作成作業を行います。
⑥	調査票登録作業欄		調査票登録作業の各処理を表示します。②調査票選択欄より作業を行う調査票を選択していないと使用できません。
⑦	調査票登録作業	［調査票登録］ボタン	調査票の新規・修正・削除・印刷を行います。 **>>　５　調査票作成**
⑧		［提出用調査票ファイル作成］ボタン	提出用調査票ファイルの作成を行います。②調査票選択欄より選択した調査票を１件以上作成していないと使用できません。 **>>　５　調査票作成**

番号	項目名		項目説明
⑨	調査票登録作業	［添付書作成］ボタン	添付書の作成を行います。 ※提出用調査票ファイルを作成していないと使用できません。 **＞＞　５　調査票作成**
⑩		［データ受付］ボタン	報告システム以外の他システムで作成した調査票データの受付を行います。 **＞＞　６　データ受付**
⑪		［調査票登録一覧］ボタン	作成した調査票の一覧が表示されます。②調査票選択欄より選択した調査票を１件以上作成していないと使用できません。 ※組合員票使用可 **＞＞　５　調査票作成**
⑫		登録枚数	作成された調査票の枚数が表示されます。 ＊エラー・警告　･･･　エラーもしくは警告のある調査票枚数 ＊正常　･･･　正常な調査票枚数
⑬		作成日	提出用調査票ファイルを作成した日付が表示されます。
⑭		［戻る］ボタン	［基本情報設定］画面へ戻ります。 **＞＞　４-１　基本情報設定**
⑮		［終了］ボタン	報告システムを終了します。 **＞＞　３-４-２　報告システムの終了**

５ 調査票作成

ここでは、報告システムを使用して調査票の登録、修正、削除を行う手順について調査票種類ごとに説明します。

５-１　世帯票

５-１-１ 世帯票の入力

①［基本情報設定］画面の［処理メニュー］ボタンをクリックします。

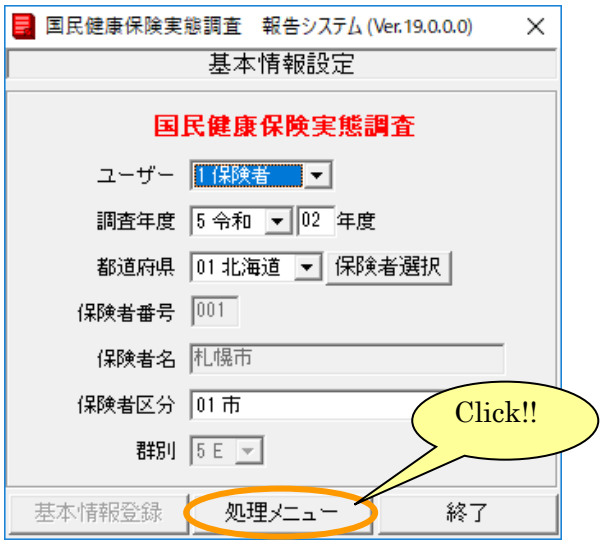

②［処理メニュー］画面が表示されますので、［世帯票］ボタンをクリックします。

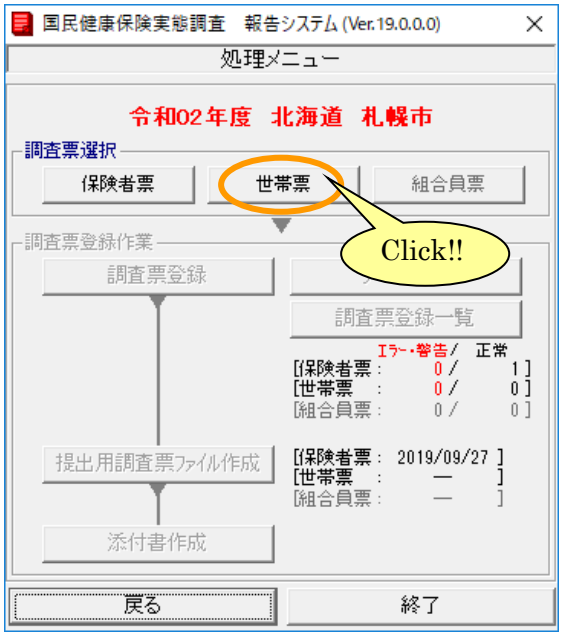

③［世帯票］ボタンをクリックすると、世帯票登録作業欄の［調査票登録］ボタン、［データ受付］ボタンがクリック可能となり、［世帯票］ボタンは表示が赤く切り替わります。［調査票登録］ボタンをクリックします。

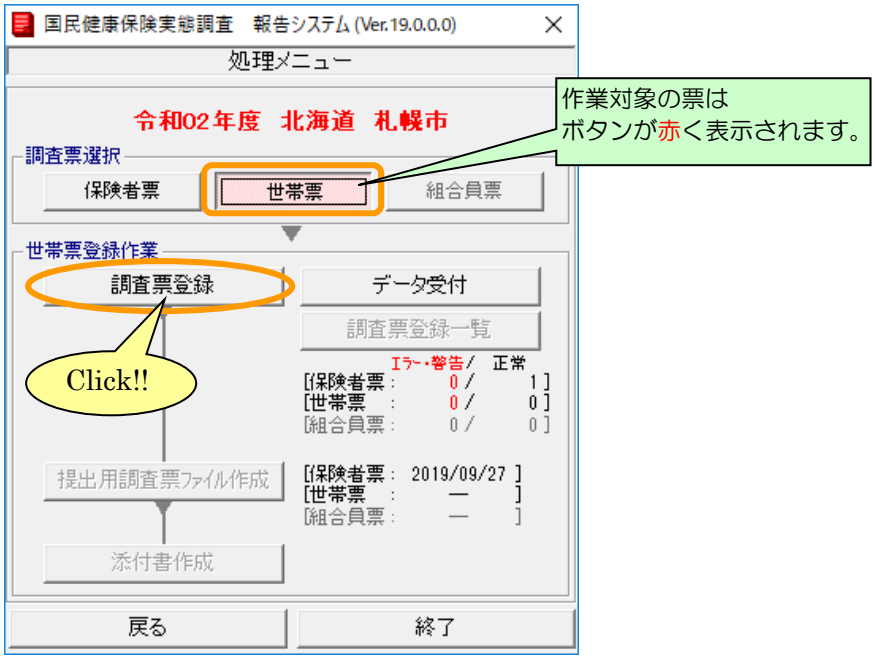

④［作業区分］画面が表示されます。［新規］ボタンをクリックします。
世帯票のデータが登録されていない状態では［新規］ボタンのみ使用可能となっています。

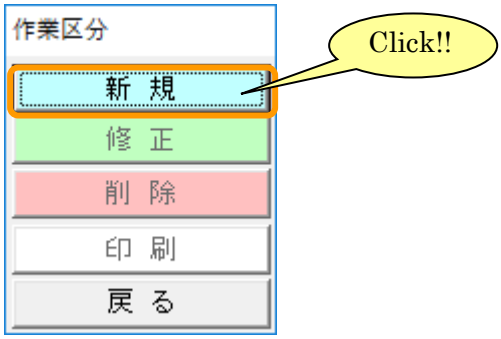

⑤［新規］ボタンをクリックすると、［調査票登録］画面が表示されます。

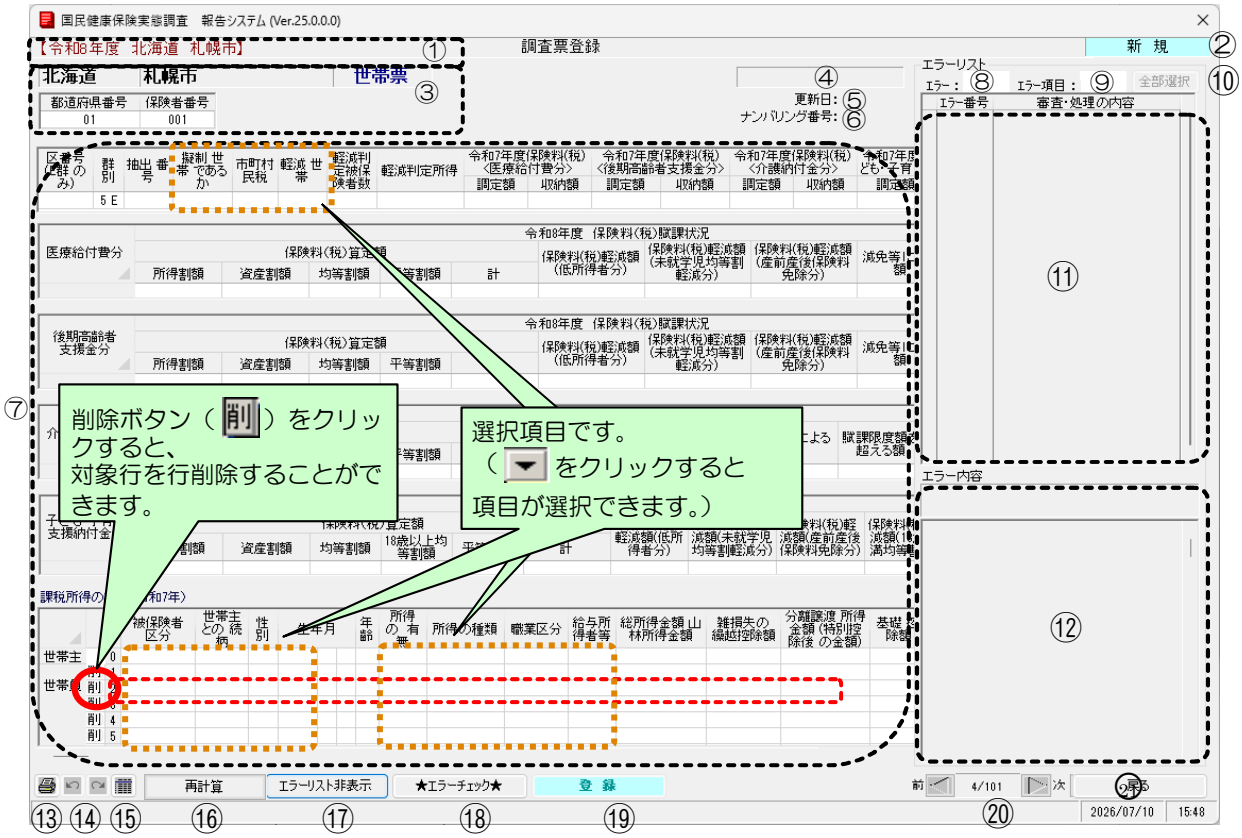

⑥世帯票の入力を行います。入力欄の各項目を入力、選択します。

【機能説明】

番号	項目名	項目説明
①	基本情報	［基本情報設定］画面にて登録した都道府県・保険者が表示されます。
②	作業区分	［作業区分］画面で選択した作業名が表示されます。
③	基本情報（調査票）	新規登録処理の場合は、①と同じ情報が表示されます。 修正・削除処理の場合は、調査票に登録されている基本情報が表示されます。 ※修正・削除処理の時、①と違う値が表示されている場合は提出用ファイル作成が行えません。①が間違っている場合は［基本情報設定］画面、③が間違っている場合は［調査票登録　データ検索］画面にて修正をして下さい。 **>>　4-1　　基本情報設定** **>>　5-1-6 世帯票の修正**
④	エラー区分	エラーチェックを行った際に、エラー区分が背面色を変えて表示されます。 ・エラー（赤）：重要エラー有 ・警告　（黄）：警告のみ有 ・正常　（灰）：エラー無 **>>　5-1-2 入力内容のチェック**
⑤	更新日	表示されている調査票データを更新した日付が表示されます。新規登録作業の場合は空欄となります。
⑥	ナンバリング番号	調査票データの連番を表示します。 ※提出ファイル作成時に再度番号を振り直す為、調査票作成時とは異なる場合がありますのでご注意ください。

番号	項目名	項目説明
⑦	入力欄	調査票の入力を行います。既存データがある場合は、入力内容が表示されます。 背面色でエラー状態が確認できます。 ・赤：エラー ・黄：警告 ・青：最多エラー ・白：正常
⑧	エラー	エラー件数が背面色を変えて表示されます。 ・赤：重要エラー有（１件以上） ・黄：警告のみ有　（１件以上） ・白：エラー無　　（０件） ※初期状態は非表示となります。
⑨	エラー項目	エラーとなっている⑦入力欄の項目数が背面色を変えて表示されます。 ・赤：重要エラー有（１件以上） ・黄：警告のみ有　（１件以上） ・白：エラー無　　（０件） ※初期状態は非表示となります。
⑩	［全部選択］ボタン	⑪エラーリストに表示されるすべてのエラーに関連する、⑦入力欄の背面色が赤又は黄に表示されます。また最多エラー箇所については、背面色が青く表示されます。 ※初期状態は非表示となります。
⑪	エラーリスト	エラー番号と簡略したエラー内容が表示されます。 ・エラー番号の左に「！」が表示された時　：重要エラー ・エラー番号の左が空欄の時　　：警告 選択した行の背景が緑色で表示されます。 ※「！」マークのついているエラーは必ず修正しなくてはならないエラーです。 ※初期状態は非表示となります。
⑫	エラー内容	⑪エラーリストで選択したエラー項目の詳細が表示されます。 ※初期状態は非表示となります。
⑬	［調査票印刷］ボタン	作業中の調査票を印刷します。 **＞＞　5-1-5 世帯票の印刷（個別印刷）**
⑭	［履歴］ボタン	「元にもどす」「やり直し」を行います。 ⑱［★エラーチェック★］を行った内容が履歴として残ります。ただし、⑳［登録］ボタン、⌕［戻る］ボタンをクリックした時点で履歴は削除されます。
⑮	［調査票登録一覧］ボタン	［調査票登録一覧］画面を表示します。 ※調査票が１件以上登録されていないと使用できません。 **＞＞　5-1-4 世帯票登録一覧の表示**
⑯	［再計算］ボタン	修正処理の場合、自動計算が行われます。 ［再計算］ボタンを使用することで、自動計算項目の再計算を行うことができます。 ※新規処理の場合、自動計算が行われるため、表示されません。 ※削除処理の場合、入力不可能のため、表示されません。
⑰	［エラーリスト表示／非表示］ボタン	⑧エラー、⑨エラー項目、⑪エラーリスト、⑫エラー内容の表示／非表示を切り替えます。
⑱	［★エラーチェック★］ボタン	入力した調査票のエラーチェックを行います。 **＞＞　5-1-2 入力内容のチェック**
⑲	［登録］ボタン	表示されている調査票を登録します。⑱［★エラーチェック★］ボタンをクリックし、エラーチェックを行うことにより使用できるようになります。 **＞＞　5-1-3 世帯票の登録**
⑳	［前・次］ボタン	修正対象の調査票を選択することができます。 ［前］ボタンについては最初の調査票、［次］ボタンについては最後の調査票を表示しているときは使用できません。 ※新規処理の場合はボタンがありません。 ※削除処理の場合は［次］ボタンのみ使用可となり、次の調査票が削除されている場合はメッセージを表示して［調査票登録　データ検索］画面に戻ります。

番号	項目名	項目説明
㉑	［戻る］ボタン	前画面に戻ります。 表示中の調査票が修正途中で、⑳［登録］ボタンをクリックしていない場合は登録確認のメッセージが表示されます。

補足

※Enter キー、Tab キーで入力対象が次の項目に移ります。

※入力欄の以下の項目は自動計算され値が表示されます。値を入力することはできません。

【自動計算項目】

対象項目	自動計算内容
医療給付費分 保険料（税）算定額の計	**(所得割額)＋(資産割額)＋(均等割額)＋(平等割額)** を算出し表示
後期高齢者支援金分 保険料（税）算定額の計	**(所得割額)＋(資産割額)＋(均等割額)＋(平等割額)** を算出し表示
介護納付金分 保険料（税）算定額の計	**(所得割額)＋(資産割額)＋(均等割額)＋(平等割額)** を算出し表示
子ども・子育て支援納付金分 保険料（税）算定額の計	**(所得割額)＋(資産割額)＋(均等割額)＋(18 歳以上均等割額)＋(平等割額)**を算出し表示
課税所得の状況の年齢	**[生年月]**から、調査年度の９月 30 日時点の年齢を算出し表示
課税所得の状況の課税標準額	**(総所得金額 山林所得金額)＋(雑損失の繰越控除額)** **＋(分離譲渡所得金額)－(基礎控除額)** の値が０より大きい場合は数値を表示 ０未満の場合は０を表示
課税所得の状況の各項目の計	各項目の**縦計**を算出し表示

5-1-2 入力内容のチェック

ここではエラーチェック実行時の操作や画面の表示について説明します。

① 世帯票の各項目の入力終了後［★エラーチェック★］ボタンをクリックして入力内容のチェックを行います。

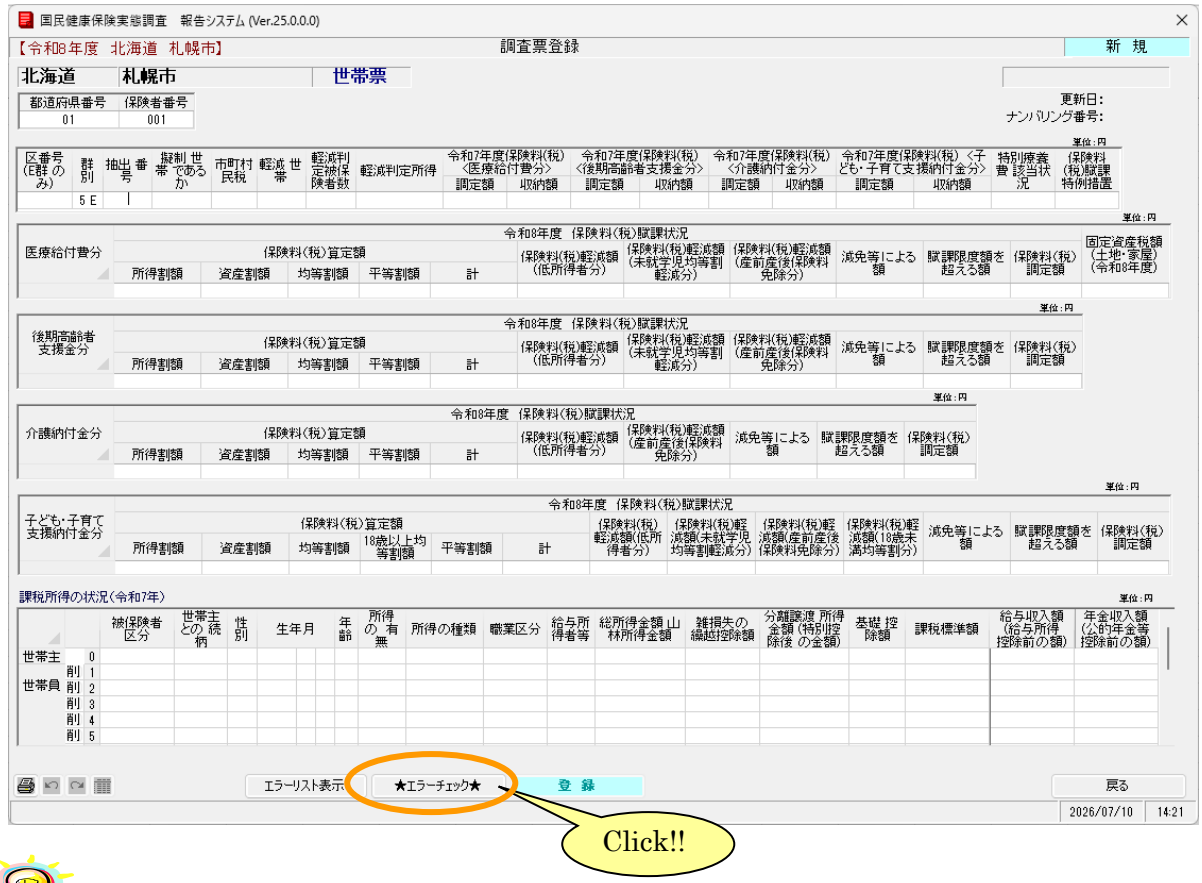

補足

※［登録］ボタンはエラーチェック実行後に使用可能となります。

②エラーが存在する場合はエラー区分に「エラー」又は「警告」と表示され、エラーリストにエラー件数、エラー項目数、エラーの一覧が表示されます。入力欄のエラー箇所は背面色が変更されます。

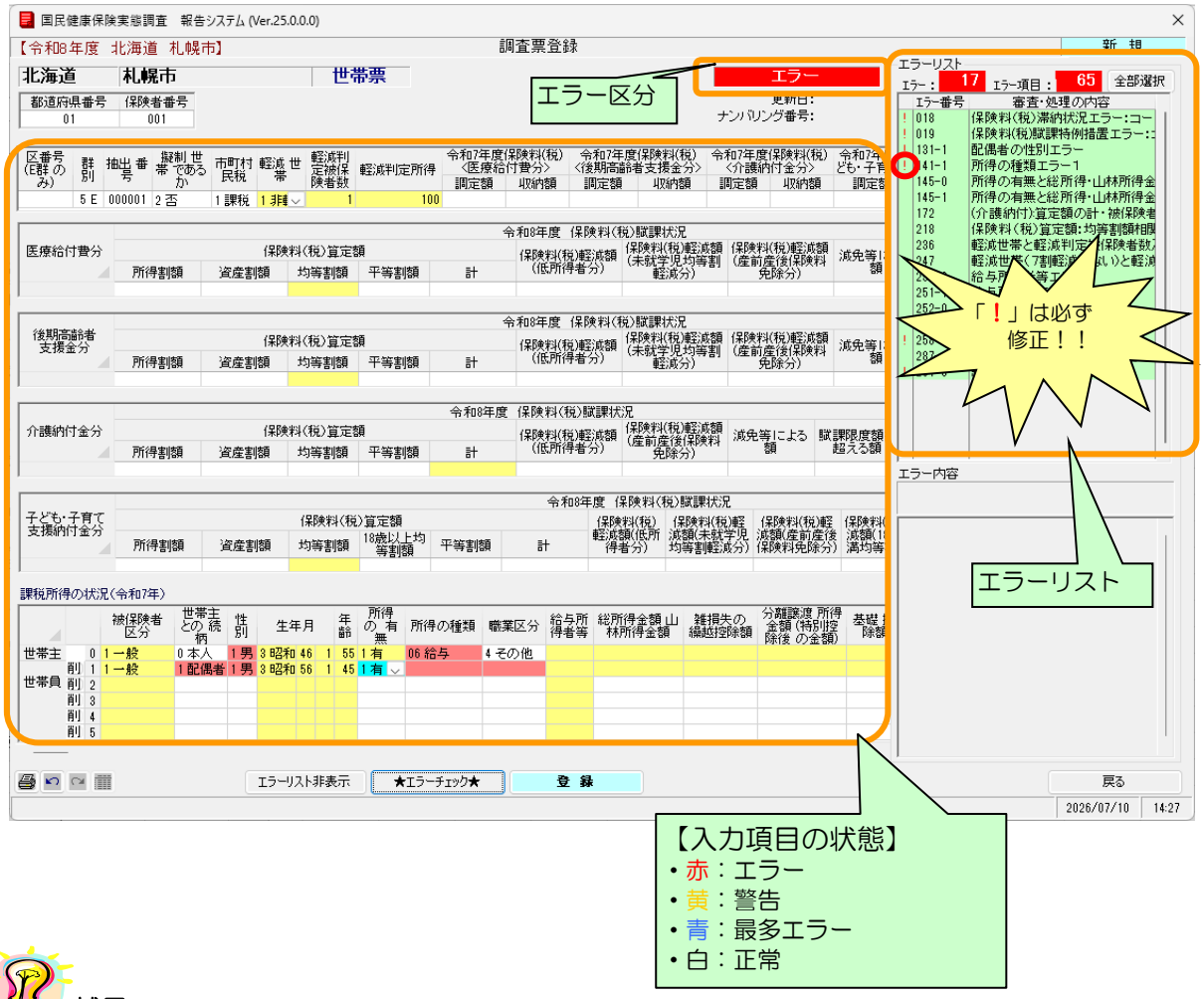

補足

※エラーリストの任意の行をクリックすると該当箇所のみ背面色が赤又は黄に表示されます。

※エラーが存在していても、［登録］ボタンをクリックすることは可能です。

※ 以下の項目にカーソル（ ）を近づけると吹出しが現れ、内容を確認する事ができます。

1）エラーリストの審査・処理の内容

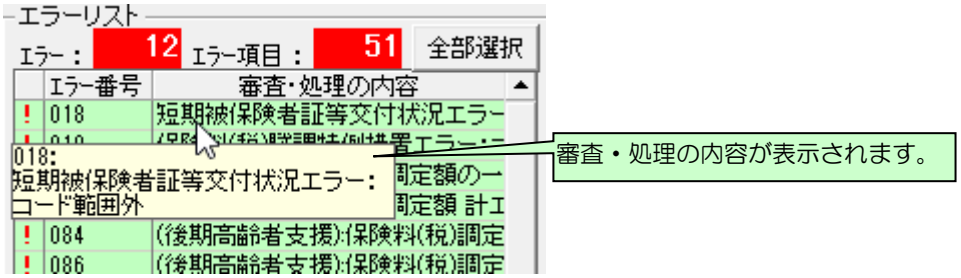

2）データ表示欄の項目

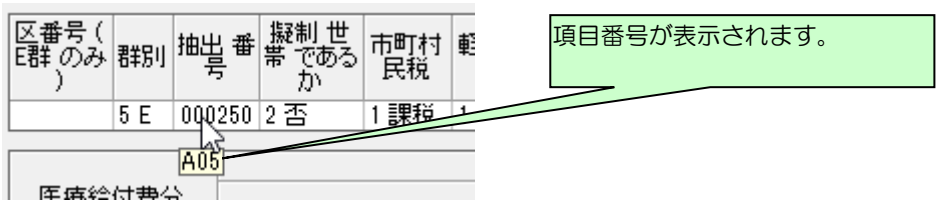

③エラーリストの任意の行をクリックすると、クリックした行の背面が緑色表示されます。入力欄は選択したエラーに該当する箇所のみ背面が変更されます。エラー内容欄には選択したエラーの詳細内容が表示されます。この表示に基づいて入力欄の修正を行います。

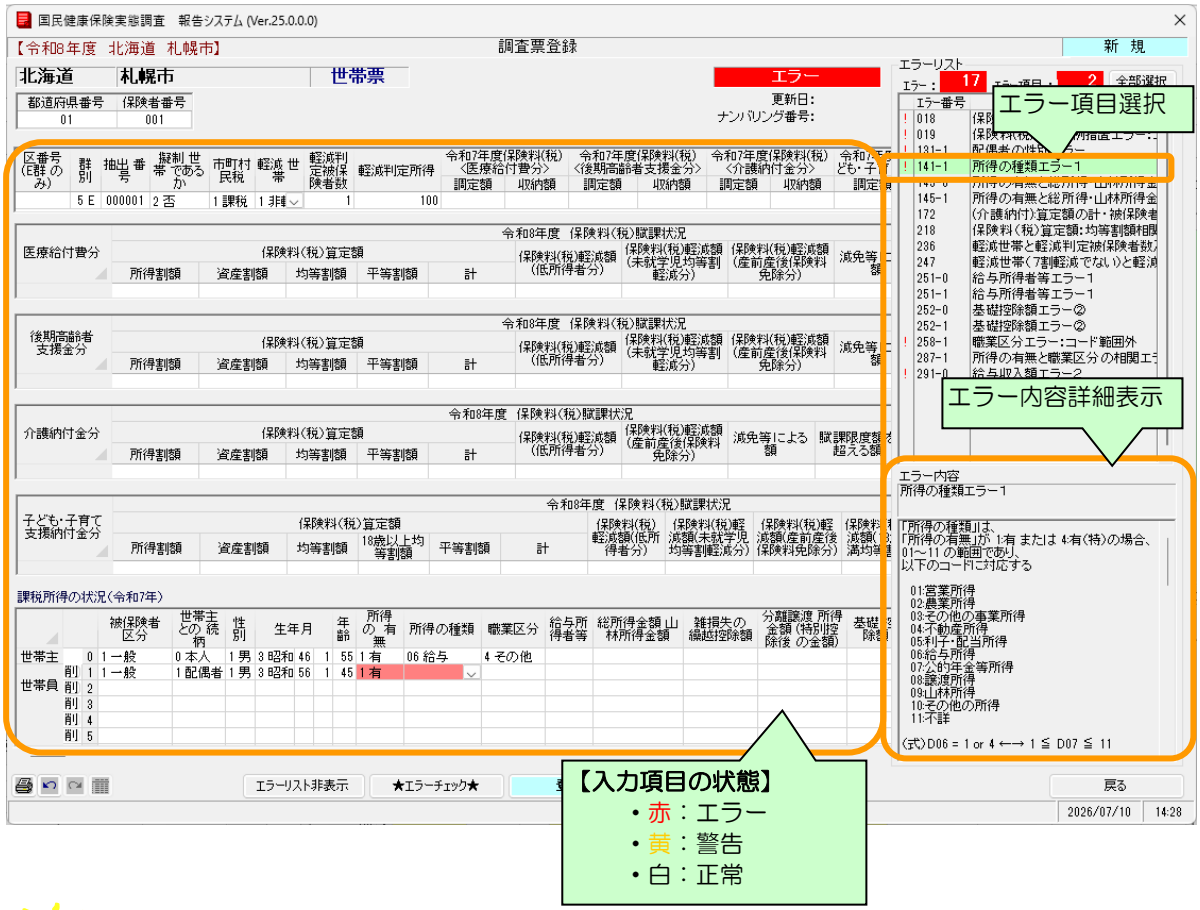

補足

※エラーリストの［全部選択］ボタンをクリックすると、表示項目全てのエラー箇所の背面色が表示されます。又、［全部選択］ボタンクリック時のみ「最多エラー」（青）にてエラー箇所の背面色を表示します。

（「最多エラー」（青）とはエラーリストの全エラー項目に対し、表示項目のエラー箇所が一番多い項目を示します。）

※エラーが存在していても、［登録］ボタンをクリックすることは可能です。

④入力内容が正しい場合は以下のように表示されます。

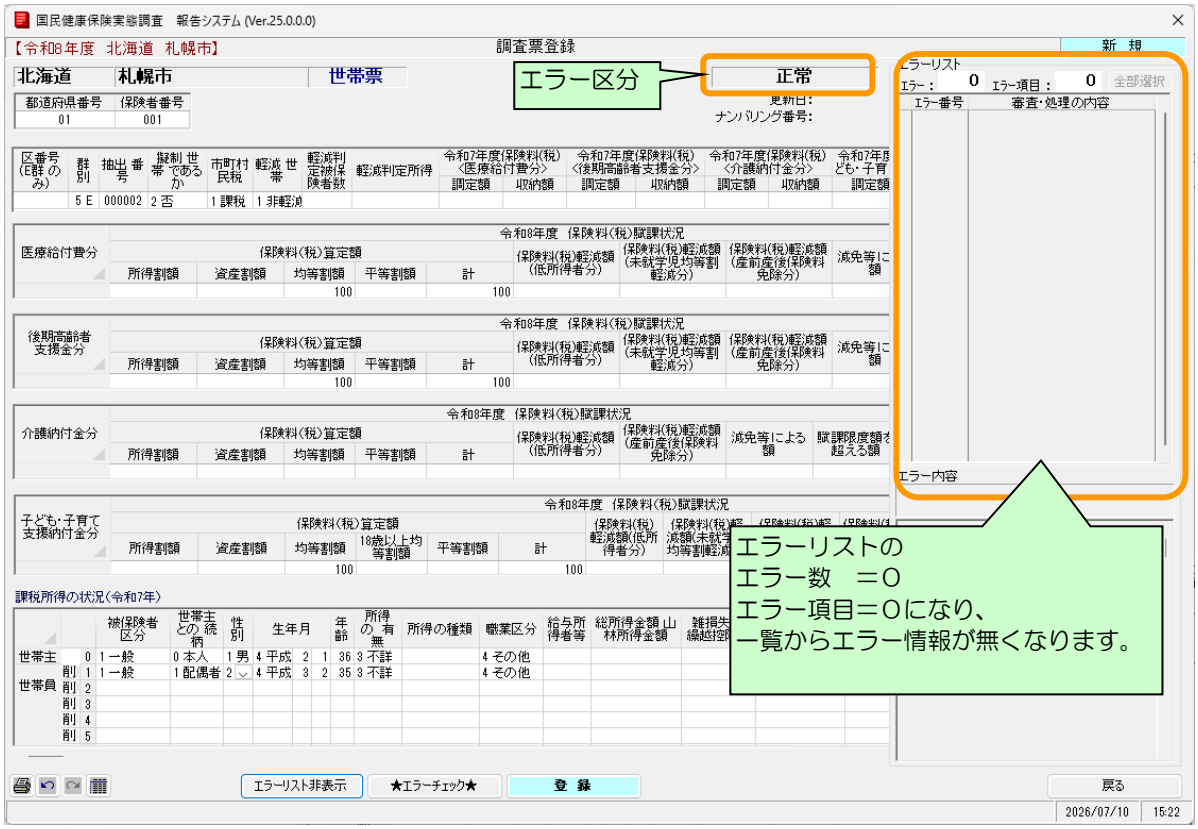

5-1-3 世帯票の登録

ここでは入力した世帯票を登録する手順を説明します。

① エラーチェックを実行後、［登録］ボタンをクリックします。

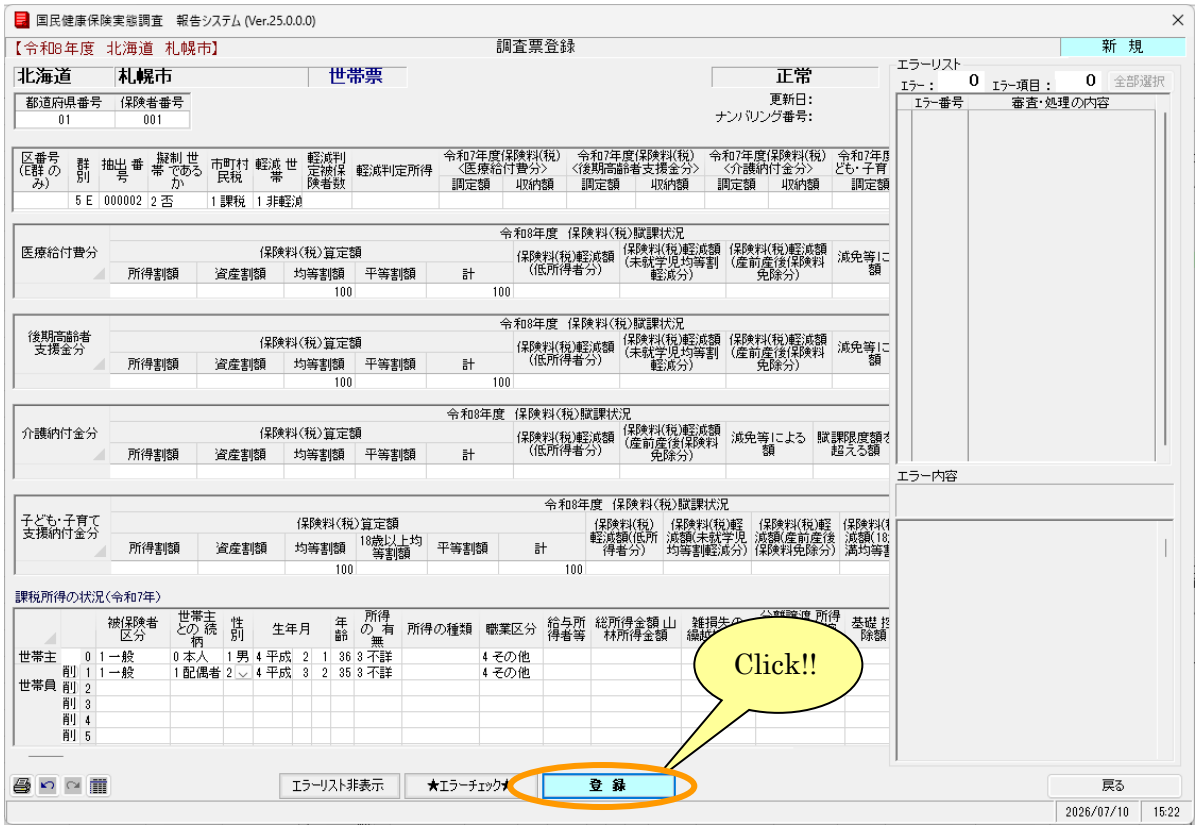

補足

※以下の項目は必須入力項目となります。未入力の場合は［登録］ボタンをクリックするとエラーメッセージが表示されるので、必ず入力してください。

- 抽出番号
- 擬制世帯であるか
- 市町村民税
- 軽減世帯
- 軽減判定被保険者数
- 世帯主職業区分
- 世帯主の被保険者区分
- 世帯主の世帯主との続柄

②メッセージが表示されますので、［はい］をクリックします。
　［いいえ］を選択すると、登録を行わず［調査票登録］画面に戻ります。

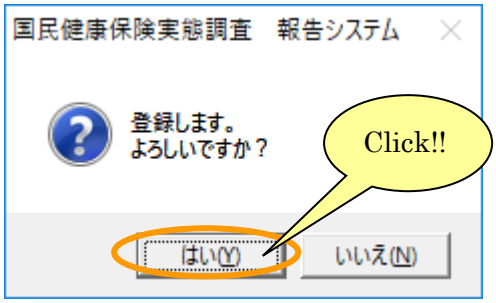

③調査票が登録されると入力内容がクリアされ、次の調査票の新規登録を行うことができます。
　［戻る］ボタンをクリックすると、新規登録を終了し［作業区分］画面に戻ります。

補足

※データの登録をしないで［戻る］ボタンをクリックした場合は、登録確認のメッセージが表示されます。登録する場合は［はい］ボタン、登録しない場合は［いいえ］ボタンをクリックします。

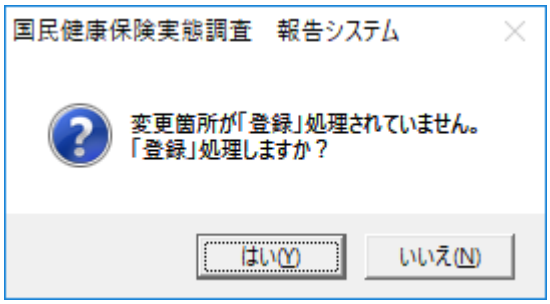

④［作業区分］画面の［戻る］ボタンをクリックして［処理メニュー］画面に戻ると、登録した世帯票の件数が表示されます。

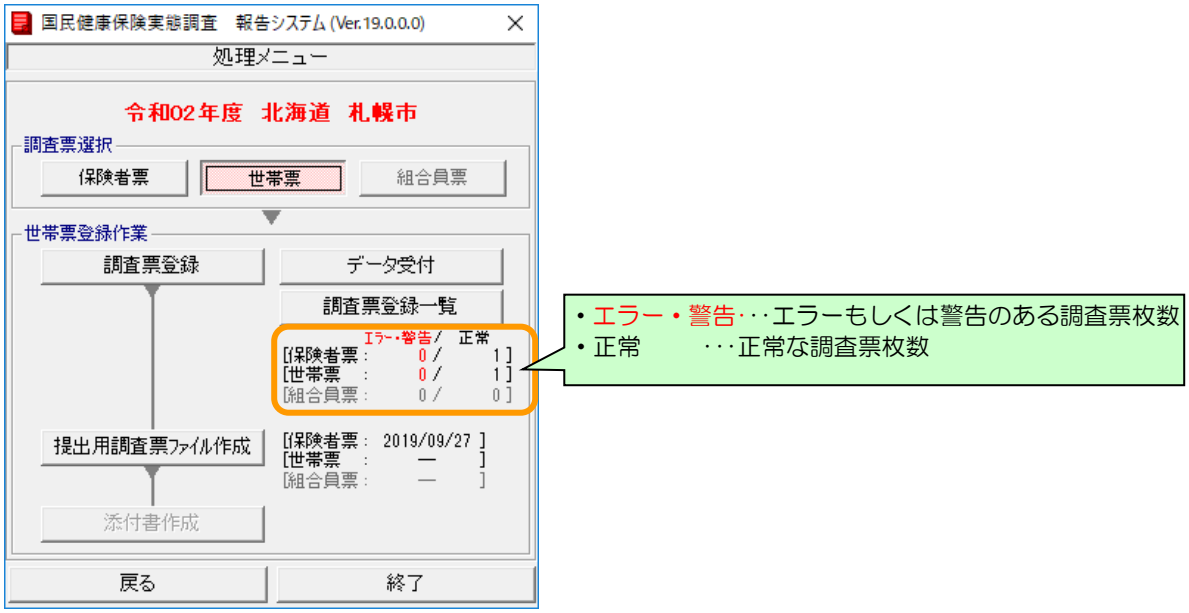

5-1-4 世帯票登録一覧の表示

ここでは調査票登録一覧画面について説明します。

①　［調査票登録］画面の［調査票登録一覧］ボタンをクリックします。

もしくは、［処理メニュー］画面の［調査票登録一覧］ボタンをクリックします。

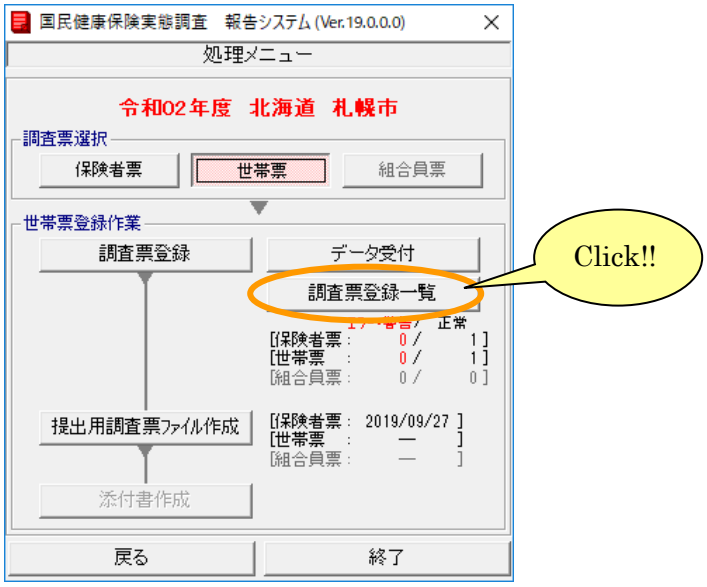

②［調査票登録一覧］画面が表示されます。これまでに登録した世帯票の一覧が表示されます。

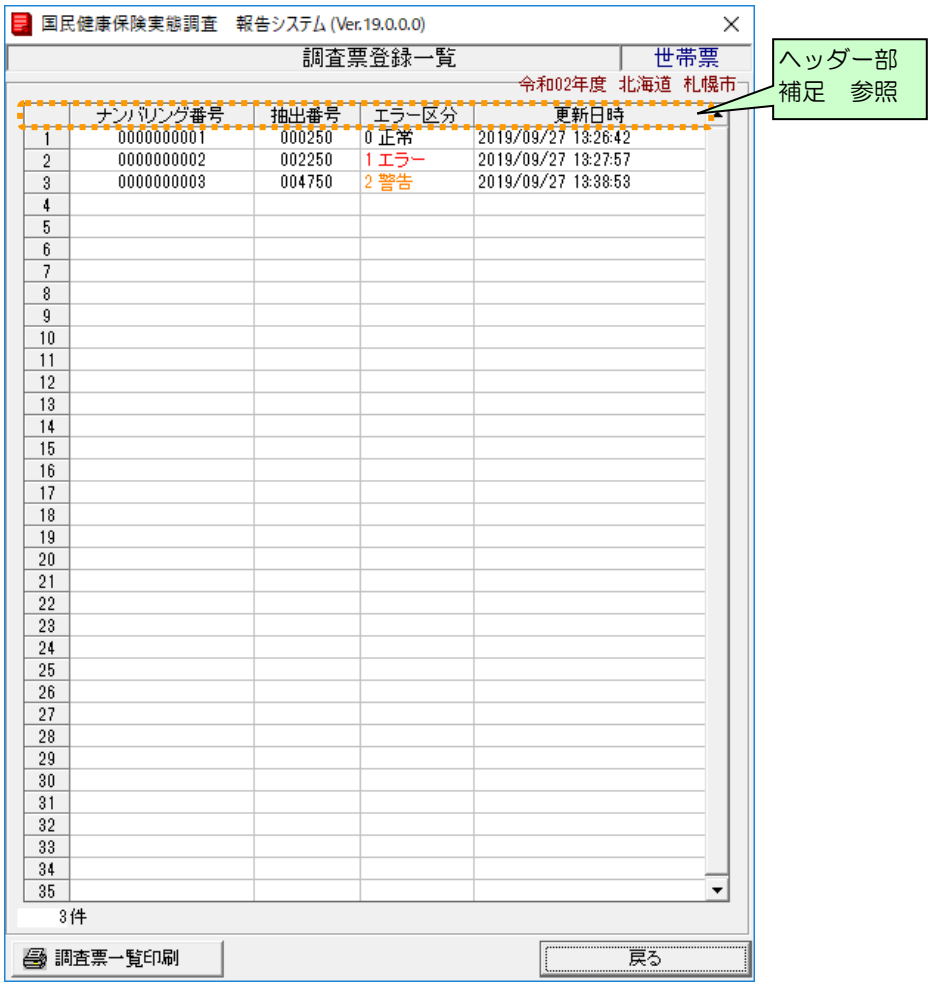

補足

※項目（ナンバリング番号、抽出番号、エラー区分、更新日時）のヘッダー部分をクリックすると、
　項目に対して昇順⇔降順に並べ替えを行います。

●調査票登録一覧の印刷

①［調査票一覧印刷］ボタンをクリックすると、この画面の内容が印刷されます。

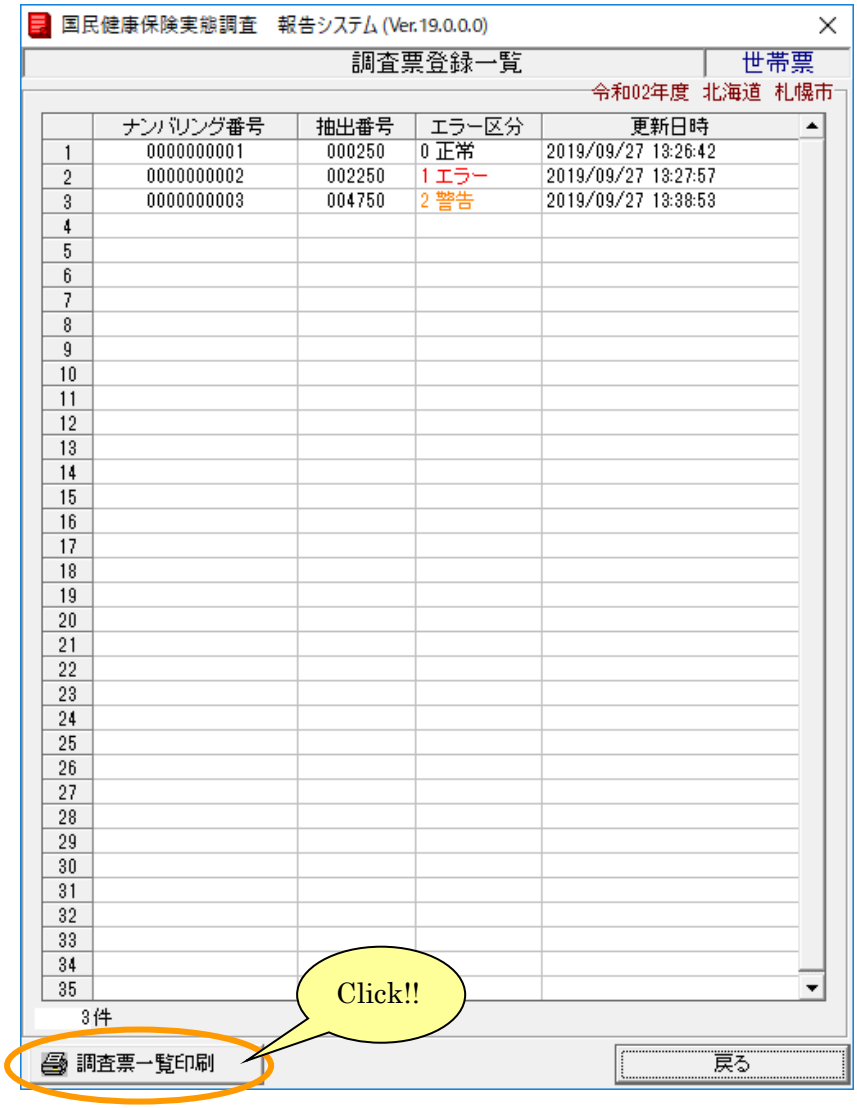

②［プリンタ選択］画面が表示されますので、内容を確認して［OK］ボタンをクリックします。

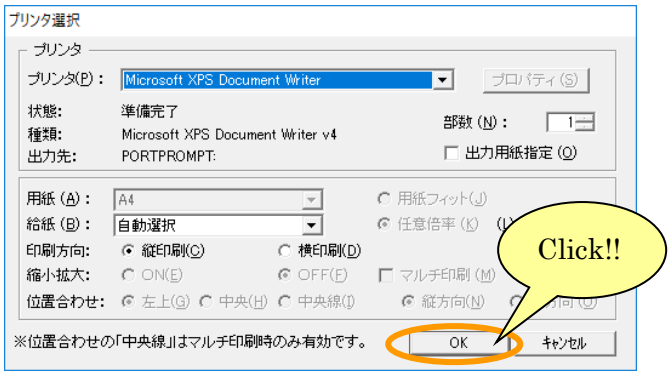

③調査票一覧が印刷され、［調査票登録一覧（世帯票）印刷ログファイル］が表示されます。

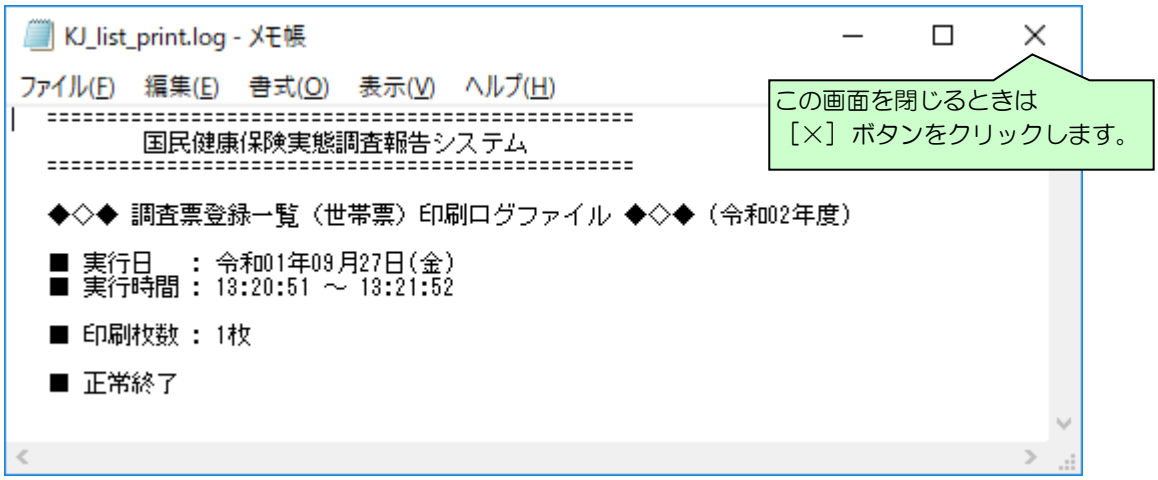

補足

※印刷中は［印刷中］画面が表示されます。［印刷中止］ボタンをクリックすると印刷を中断します。

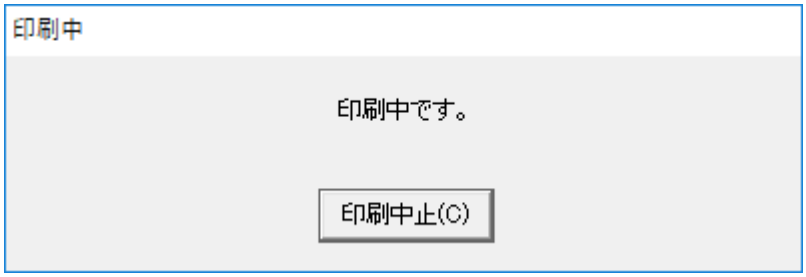

5-1-5 世帯票の印刷(個別印刷)

ここでは入力した世帯票を印刷する手順について説明します。

① ［調査票登録］画面の［調査票印刷］ボタンをクリックします。

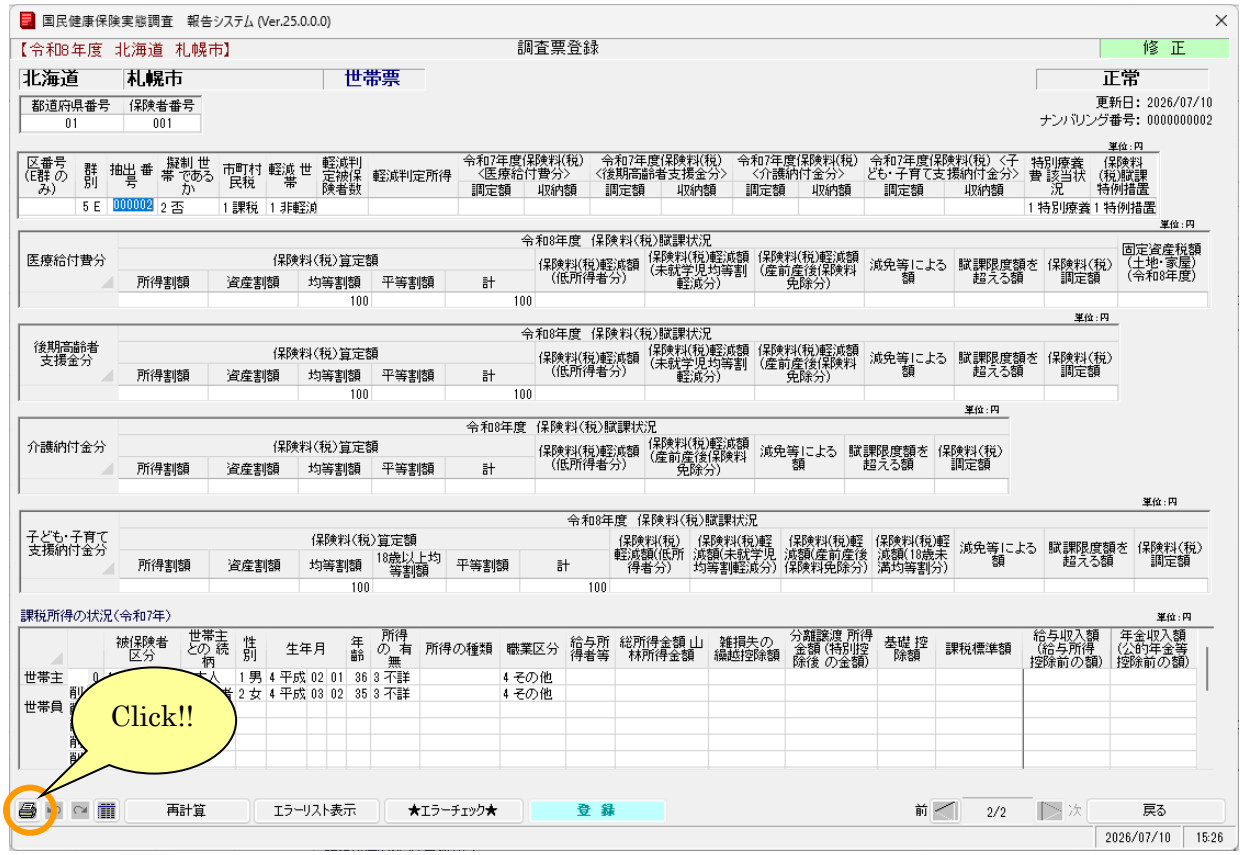

②［プリンタ選択］画面が表示されますので、内容を確認して［OK］ボタンをクリックします。

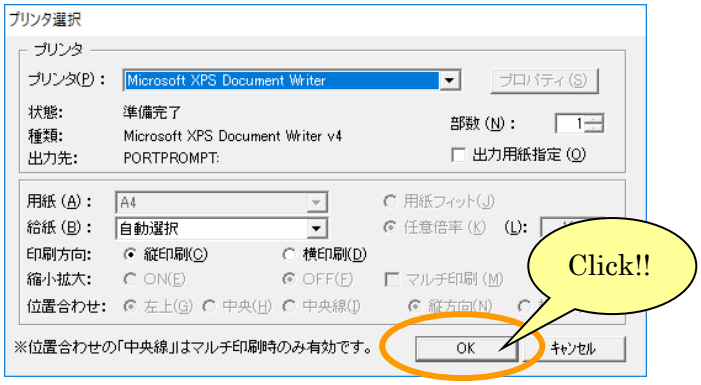

③［調査票（世帯票）印刷　ログファイル］が表示されます。

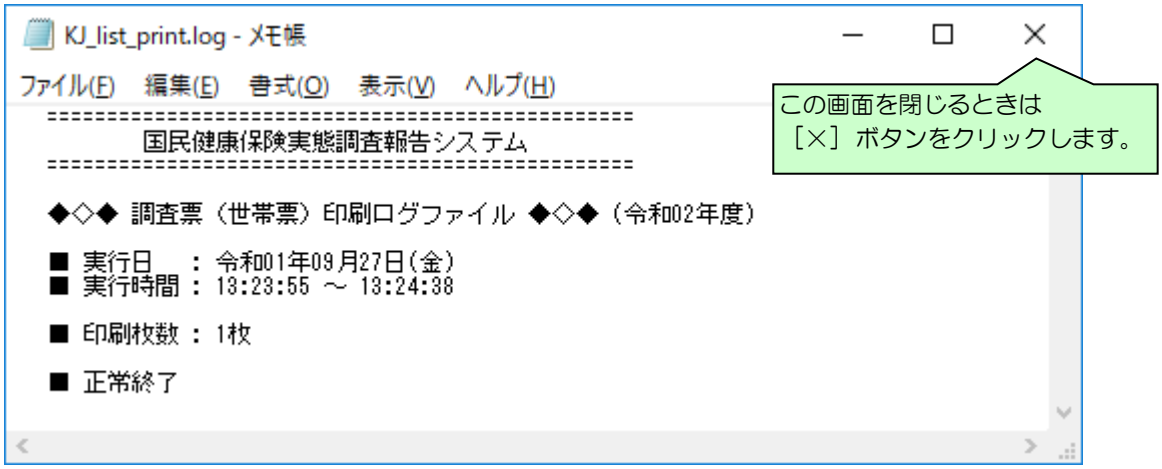

補足

※印刷中は［印刷中］画面が表示されます。［印刷中止］ボタンをクリックすると印刷を中断します。

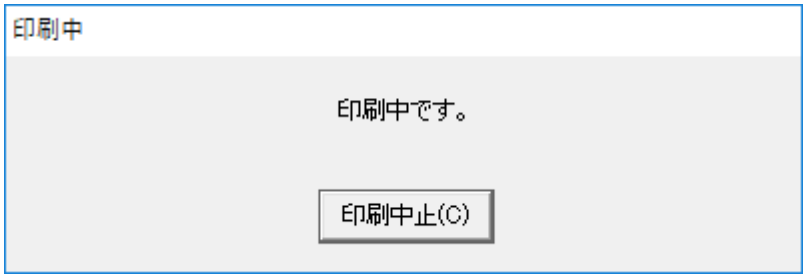

※登録した世帯票を一括して印刷する場合は、以下を参照して下さい。

・一括印刷　　＞＞5-1-8　世帯票の印刷（一括印刷）

5-1-6 世帯票の修正

ここでは世帯票の入力内容を修正する手順について説明します。

A）通常の修正

①［処理メニュー］画面にて、［世帯票］ボタンをクリック後、［調査票登録］ボタンを
　クリックして［作業区分］画面を表示させます。

②［作業区分］画面の［修正］ボタンをクリックします。

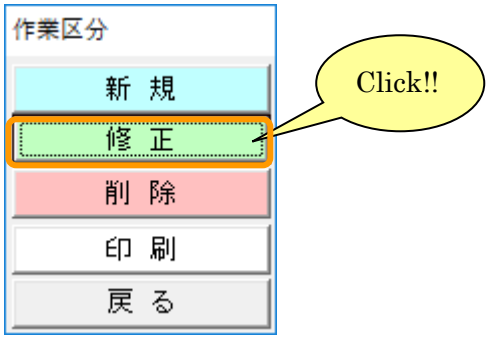

③［調査票登録データ検索］画面が表示されます。

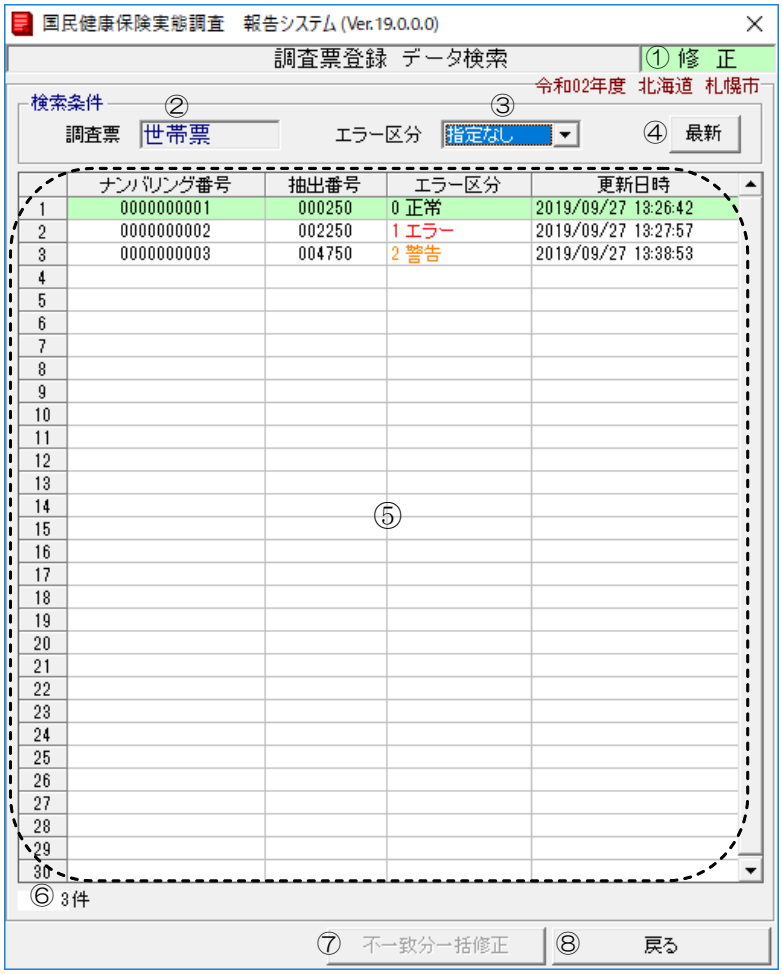

【機能説明】

番号	項目名	項目説明
①	作業区分	［作業区分］画面で選択した作業名が表示されます。
②	調査票区分指定	作業中の調査票区分を表示します。
③	エラー区分指定	エラー区分を指定します ・0 正常 ・1 エラー ・2 警告 ※エラー区分を指定すると一覧が表示されます。
④	［最新］ボタン	最新の該当の調査票データを⑤検索結果一覧に表示します。
⑤	検索結果一覧	登録されている調査票が表示されます。 都道府県番号や保険者番号、群別が［基本情報設定］画面で設定した内容と一致していないデータは文字色が青色で表示されます。 必須入力項目である抽出番号が未入力のデータは文字色がピンク色で表示されます。
⑥	検索結果件数	⑤検索結果一覧に表示された調査票データの件数が表示されます。
⑦	「不一致分一括修正」ボタン	［基本情報設定］画面で設定した都道府県番号、保険者番号、群別と一致しないデータ(青文字行)を［基本情報設定］画面で登録した値に一括修正、または一括削除します。不一致データが存在する時のみ使用できます。

⑧	［戻る］ボタン	［作業区分］画面に戻ります。

④エラー区分を指定して［最新］ボタンをクリックすると、検索結果が表示されます。
　修正したいデータをクリックして下さい。

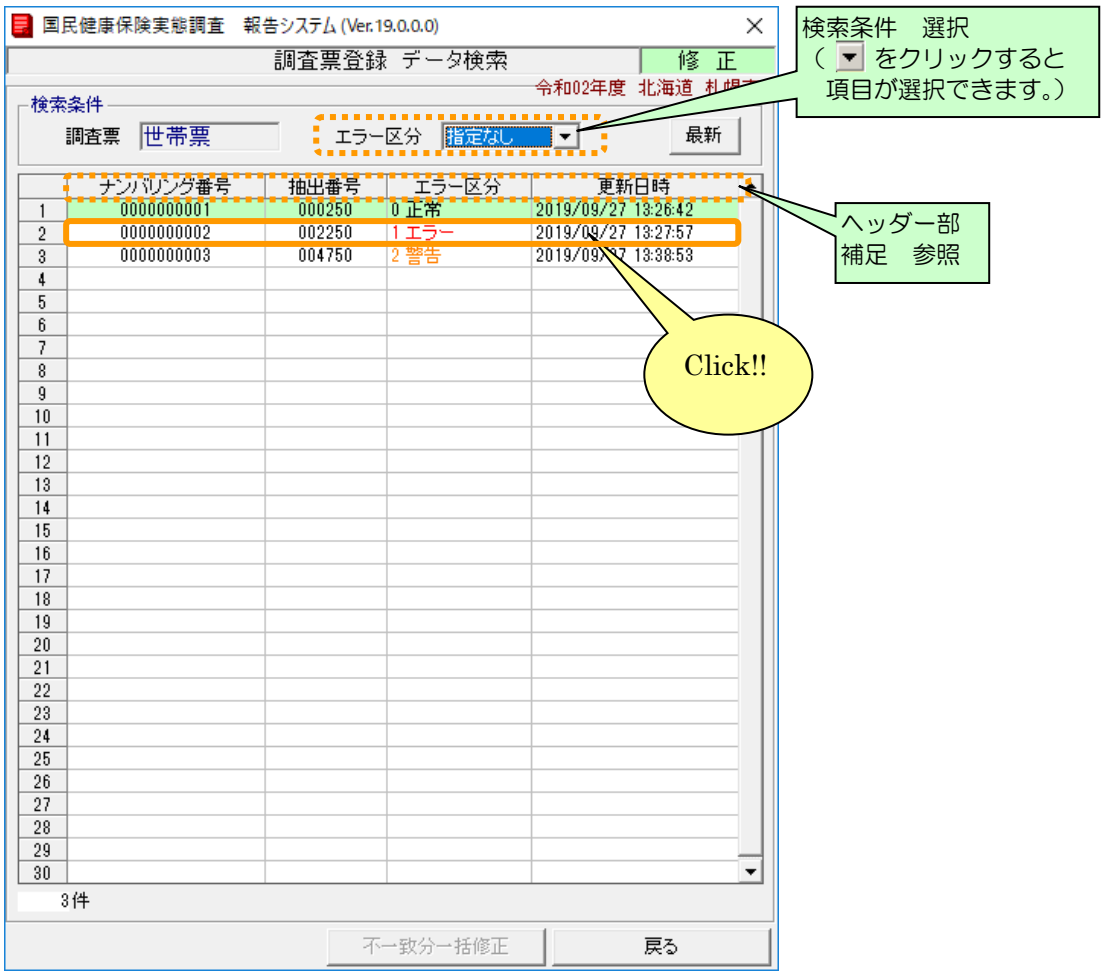

補足

※項目（ナンバリング番号、抽出番号、エラー区分、更新日時）のヘッダー部分をクリックすると、項目に対して昇順⇔降順に並べ替えを行います。

⑤［調査票登録］画面が表示されますので、エラーリストに沿って登録内容を修正します。修正終了後、登録作業時と同様に［★エラーチェック★］ボタンをクリックし入力内容を確認します。エラーがなくなったところで［登録］ボタンをクリックすると、確認メッセージが表示されます。［はい］を選択すると修正内容を登録します。［調査票登録］画面には次のデータが表示されます。

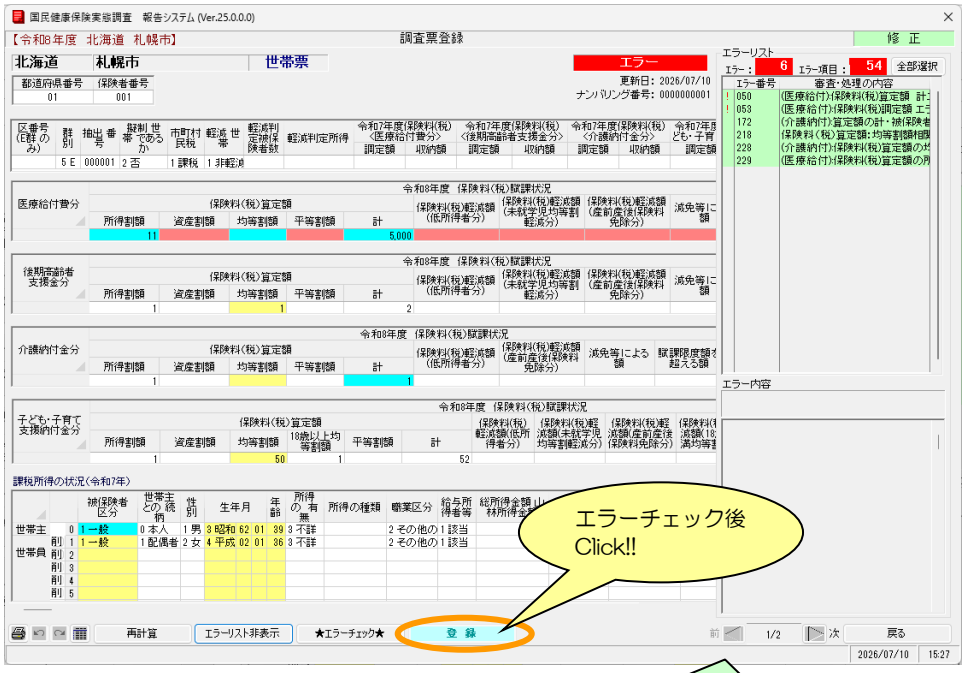

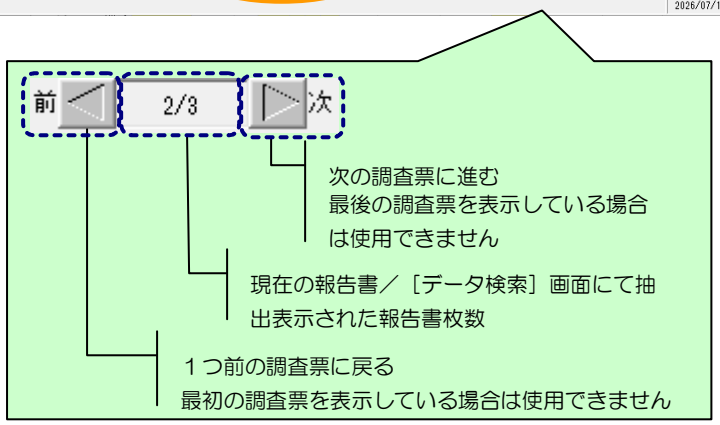

補足

※世帯票の入力、エラーチェック、登録方法等については、以下の章を参照して下さい。

- 世帯票の入力　　＞＞5-1-1　世帯票の入力
- エラーチェック　＞＞5-1-2　入力内容のチェック
- 世帯票の登録　　＞＞5-1-3　世帯票の登録

※エラーが存在していても、［登録］ボタンをクリックすることは可能です。

※修正処理を行った後、［調査票登録　データ検索］画面に戻ると、画面表示は修正処理前の状態になっています。［最新］ボタンをクリックすると表示内容は更新され、修正処理が反映されます。

※エラーリストの［全部選択］ボタンをクリックすると、表示項目全てのエラー箇所の背面色が表示されます。又、［全部選択］ボタンクリック時のみ「最多エラー」（青）にてエラー箇所の背面色を表示します。（「最多エラー」（青）とはエラーリストの全エラー項目に対し、表示項目のエラー箇所が一番多い項目を示します。）

※世帯票の修正時、［調査票登録］画面には［再計算］ボタンが表示されます。このボタンをクリックすると、入力欄の算出値が入る箇所が自動計算され値が表示されます。

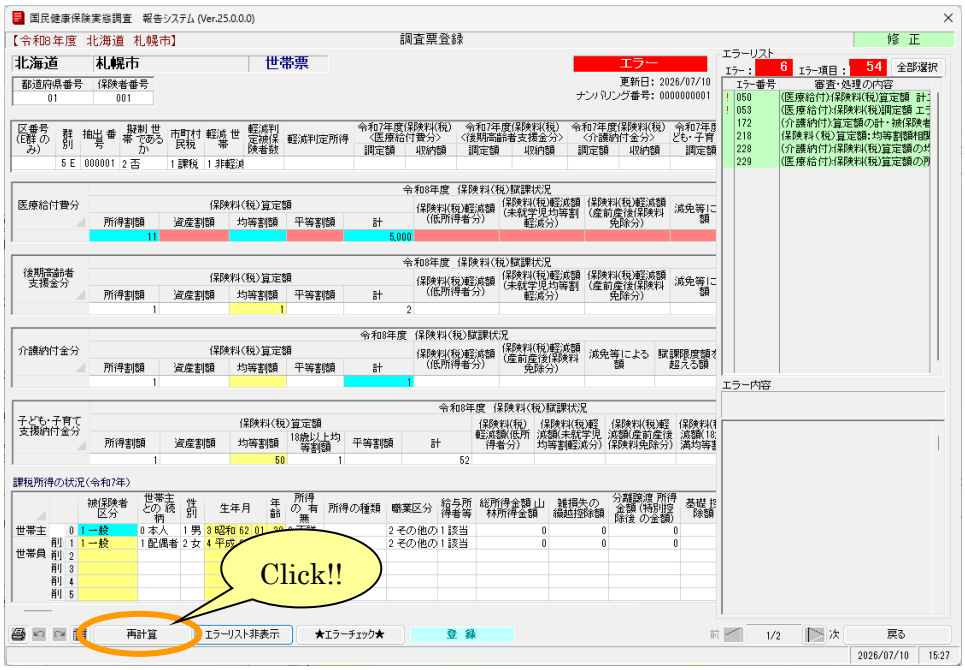

【再計算項目】

対象項目	自動計算内容
医療給付費分 保険料（税）算定額の計	**(所得割額)＋(資産割額)＋(均等割額)＋(平等割額)** を算出し表示
後期高齢者支援金分 保険料（税）算定額の計	**(所得割額)＋(資産割額)＋(均等割額)＋(平等割額)** を算出し表示
介護納付金分 保険料（税）算定額の計	**(所得割額)＋(資産割額)＋(均等割額)＋(平等割額)** を算出し表示
子ども・子育て支援納付金分 保険料（税）算定額の計	**(所得割額)＋(資産割額)＋(均等割額)＋(18 歳以上均等割額)＋(平等割額)**を算出し表示
課税所得の状況の年齢	**[生年月]**から、調査年度の９月 30 日時点の年齢を算出し表示
課税所得の状況の課税標準額	**(総所得金額　山林所得金額)＋(雑損失の繰越控除額)** **＋(分離譲渡所得金額)－(基礎控除額)** の値が０より大きい場合は数値を表示 ０未満の場合は０を表示
課税所得の状況の各項目の計	各項目の**縦計**を求め表示

※課税所得の状況の年齢については、自動算出されます。

B）基本情報と一致しない調査票データの一括修正

世帯票データの基本情報(都道府県番号、保険者番号、群別)が［基本情報設定］画面で設定した内容と異なる場合、［調査票登録　データ検索］画面の下部に「※青文字=都道府県又は保険者又は群別が基本情報と一致していません」と表示されます。これらの情報を一括修正する場合は以下の処理を行ってください。

①通常の修正処理と同様に、［作業区分］画面の［修正］ボタンをクリックします。

②［調査票登録　データ検索］画面が表示されますので、［不一致分一括修正］ボタンを
　クリックします（データ行をクリックすることで、通常の修正も行えます）。

※画面表示内容については「5-1-6　世帯票の修正」の【機能説明】を参照してください。

③一括修正確認メッセージが表示されます。［はい］をクリックすると、不一致分の基本情報（都道府県番号、保険者番号、群別）を一括修正します。

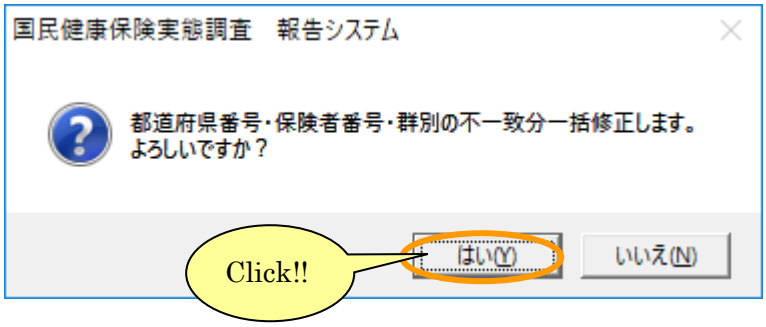

④一括修正が終了すると、以下のメッセージが表示されます。

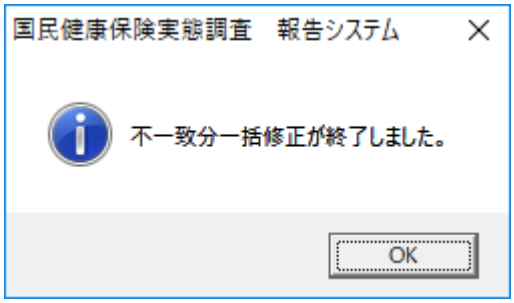

⑤［調査票登録データ検索］画面が再表示され、修正されたデータ行は青から黒文字表示されます。

5-1-7 世帯票の削除

ここでは、登録した世帯票を削除する処理について説明します。

A）通常削除

①［処理メニュー］画面にて、［世帯票］ボタンをクリック後、［調査票登録］ボタンをクリックして［作業区分］画面を表示させます。

②［作業区分］画面の［削除］ボタンをクリックします。

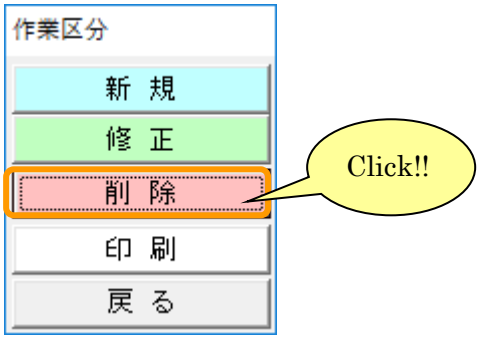

③［調査票登録データ検索］画面が表示されます。エラー区分を指定して、［最新］ボタンをクリックすると検索結果が表示されます。削除したいデータ行をクリックしてください。

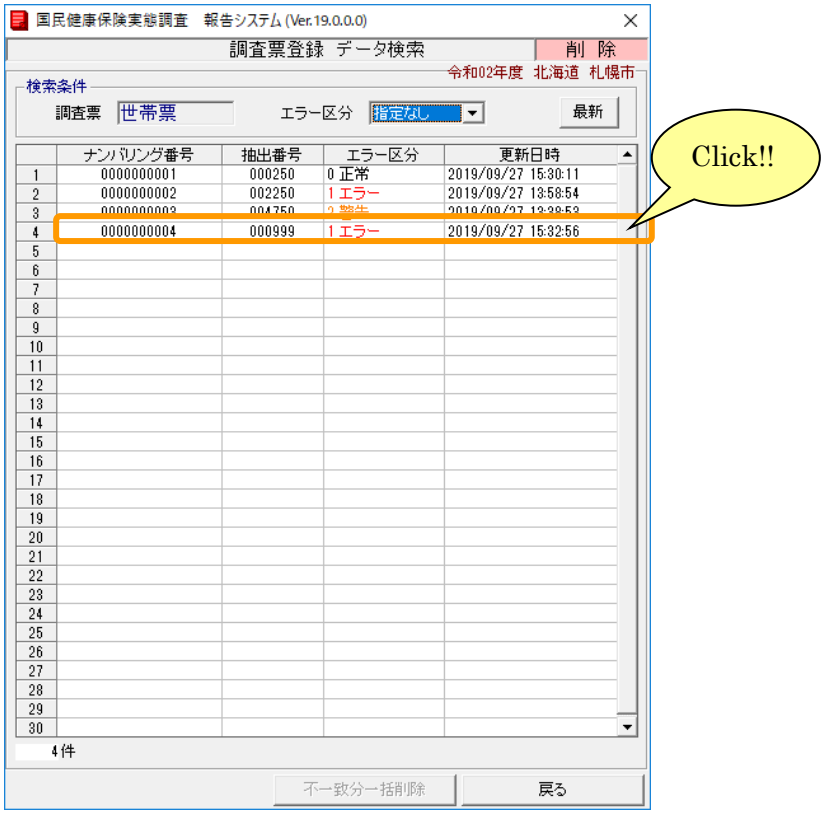

※画面表示内容については「5-1-6　世帯票の修正」の【機能説明】を参照してください。

④［調査票登録］画面にエラーチェックが行われた状態でデータが表示されます。［削除］ボタンをクリックすると確認メッセージが表示され、［はい］を選択すると調査票が削除されます。

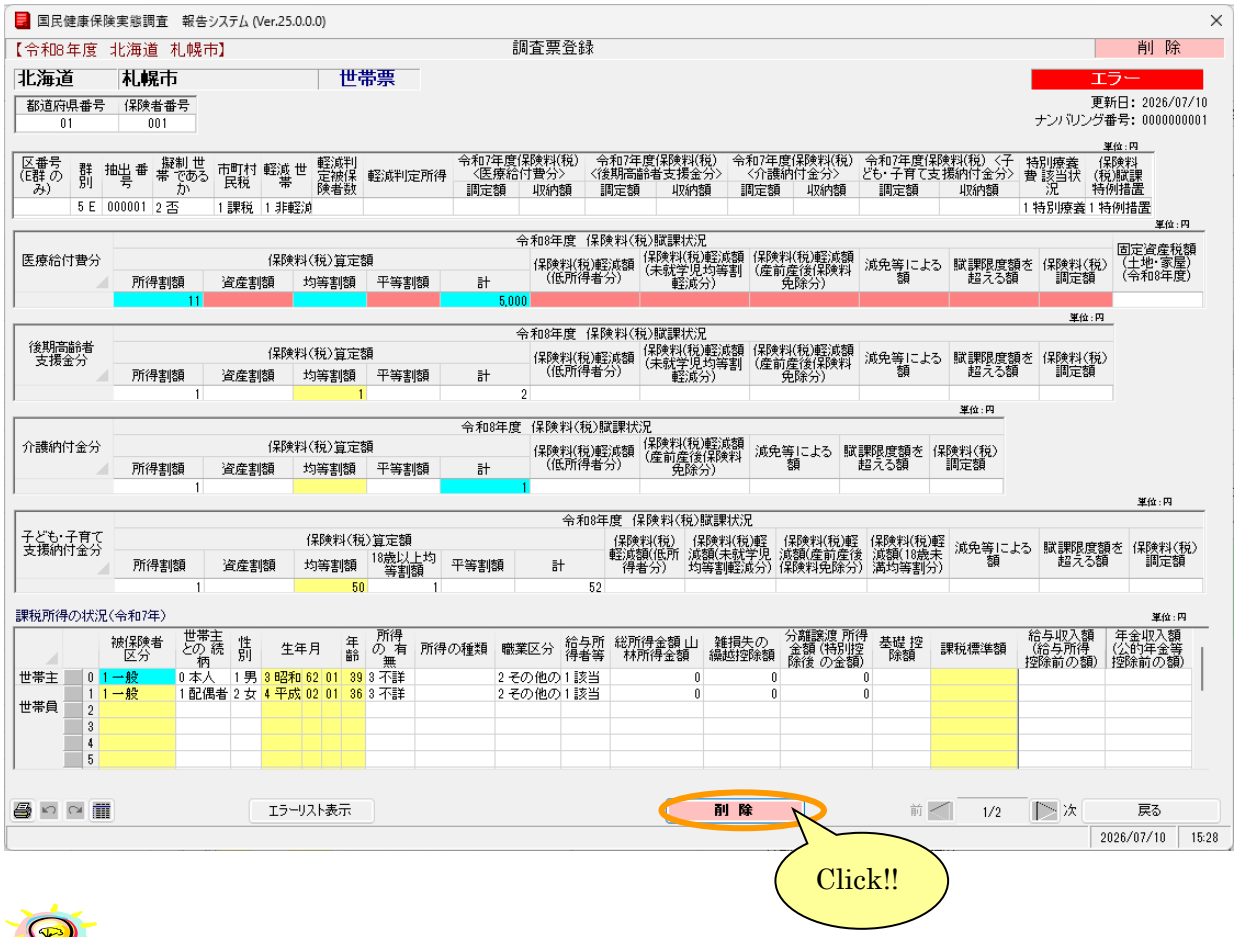

補足

※エラーリストの［全部選択］ボタンをクリックすると、表示項目全てのエラー箇所の背面色が表示されます。又、［全部選択］ボタンクリック時のみ「最多エラー」（青）にてエラー箇所の背面色を表示します。

（「最多エラー」（青）とはエラーリストの全エラー項目に対し、表示項目のエラー箇所が一番多い項目を示します。）

※エラーリストの任意行をクリックした直後に「↑」「↓」（上下矢印）キーをクリックすると、エラーリストの選択行が上下に移動し、エラー箇所を連続表示することができます。

B）基本情報と一致しない調査票データの一括削除

世帯票データの基本情報(都道府県番号、保険者番号、群別)が［基本情報設定］画面で設定した内容と異なる場合、［調査票登録データ検索］画面の下部に「※青文字=都道府県又は保険者又は群別が基本情報と一致していません」と表示されます。これらの情報を一括削除する場合は以下の処理を行ってください。

①通常の削除処理と同様に、［作業区分］画面の［削除］ボタンをクリックします。

②［調査票登録　データ検索］画面が表示されますので、［不一致分一括削除］ボタンをクリックして下さい（データ行をクリックすることで、通常の削除も行えます）。

※画面表示内容については「5-1-6　世帯票の修正」の【機能説明】を参照してください。

③一括削除確認メッセージが表示されます。［はい］をクリックすると、不一致分データが削除されます。

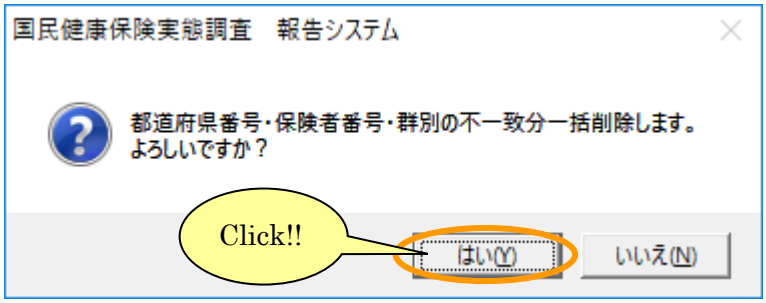

④一括削除が終了すると、以下のメッセージが表示されます。

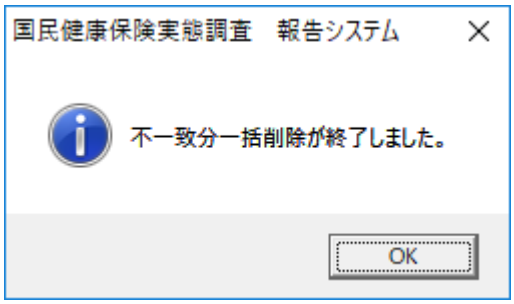

⑤［調査票登録　データ検索］画面が再表示され、削除されたデータ（青文字行）は一覧から消去されます。

5-1-8 世帯票の印刷(一括印刷)

ここでは登録した全ての世帯票を印刷する手順について説明します。

①［処理メニュー］画面にて［世帯票］ボタンをクリック後、［調査票登録］ボタンをクリックして［作業区分］画面を表示させます。

②［作業区分］画面の［印刷］ボタンをクリックします。

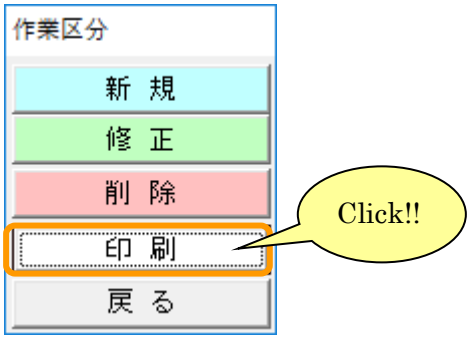

③［調査票登録　データ検索］画面が表示されます。画面の内容は世帯票修正、削除時と同様です。エラー区分を指定して［最新］ボタンをクリックし、検索結果を表示させます。［調査票印刷］ボタンをクリックします。

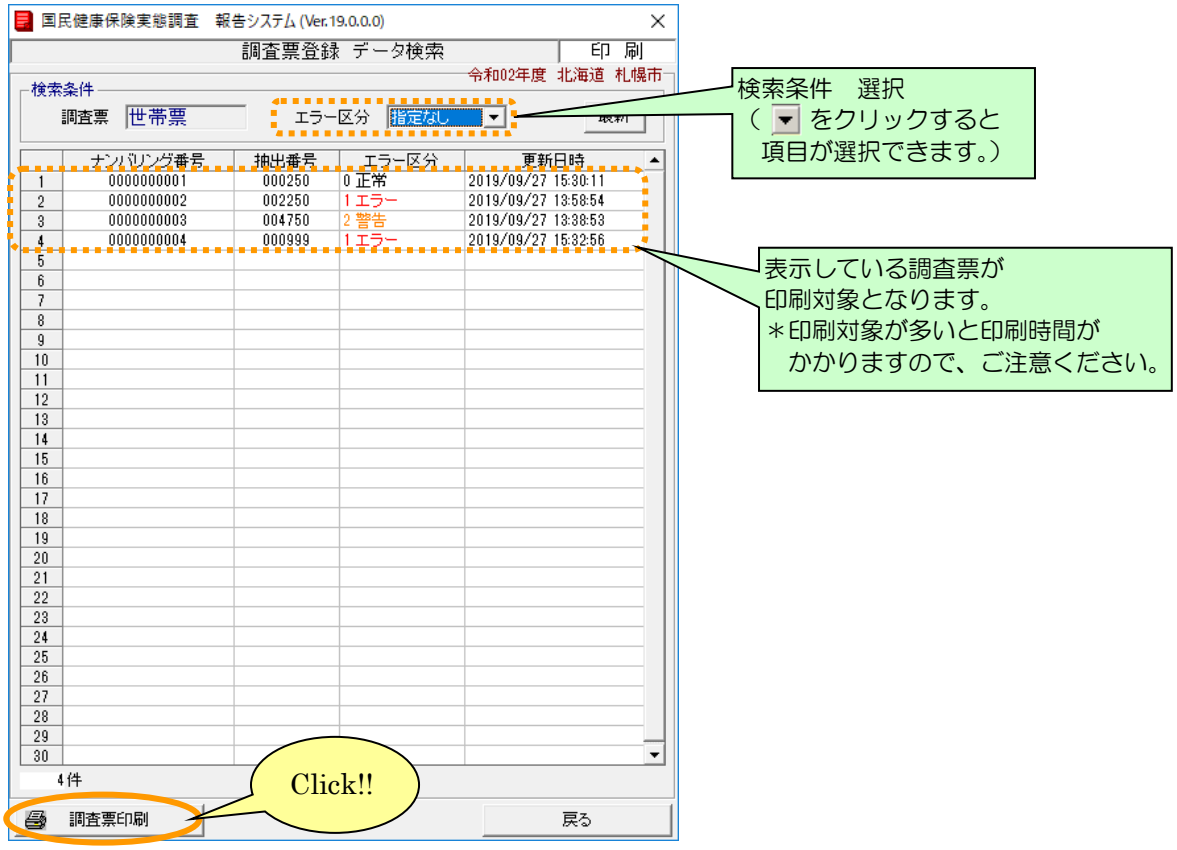

※画面表示内容については「5-1-6　世帯票の修正」の【機能説明】を参照してください。

④［プリンタ選択］画面が表示されますので、内容を確認して［OK］ボタンをクリックします。

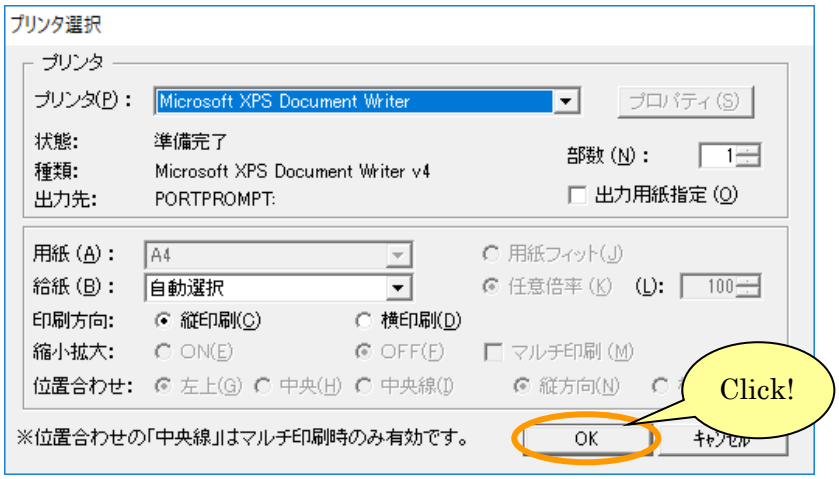

⑤［調査票（世帯票）印刷ログファイル］が表示されます。

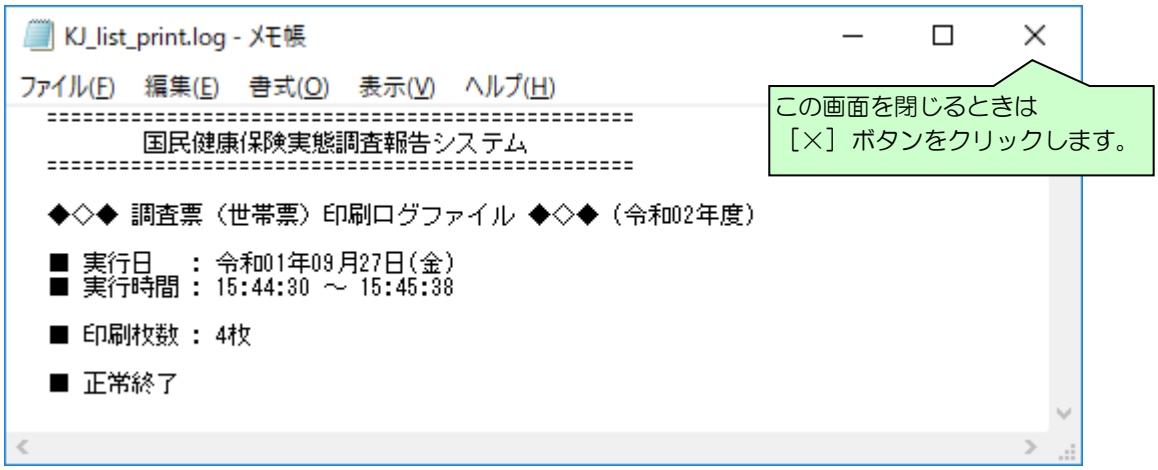

補足

※印刷中は［印刷中］画面が表示されます。［印刷中止］ボタンをクリックすると印刷は中断します。

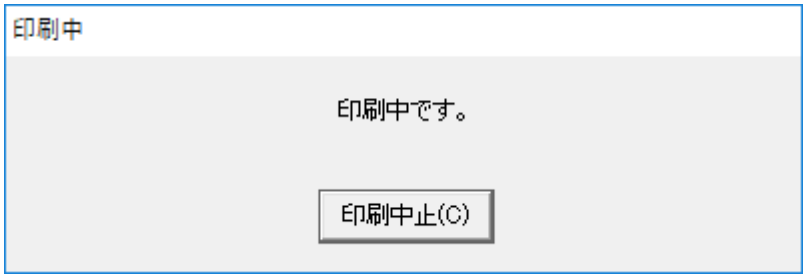

※個別印刷する場合は、以下を参照して下さい。

・個別印刷　　＞＞5-1-5　世帯票の印刷（個別印刷）

5-1-9 世帯票提出用調査票ファイルの作成

ここでは、都道府県に送付するための提出用調査票ファイルを作成する手順について説明します。
1 台の端末で世帯票登録を行った場合と、複数の端末で登録を行った場合に分けて説明します。

A）１台の端末で調査票データ作成を行った場合

①［処理メニュー］画面にて［世帯票］ボタンをクリック後、［提出用調査票ファイル作成］ボタンをクリックします。

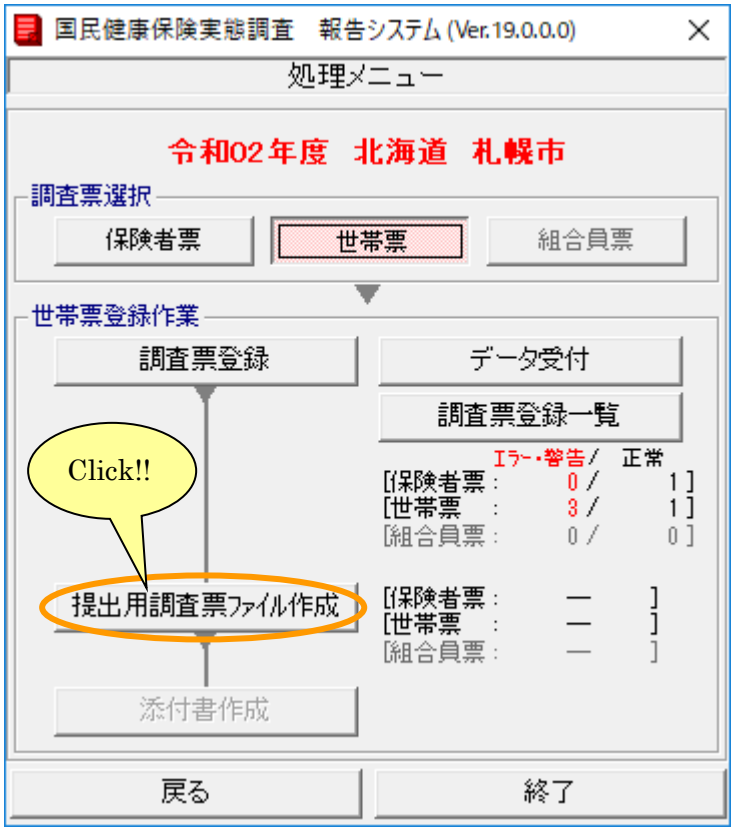

補足

※世帯票が１件以上登録されていないと、［提出用調査票ファイル作成］ボタンは使用できません。

②［提出用調査票ファイル作成］画面が表示されます。

【機能説明】

番号	項目名	項目説明
①	調査票区分指定	作業中の調査票区分を表示します。
②	結合ファイル欄	調査票ファイル名：提出用調査票ファイルに取りまとめる調査票ファイルを表示します。１行目には当該端末で作成した調査票ファイルが表示されます。 件数　：調査票ファイルに登録されている調査票データの件数が表示されます。 FileNo　：結合ファイル欄に表示されている調査票ファイルを上から順に番号を振って表示します。
③	［追加］ボタン	取りまとめる調査票ファイルを追加します。
④	［削除］ボタン	③で追加した調査票ファイルを結合ファイル欄より削除します。 ※当該端末で作成した調査票ファイル（１行目）は削除できません。
⑤	提出対象調査票欄	②結合ファイル欄に表示した調査票ファイルに登録されている調査票データが一覧表示されます。
⑥	件数	⑤提出対象調査票欄に表示された調査票データの件数が表示されます。

番号	項目名	項目説明
⑦	提出用調査票ファイル 保存場所表示	⑧［提出用調査票ファイル保存場所指定］ボタンをクリックして取得した提出用調査票ファイルの保存場所が表示されます。
⑧	［提出用調査票ファイル 保存場所指定］ボタン（ … ）	［ファイルの保存場所］画面を表示します。
⑨	［提出用調査票ファイル 作成］ボタン	提出用調査票ファイルの作成を行います。 ※提出用調査票ファイルの保存場所を指定しないと使用できません。
⑩	［戻る］ボタン	［処理メニュー］画面に戻ります。

③［提出用調査票ファイル保存場所指定］ボタン（ … ）をクリックします。

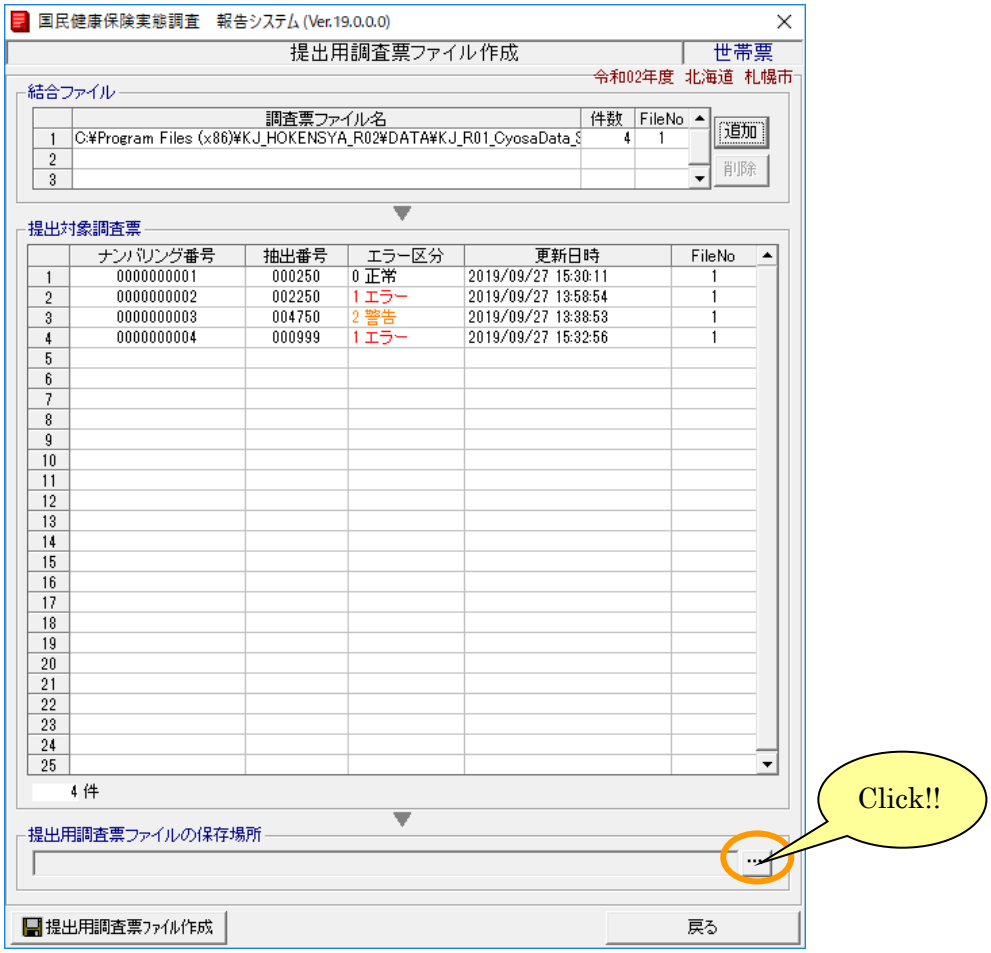

補足

※提出対象調査票一覧に青文字又はピンク文字データが存在する場合、［提出用調査票ファイル作成］ボタンはクリックできません。世帯票の修正又は削除を行ってください。

- 青文字　：［基本情報設定］画面で設定した基本情報と都道府県番号、保険者番号、群別が一致しないデータ
- ピンク文字：必須項目である「抽出番号」が未入力のデータ

④［ファイルの保存場所］画面が表示されます。保存場所を指定して［決定］ボタンをクリックします。

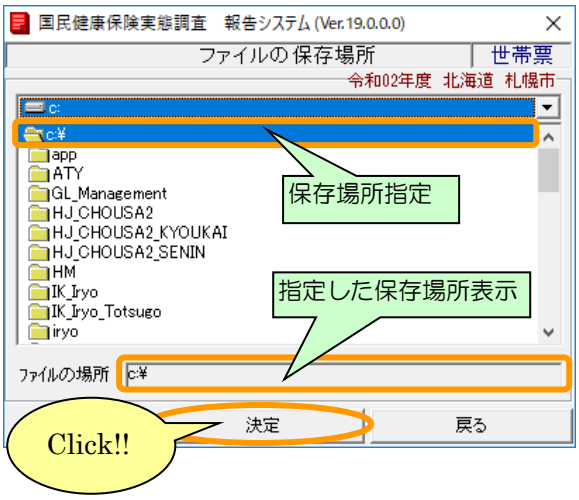

⑤［提出用調査票ファイル作成］画面に④で指定した保存場所が表示されます。［提出用調査票ファイル作成］ボタンをクリックします。

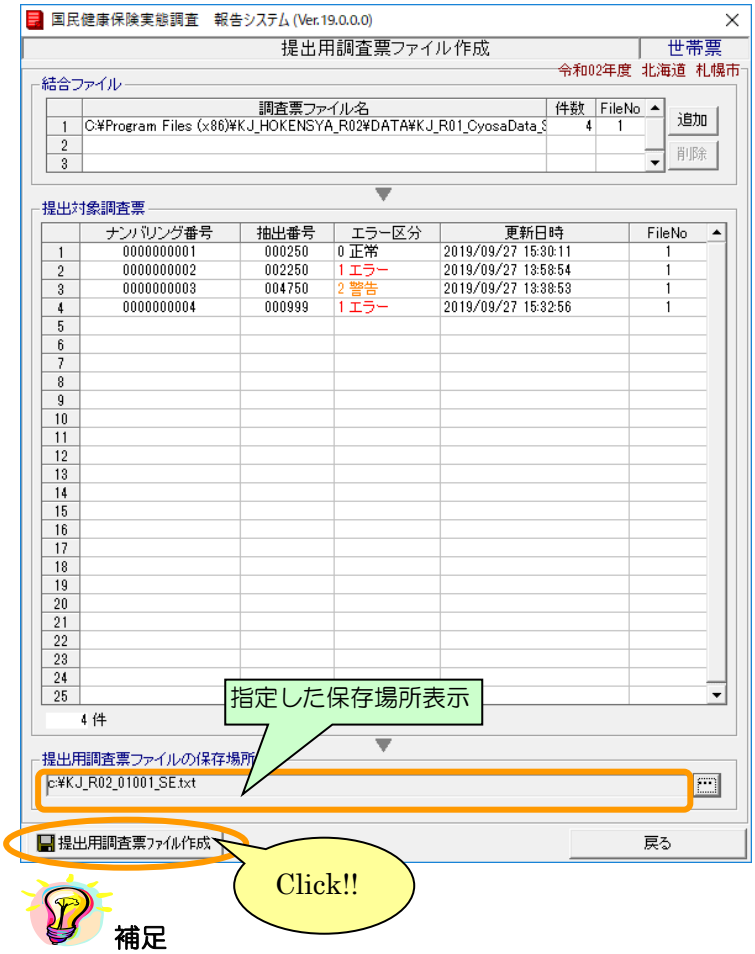

補足

※保存場所が指定されていないと、［提出用調査票ファイル作成］ボタンをクリックしても提出用調査票ファイル作成ができません。

⑥提出用調査票ファイル作成確認メッセージが表示されますので［はい］をクリックします。

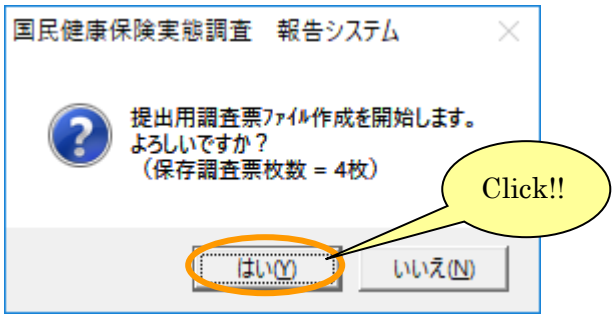

⑦保存場所に既に提出用調査票ファイルが存在していると、再度確認メッセージが表示されます。
上書きして良い場合は［はい］をクリックして下さい。

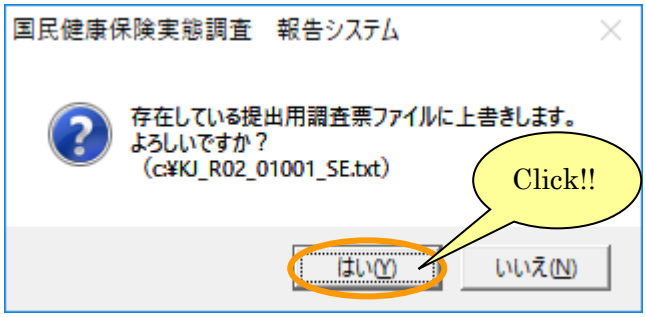

⑧提出用調査票ファイル作成が終了するとメッセージが表示されます。

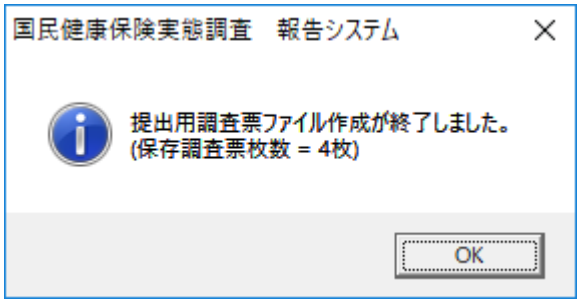

⑨提出用調査票ファイルが④で指定した保存場所に作成されます。**提出用調査票ファイルの名称は、変更しないようにお願いします（複数の端末でデータ作成を行っている場合はその限りではありません）。**

注意

※提出用調査票ファイル作成後に、調査票データの登録、修正、削除を行った場合は、再度提出用調査票ファイルを作成して下さい。

※提出用調査票ファイルを作成すると、調査票内のナンバリング番号を再度振り直す為、調査票修正作業時と番号が変わっている場合がありますので、ご注意下さい。

B）複数の端末でデータ作成を行った場合のみ行う作業

複数の端末を使用して世帯票データを登録した場合は、各端末で作成したデータを必ず世帯票提出用調査票ファイル作成機能にて結合して下さい。

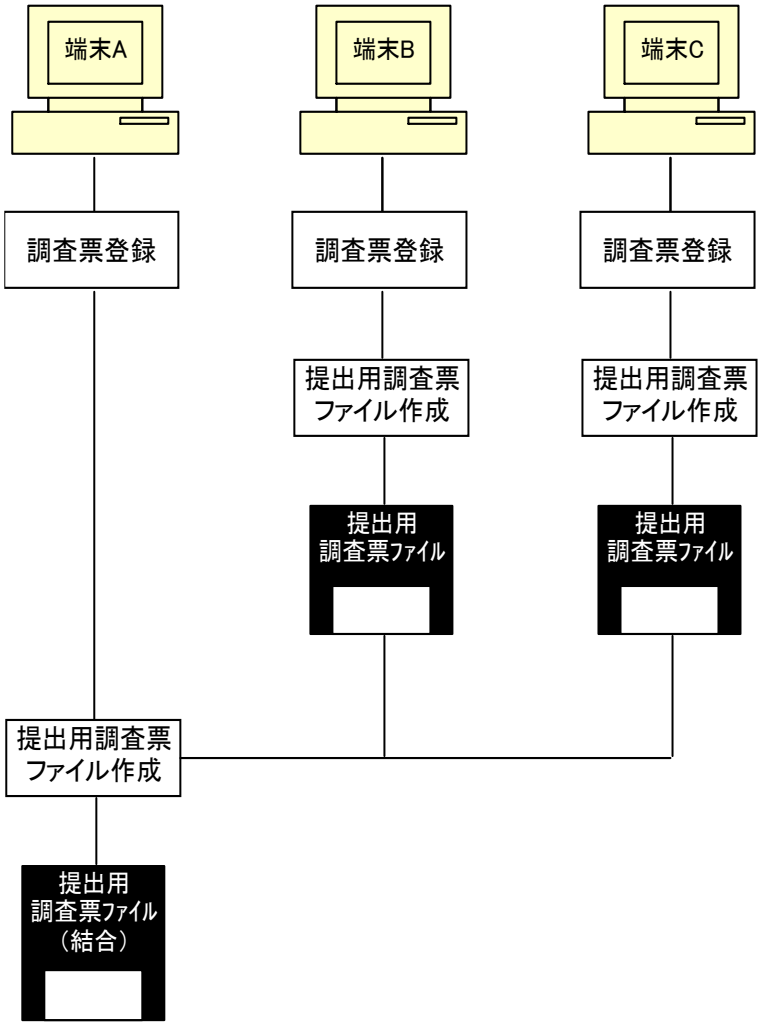

結合する端末（上記の場合は「端末 A」）の提出用調査票ファイル作成時に、他の端末で既に作成しておいた提出用調査票ファイルを追加し、結合した提出用調査票ファイルを作成します。

補足

※追加する調査票データを作成した端末が２台以上の場合は、結合する端末に他の端末で作成した提出用調査票ファイルの名前を変更してコピーするか、提出用調査票ファイルを別々のフォルダに保存しておく必要があります。

※複数端末にて調査票データ作成を行った場合は、必ず１台の端末にて、他端末で作成した提出用調査ファイルを結合ファイルとして追加し、提出用調査票ファイルを作成して下さい。

①結合を行う端末以外の端末について、**A）１台の端末で調査票データ作成を行った場合**を参照し、提出用調査票ファイルを作成して下さい。追加する調査票データを作成した端末が２台以上の場合は、提出用調査票ファイルの名前を変更するか、提出用調査票ファイルを別々のフォルダに保存して下さい。

②結合を行う端末にて、１台の端末で調査票データ作成を行った場合と同様に［提出用調査票ファイル作成］画面を表示してください。画面の表示内容は **A）１台の端末で調査票データ作成を行った場合**を参照して下さい。

③他端末で作成した提出用調査票ファイルを結合します。［追加］ボタンをクリックして下さい。

④［ファイル名参照］画面が表示されます。結合する提出用調査票ファイルを選択し、［決定］ボタンをクリックして下さい。

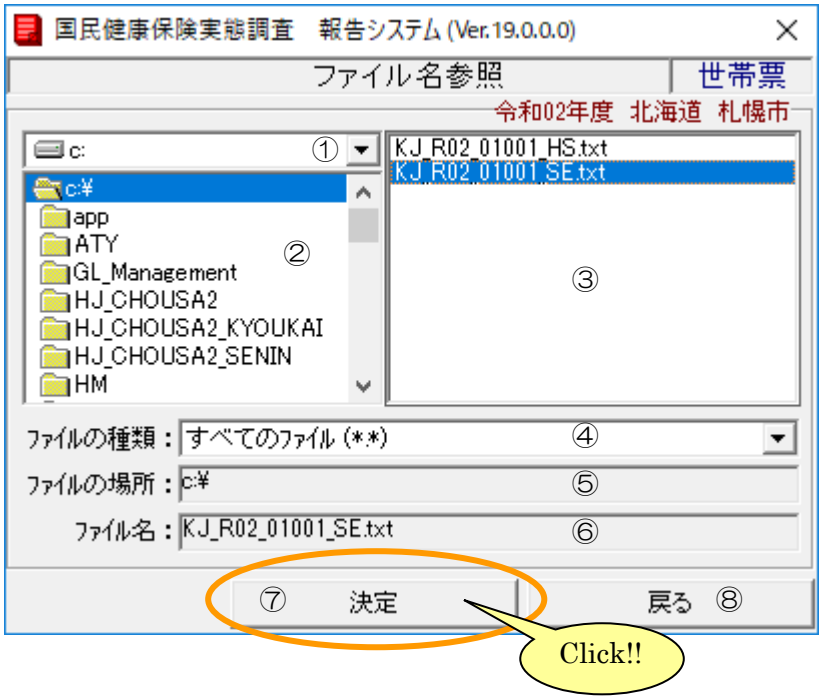

【機能説明】

番号	項目名	項目説明
①	ドライブ	パソコンについているドライブの一覧が表示されます。ファイルのあるドライブを選択して下さい。
②	フォルダ	①で選択されているドライブのフォルダが表示されます。ファイルのあるフォルダを選択して下さい。
③	ファイル	②で選択されているフォルダに存在するファイルが表示されます。結合する提出用調査票ファイルを選択して下さい。
④	ファイルの種類	③で表示されるファイルの種類が選択できます。
⑤	ファイルの場所	①、②で指定したファイルの場所が表示されます。
⑥	ファイル名	③で選択したファイルが表示されます。
⑦	［決定］ボタン	入力されたファイルの場所とファイル名を結合する提出用調査票ファイル名として、［提出用調査票ファイル作成］画面に戻ります。ファイルの場所とファイル名が表示されている場合のみ、使用可となります。
⑧	［戻る］ボタン	ファイルを選択せずに、［提出用調査票ファイル作成］画面に戻ります。

⑤結合ファイル欄に[ファイル名参照]画面で選択した結合する提出用調査票ファイルが表示され、提出対象調査票には追加された結合ファイルに登録されていた調査票データが全て表示されます。引き続き結合する提出用調査票ファイルの追加を行う場合、③～④の処理を繰り返し行って下さい。結合ファイル追加が終了したら、[提出用調査票ファイル保存場所指定]ボタン（…）をクリックします。

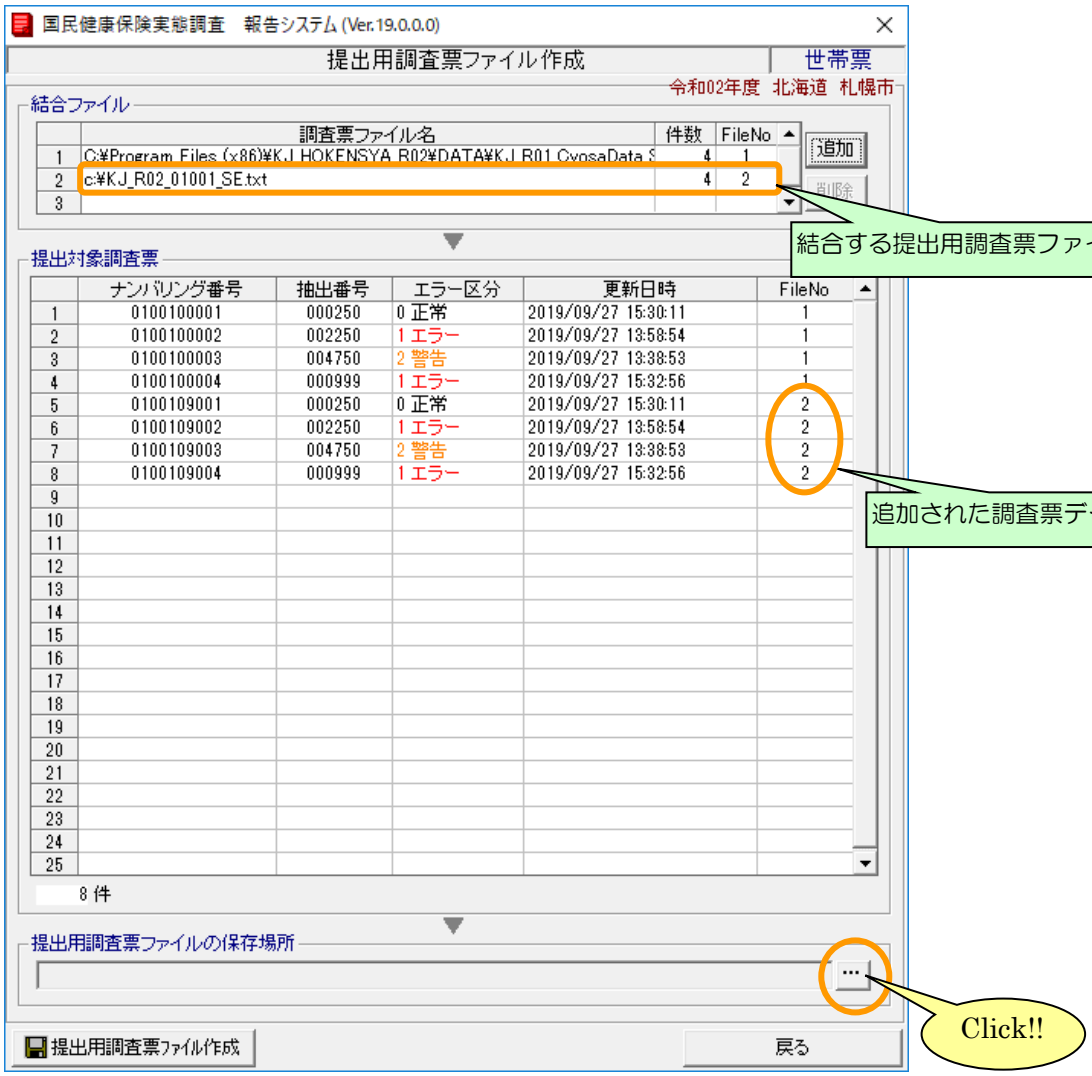

補足

※提出対象調査票一覧に青文字又はピンク文字データが存在する場合、[提出用調査票ファイル作成]ボタンはクリックできません。世帯票の修正又は削除を行ってください。

- 青文字　：[基本情報設定]画面で設定した基本情報と都道府県番号、保険者番号、群別が一致しないデータ
- ピンク文字：必須項目である「抽出番号」が未入力のデータ

⑥［ファイルの保存場所］画面が表示されます。保存場所を指定して［決定］ボタンをクリックします。

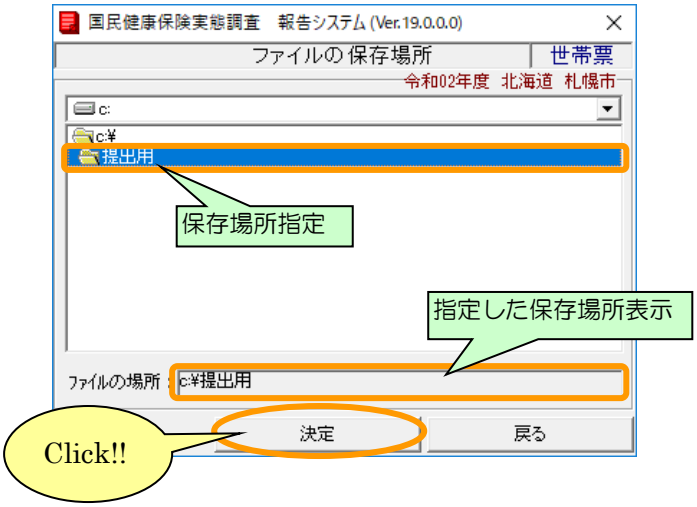

⑦［提出用調査票ファイル作成］画面に⑥で指定した保存場所が表示されます。［提出用調査票ファイル作成］ボタンをクリックします。

補足

※保存場所が指定されていないと、［提出用調査票ファイル作成］ボタンをクリックしても提出用調査票ファイル作成ができません。

⑧提出用調査票ファイル作成確認メッセージが表示されますので［はい］をクリックします。

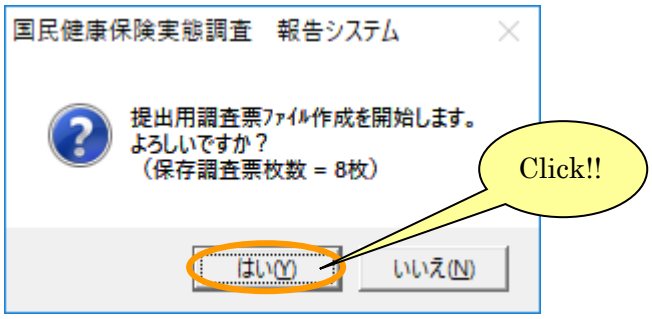

⑨保存場所に既に提出用調査票ファイルが存在していると、再度確認メッセージが表示されます。
上書きして良い場合は［はい］をクリックして下さい。

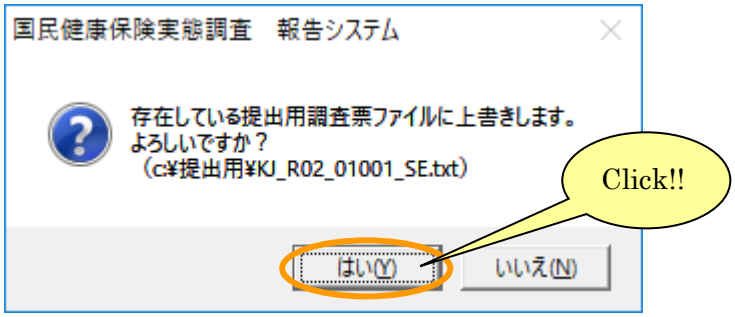

⑩提出用調査票ファイル作成が終了するとメッセージが表示されます。

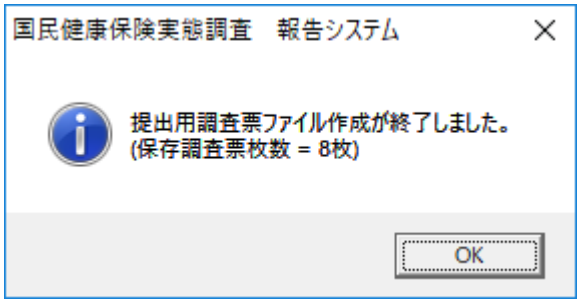

⑪提出用調査票ファイルが⑥で指定した保存場所に作成されます。**提出用調査票ファイルの名称は、変更しないようにお願いします。**

注意

※提出用調査票ファイル作成後に、調査票データの登録、修正、削除を行った場合は、再度提出用調査票ファイルを作成して下さい。

※提出用調査票ファイルを作成すると、調査票内のナンバリング番号を再度振り直す為、調査票修正作業時と番号が変わっている場合がありますので、ご注意下さい。

5-1-10 添付書の作成

ここでは、世帯票提出用調査票ファイルとともに都道府県に送付する添付書を作成する手順について説明します。

①処理メニュー画面の［添付書作成］ボタンをクリックします。

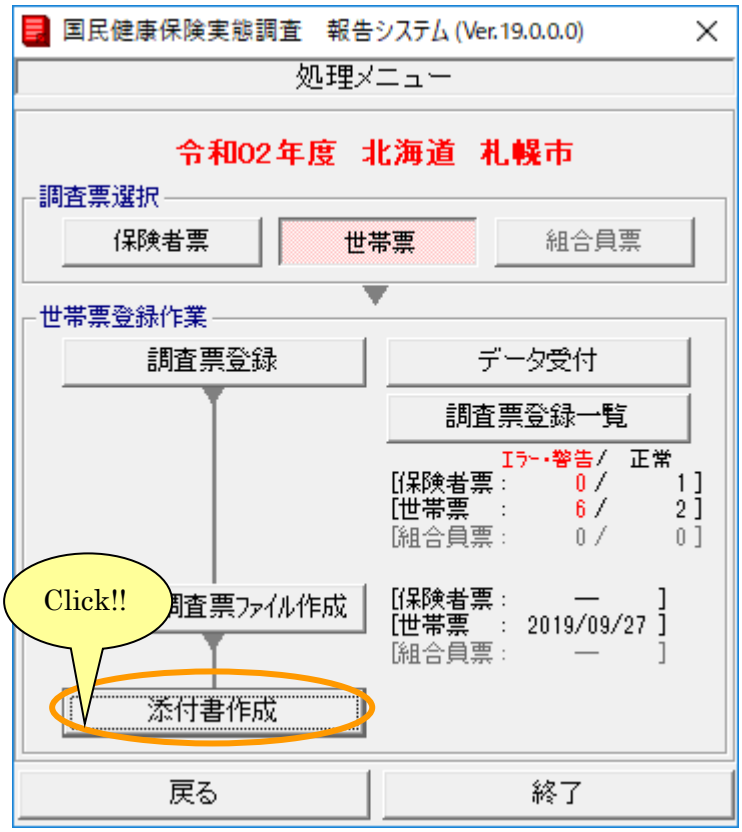

補足

※［添付書作成］ボタンは、提出用調査票ファイルが作成されていないと使用できません。

②［添付書作成］画面が表示されます。

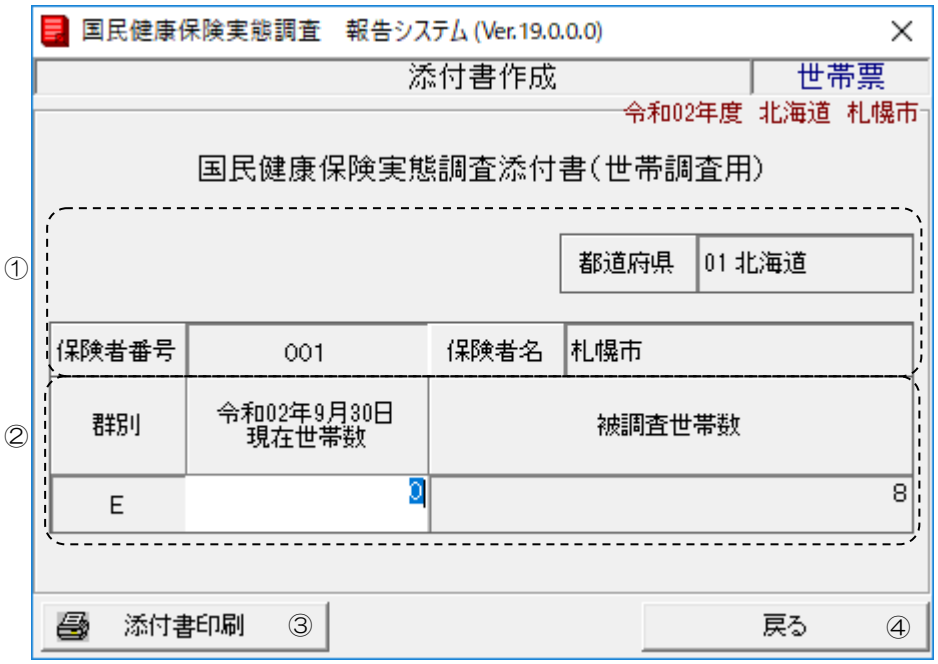

【機能説明】

番号	項目名	項目説明
①	基本情報	［基本情報設定］画面で設定した基本情報（都道府県、保険者）が表示されます。
②	添付書内容	「調査年９月３０日現在世帯数」欄を入力します。 「被調査世帯数」には報告システムで登録した世帯票枚数が自動的に表示されます。
③	［添付書印刷］ボタン	添付書が印刷されます。
④	［戻る］ボタン	［処理メニュー］画面に戻ります。

③「調査年９月３０日現在世帯数」欄を入力します。

④入力が終了したら、［添付書印刷］ボタンをクリックします。

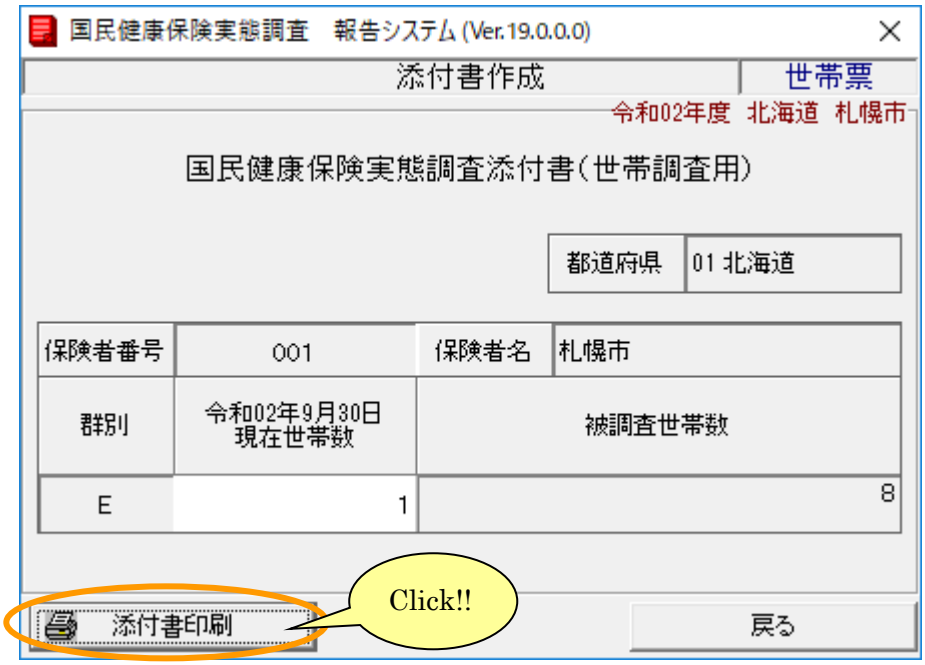

⑤以下の場合に確認メッセージをポップアップ画面にて表示する。

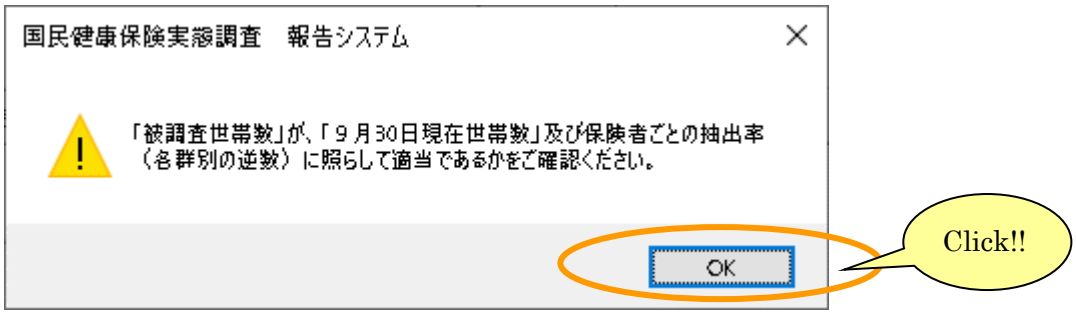

調査対象世帯数に対して、世帯票提出枚数が正しいか確認のうえ、調査票を作成してください。

A　９月 30 日現在世帯数/50　＝ 被調査世帯数
B　９月 30 日現在世帯数/100　＝ 被調査世帯数
C　９月 30 日現在世帯数/150　＝ 被調査世帯数
D　９月 30 日現在世帯数/200　＝ 被調査世帯数
E　９月 30 日現在世帯数/400　＝ 被調査世帯数

⑥ ［プリンタ選択］画面が表示されますので、内容を確認して［OK］ボタンをクリックします。

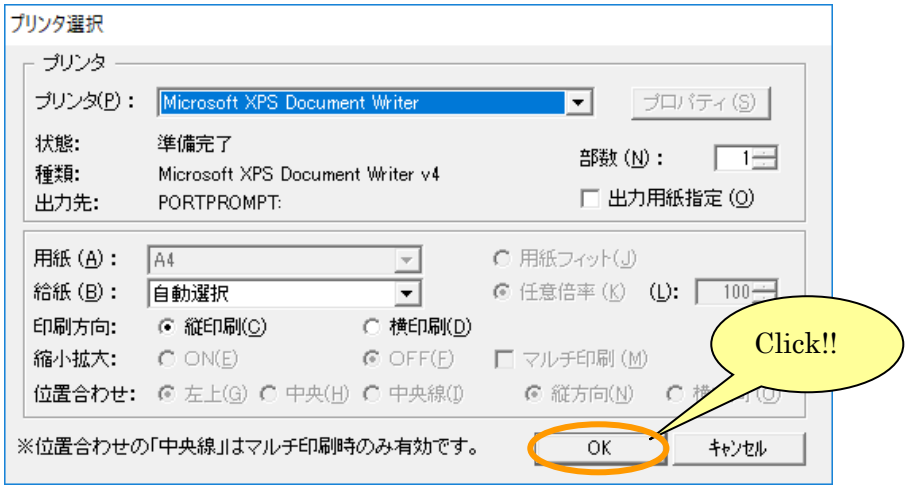

⑦［添付書（世帯票）印刷　ログファイル］が表示されます。

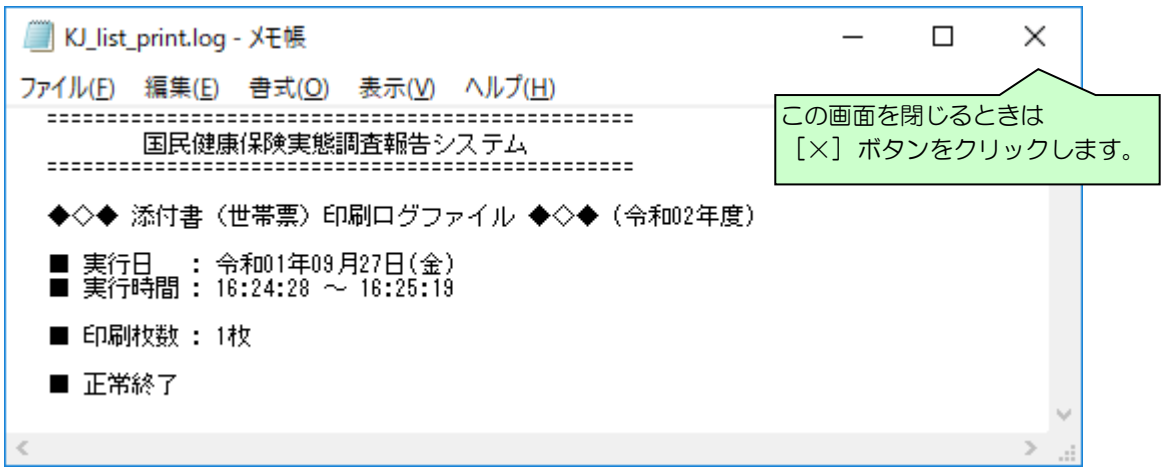

補足

※印刷中は［印刷中］画面が表示されます。［印刷中止］ボタンをクリックすると印刷を中断します。

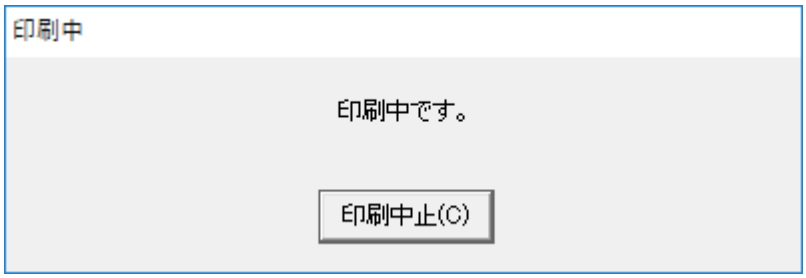

6 データ受付

ここでは、報告システム以外の他システム（以降、他システム）で作成した調査票データを報告システムに取り込む手順について説明します。

補足

※他システムを使用してデータ作成を行う場合のファイルレイアウトについては、磁気媒体作成仕様書を参照して下さい。

注意

※既に調査票の登録件数が 1 件以上ある場合、データ受付を行うと、既存の調査票は削除されますので、ご注意下さい。

①調査票選択欄からデータ受付を行う世帯票を選択します。調査票登録作業欄の［データ受付］ボタンをクリックします。

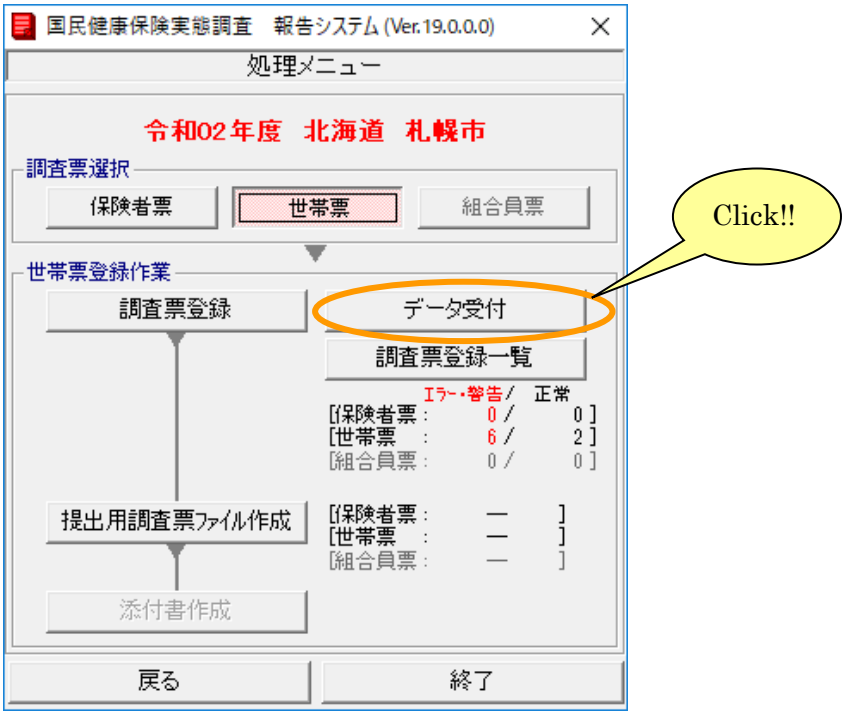

②［データ受付］画面が表示されます。入力ファイル名に他システムで作成した調査票ファイルが存在するフォルダを（ａ）直接入力するか、（ｂ）[ファイル名参照]ボタン（ … ）をクリックして［ファイル名参照］画面にてファイルを選択して下さい。

【機能説明】

番号	項目名	項目説明
①	入力ファイル名	報告システムに取り込むファイル名を入力します。
②	［ファイル名参照］ボタン（ … ）	［ファイル名参照］画面を表示します。
③	［データ受付・ﾁｪｯｸ開始］ボタン	他システムで作成したファイルを取り込み、内容のチェックを行います。
④	［戻る］ボタン	［処理メニュー］画面に戻ります。

（ａ）入力ファイル名に他システムで作成した調査票データファイルを直接入力する場合はファイルの場所、ファイル名を手入力して下さい。

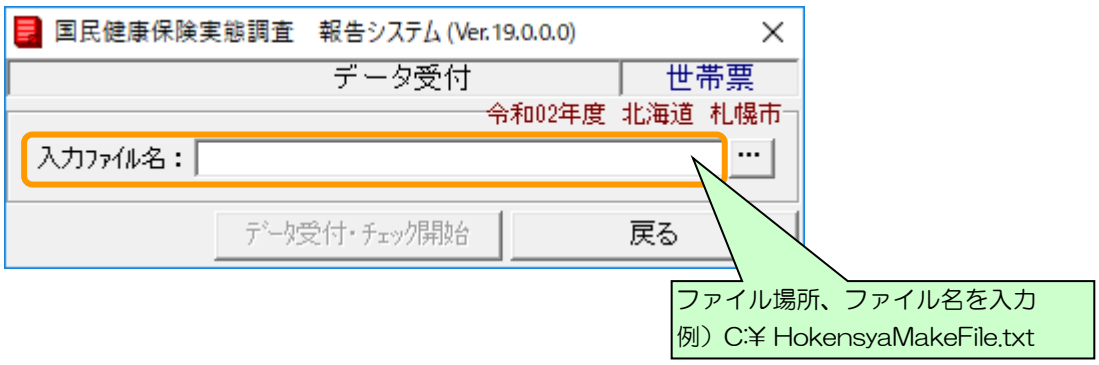

（b-1）［ファイル名参照］画面にて他システムで作成した調査票ファイルを選択する場合は、
［ファイル名参照］ボタン（…）をクリックして下さい。

（b-2）［ファイル名参照］画面が表示されますので、ファイルを選択し［決定］ボタンを
クリックして下さい。

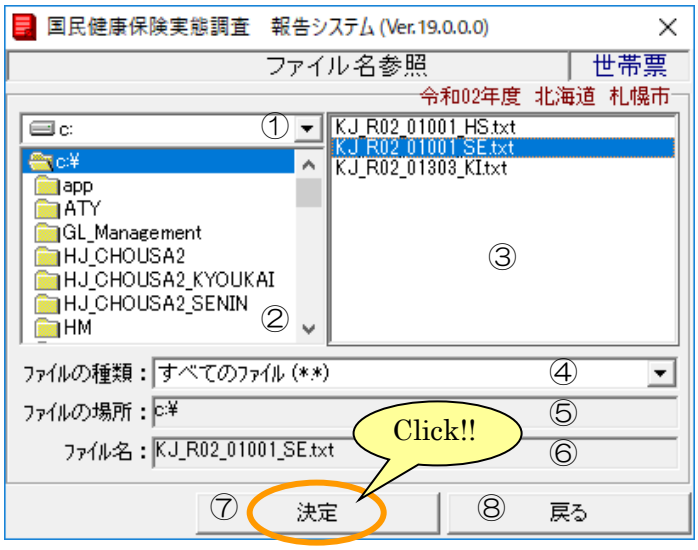

【機能説明】

番号	項目名	項目説明
①	ドライブ	パソコンについているドライブの一覧が表示されます。ファイルのあるドライブを選択して下さい。
②	フォルダ	①で選択されているドライブのフォルダが表示されます。ファイルのあるフォルダを選択して下さい。
③	ファイル	②で選択されているフォルダに存在するファイルが表示されます。受付する調査票ファイルを選択して下さい。
④	ファイルの種類	③で表示されるファイルの種類が選択できます。
⑤	ファイルの場所	①、②で指定したファイルの場所が表示されます。
⑥	ファイル名	③で選択したファイルが表示されます。
⑦	［決定］ボタン	入力されたファイルの場所とファイル名を入力ファイル名として、［データ受付］画面に戻ります。ファイルの場所とファイル名が表示されている場合のみ、使用可となります。
⑧	［戻る］ボタン	ファイルを選択せずに、［データ受付］画面に戻ります。

（b-3）［データ受付］画面に戻り、選択したファイルが入力ファイル名に表示されます。

③［データ受付・チェック開始］ボタンをクリックします。

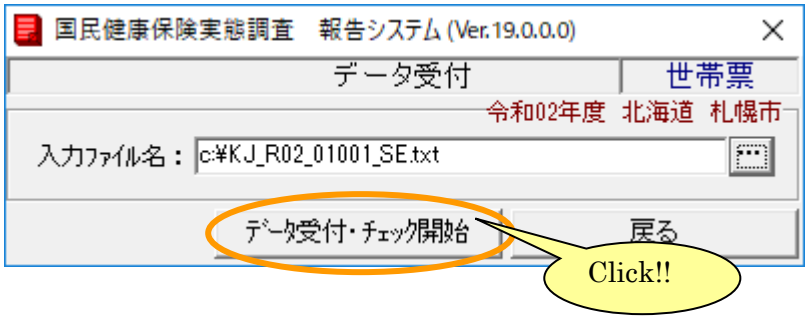

④確認メッセージが表示されますので、［はい］をクリックして下さい。
［いいえ］を選択すると、データ受付を行わず［データ受付］画面に戻ります。

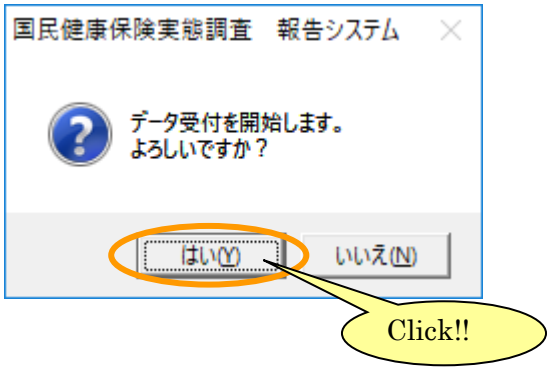

⑤データ受付処理が終了すると、［データ受付処理　ログファイル］が表示されます。

＊１）データ受付が正常に終了した場合

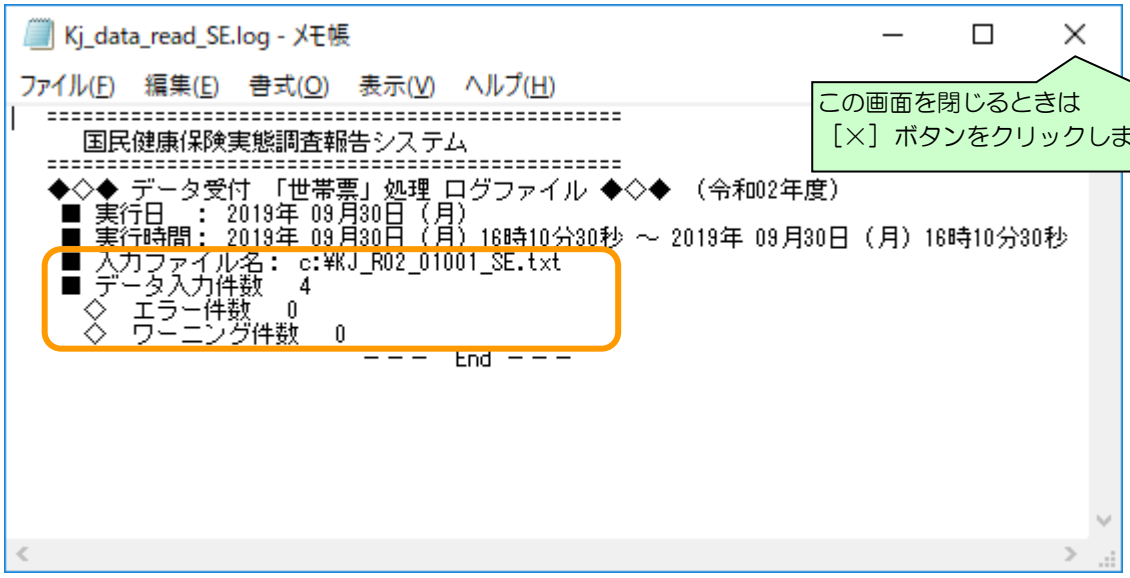

【項目説明】

項目名	項目説明
■入力ファイル名	受付したファイル名称
■世帯票データ入力件数	受付した調査票件数
◇エラー件数	エラーのあった調査票件数（警告のみも含む）
◇ワーニング件数	警告のみの調査票件数

＊2）入力ファイルに不正な点がある場合

以下のような［データ受付処理　ログファイル］が表示されます。

不正な点を修正し、再度データ受付を行って下さい。

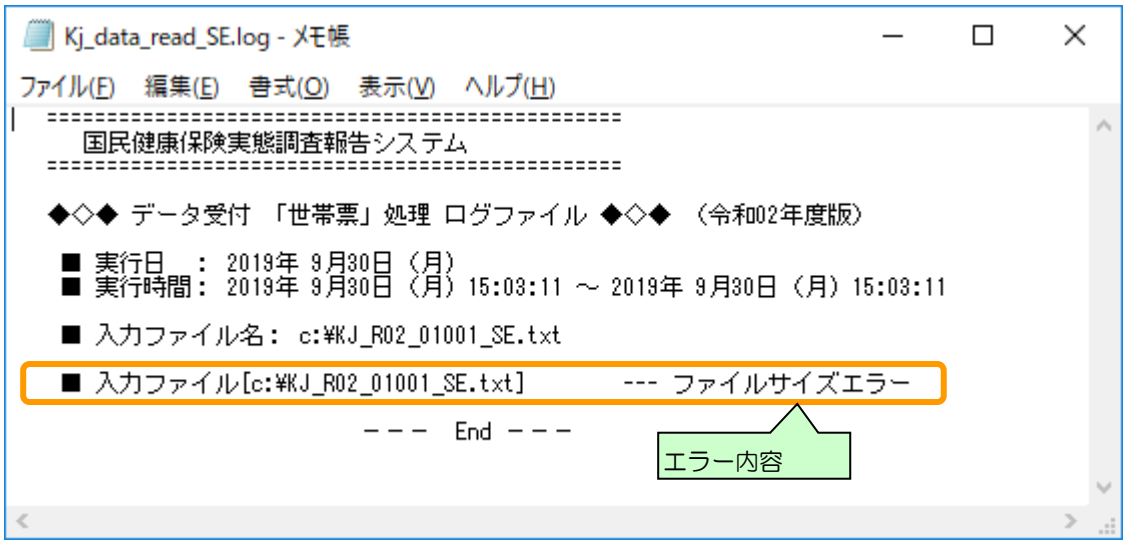

【エラーメッセージ一覧】

エラー内容	対処方法
調査年度不正	入力ファイルの調査年度が［基本情報設定］画面で設定した調査年度と違います。調査年度を修正して下さい。
ファイルサイズエラー	入力ファイルのファイルサイズが実施要領の磁気媒体仕様と違っています。入力ファイルを確認して下さい。
１レコードサイズ不正	入力ファイルのレコードサイズが実施要領の磁気媒体仕様と違っています。入力ファイルを確認して下さい。
都道府県番号不正	入力ファイルの都道府県番号が［基本情報設定］画面で設定した都道府県番号と違います。都道府県番号を修正して下さい。
保険者番号不正	入力ファイルの保険者番号が［基本情報設定］画面で設定した保険者番号と違います。保険者番号を修正して下さい。
群別エラー	入力ファイルの保険者区分が［基本情報設定］画面で設定した保険者区分と違います。保険者番号を修正して下さい。
調査票種別不正	入力ファイルの調査票種別が処理メニュー調査票登録で指定した調査票と違います。入力ファイルと確認して下さい。
個人レコード数範囲エラー	入力ファイルの世帯員個人レコード数が正しくありません。個人レコード数を修正して下さい。

注意

※受付データの基本情報（都道府県番号、保険者番号、保険者区分（世帯票・組合員票は群別）が［基本情報設定］画面で設定した基本情報と異なる場合、データ受付は行えません。

※受付を行ったデータにエラーがある場合は、各調査票の「調査票の修正」を参照して修正作業を行ってください。

7 付録（エラーチェック条件）

7-1 世帯票

別紙参照（ここをクリックすると移動します）

世帯票エラーチェック一覧

エラー番号	エラー種別 1：エラー 2：ワーニング	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 （審査条件外のときにエラーとする）	項目番号
000	1	入力要領指定文字外エラー	項目に入力要領指定外の文字が含まれている	
001	1	都道府県番号エラー：コード範囲外	「都道府県番号」は 01～47 の範囲であり、 以下のコードに対応する 01:北海道　02:青森県　03:岩手県 04:宮城県　05:秋田県　06:山形県 07:福島県　08:茨城県　09:栃木県 10:群馬県　11:埼玉県　12:千葉県 13:東京都　14:神奈川県 15:新潟県 16:富山県　17:石川県　18:福井県 19:山梨県　20:長野県　21:岐阜県 22:静岡県　23:愛知県　24:三重県 25:滋賀県　26:京都府　27:大阪府 28:兵庫県　29:奈良県　30:和歌山県 31:鳥取県　32:島根県　33:岡山県 34:広島県　35:山口県　36:徳島県 37:香川県　38:愛媛県　39:高知県 40:福岡県　41:佐賀県　42:長崎県 43:熊本県　44:大分県　45:宮崎県 46:鹿児島県 47:沖縄県 （式）01≦A01≦47	A01
002	1	保険者番号エラー：コード範囲外	「保険者番号」< 300 又は 「保険者番号」>= 400 であること （式）A02＜300 or 400 ≦ A02	A02
003	1	群別エラー：コード範囲外	「群別番号」は 1～5 の範囲であり、 以下のコードに対応する 1:A群 2:B群 3:C群 4:D群 5:E群 （式）1 ≦ A04 ≦ 5	A04
004	1	擬制世帯エラー：コード範囲外	「擬制世帯」は 1～2 の範囲であり、 以下のコードに対応する 1:擬制世帯 2:擬制世帯でない （式）1 ≦ A06 ≦ 2	A06
005	1	市町村民税エラー：コード範囲外	「市町村民税」は 1～2 の範囲であり、 以下のコードに対応する 1:課税 2:非課税 （式）1 ≦ A07 ≦ 2	A07
006	1	軽減世帯エラー：コード範囲外	「軽減世帯」は 1～8 の範囲であり、 以下のコードに対応する 1:非軽減 2:2割軽減 3:3割軽減 4:4割軽減 5:5割軽減(8を除く) 6:6割軽減 7:7割軽減 8:5割軽減（国保法施行令第29条の7第5項第5号イ又は地方税法施行令第56条の89第2項第4号イによる） （式）1 ≦ A08 ≦ 8	A08
009	1	(医療給付):前年度保険料(税) 調定額エラー	「前年度保険料(税)調定額」は スペース(無記入)もしくは 0円以上、賦課限度額以内の範囲であること （式）0≦A13≦賦課限度額 or A13=スペース	A13
010	1	(医療給付):前年度保険料(税) 収納額エラー１	「前年度保険料(税)収納額」は 「前年度保険料(税)調定額」が スペース(無記入)又は0円の時、 スペース(無記入)又は0円であること （式） A13=スペース or A13=0 → A14=スペース or A14=0 A18=スペース or A18=0 → A19=スペース or A19=0 A15=スペース or A15=0 → A16=スペース or A16=0 A24=スペース or A24=0 → A25=スペース or A25=0	A14, A13
011	1	(医療給付):前年度保険料(税) 収納額エラー２	「前年度保険料(税)収納額」は 「前年度保険料(税)調定額」が スペース(無記入)と0円のどちらでもない時、 0円以上、「前年度保険料(税)調定額」 以下の範囲内であること （式） 0＜A13 → 0≦A14≦A13 0＜A18 → 0≦A19≦A18 0＜A15 → 0≦A16≦A15 0＜A24 → 0≦A25≦A24	A14, A13

世帯票エラーチェック一覧

エラー番号	エラー種別 1：エラー 2：ワーニング	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 （審査条件外のときにエラーとする）	項目番号
012	1	(後期高齢者支援):前年度保険料(税) 調定額エラー	「前年度保険料(税)調定額」は スペース(無記入)もしくは 0円以上、賦課限度額以内の範囲であること (式)0≦A18≦賦課限度額 or A18＝スペース	A18
013	1	(後期高齢者支援):前年度保険料(税) 収納額エラー１	「前年度保険料(税)収納額」は 「前年度保険料(税)調定額」が スペース(無記入)又は0円の時、 スペース(無記入)又は0円であること (式) A13=スペース or A13=0 → A14=スペース or A14=0 A18=スペース or A18=0 → A19=スペース or A19=0 A15=スペース or A15=0 → A16=スペース or A16=0 A24=スペース or A24=0 → A25=スペース or A25=0	A19, A18
014	1	(後期高齢者支援):前年度保険料(税) 収納額エラー２	「前年度保険料(税)収納額」は 「前年度保険料(税)調定額」が スペース(無記入)と0円のどちらでもない時、 0円以上、「前年度保険料(税)調定額」 以下の範囲内であること (式) 0＜A13 → 0≦A14≦A13 0＜A18 → 0≦A19≦A18 0＜A15 → 0≦A16≦A15 0＜A24 → 0≦A25≦A24	A19, A18
015	1	(介護納付):前年度保険料(税) 調定額エラー	「前年度保険料(税)調定額」は スペース(無記入)もしくは 0円以上、賦課限度額以内の範囲であること (式)0≦A15≦賦課限度額 or A15＝スペース	A15
016	1	(介護納付):前年度保険料(税) 収納額エラー１	「前年度保険料(税)収納額」は 「前年度保険料(税)調定額」が スペース(無記入)又は0円の時、 スペース(無記入)又は0円であること (式) A13=スペース or A13=0 → A14=スペース or A14=0 A18=スペース or A18=0 → A19=スペース or A19=0 A15=スペース or A15=0 → A16=スペース or A16=0 A24=スペース or A24=0 → A25=スペース or A25=0	A16, A15
017	1	(介護納付):前年度保険料(税) 収納額エラー２	「前年度保険料(税)収納額」は 「前年度保険料(税)調定額」が スペース(無記入)と0円のどちらでもない時、 0円以上、「前年度保険料(税)調定額」 以下の範囲内であること (式) 0＜A13 → 0≦A14≦A13 0＜A18 → 0≦A19≦A18 0＜A15 → 0≦A16≦A15 0＜A24 → 0≦A25≦A24	A16, A15
018	1	保険料 (税) 滞納状況エラー：コード範囲外	「滞納状況の種類」は 1～2 の範囲で あり、以下のコードに対応する 1:特別療養費の対象 2:特別療養費の対象外 (式)1≦A20≦2	A20
019	1	保険料 (税) 賦課特例措置エラー：コード範囲外	「保険料(税)賦課特例措置」は 1～8 の範囲で あり、以下のコードに対応する 1:特例措置非該当 2:旧国保被保険者合算軽減 3:平等割半額 4:平等割1／4軽減 5:旧国保被保険者合算軽減かつ平等割半額 6:旧国保被保険者合算軽減かつ平等割1／4軽減 7:被扶養者であった者に対する緩和措置 8:その他 (式)1≦A21≦8	A21
020	1	(医療給付):保険料(税)算定額の所得割額 エラー	「保険料(税)算定額 所得割額」は、 スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≦ B41 or B41 = スペース	B41
022	1	(医療給付):保険料(税)算定額の資産割額 エラー	「保険料(税)算定額 資産割額」は、 スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≦ B42 or B42 = スペース	B42
024	1	(医療給付):保険料(税)算定額の均等割額 エラー	「保険料(税)算定額 均等割額」は、 スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≦ B43 or B43 = スペース	B43
026	1	(医療給付):保険料(税)算定額の平等割額 エラー	「保険料(税)算定額 平等割額」は、 スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≦ B44 or B44 = スペース	B44

世帯票エラーチェック一覧

エラー番号	エラー種別 1：エラー 2：ワーニング	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 （審査条件外のときにエラーとする）	項目番号
028	1	(医療給付):保険料(税)軽減額（低所得者分） エラー	「保険料(税)軽減額(低所得者分)」は、 スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≦ B46 or B46 = スペース	B46
029	1	(医療給付):保険料(税)軽減額（未就学児均等割軽減分） エラー	「保険料(税)軽減額(未就学児均等割軽減分)」は、 スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≦ B51 or B51 = スペース	B51
030	1	(医療給付):減免等による額 エラー	「減免等による額」は、 スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≦ B47 or B47 = スペース	B47
031	1	(医療給付):保険料(税)軽減額（産前産後保険料免除分） エラー	「保険料(税)軽減額(産前産後保険料免除分)」は、 スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≦ B52 or B52 = スペース	B52
032	1	(医療給付):賦課限度額を超える額 エラー	「賦課限度額を超える額」は、 スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≦ B48 or B48 = スペース	B48
034	1	(医療給付):保険料(税)調定額 エラー	「保険料(税)調定額」は、 スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≦ B49 or B49 = スペース	B49
036	1	(医療給付):固定資産税額 エラー	「固定資産税額」は、 スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≦ B50 or B50 = スペース	B50
050	1	(医療給付):保険料(税)算定額 計エラー	「保険料(税)算定額」の計は、 「所得割額」 ＋「資産割額」 ＋「均等割額」 ＋「平等割額」と同じであること (許容誤差は200円未満) (式) -200 < B45-(B41+B42+B43+B44) < 200	B45, B41, B42, B43, B44
053	1	(医療給付):保険料(税)調定額 エラー2	「保険料(税)調定額」は、 「保険料(税)算定額」 －「保険料(税)軽減額(低所得者分)」 －「保険料(税)軽減額(未就学児均等割軽減分)」 －「保険料(税)軽減額(産前産後保険料免除分)」 －「減免等による額」 －「賦課限度額を超える額」と同じであること (許容範囲は200円未満) (式) -200 < B49-(B45-B46-B51-B52-B47-B48) < 200	B49, B45, B46, B47, B48, B51, B52
054	1	(医療給付):保険料(税)調定額 エラー3	「保険料(税)調定額」は、0円以上 賦課限度額以下であること (式)0 ≦B49 ≦ 賦課限度額	B49
055	2	(医療給付):保険料(税)調定額 エラー4	「保険料(税)算定額計」が0円より大きい場合、 「保険料(税)調定額」は、0円以上であること (式)0 < B45 → 0 ≦ B49	B49, B45
056	1	(後期高齢者支援):保険料(税)算定額の所得割額 エラー	「保険料(税)算定額 所得割額」は、 スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≦ E41 or E41 = スペース	E41
058	1	(後期高齢者支援):保険料(税)算定額の資産割額 エラー	「保険料(税)算定額 資産割額」は、 スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≦ E42 or E42 = スペース	E42
060	1	(後期高齢者支援):保険料(税)算定額の均等割額 エラー	「保険料(税)算定額 均等割額」は、 スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≦ E43 or E43 = スペース	E43
062	1	(後期高齢者支援):保険料(税)算定額の平等割額 エラー	「保険料(税)算定額 平等割額」は、 スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≦ E44 or E44 = スペース	E44
064	1	(後期高齢者支援):保険料(税)軽減額（低所得者分） エラー	「保険料(税)軽減額(低所得者分)」は、 スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≦ E46 or E46 = スペース	E46
065	1	(後期高齢者支援):保険料(税)軽減額（未就学児均等割軽減分） エラー	「保険料(税)軽減額(未就学児均等割軽減分)」は、 スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≦ E50 or E50 = スペース	E50

世帯票エラーチェック一覧

エラー番号	エラー種別 1：エラー 2：ワーニング	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 （審査条件外のときにエラーとする）	項目番号
066	1	(後期高齢者支援):減免等による額 エラー	「減免等による額」は、 スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≦ E47 or E47 = スペース	E47
067	1	(後期高齢者支援):保険料(税)軽減額（産前産後保険料免除分） エラー	「保険料(税)軽減額(産前産後保険料免除分)」は、 スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≦ E51 or E51 = スペース	E51
068	1	(後期高齢者支援):賦課限度額を超える額 エラー	「賦課限度額を超える額」は、 スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≦ E48 or E48 = スペース	E48
070	1	(後期高齢者支援):保険料(税)調定額 エラー	「保険料(税)調定額」は、 スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≦ E49 or E49 = スペース	E49
083	1	(後期高齢者支援):保険料(税)算定額 計エラー	「保険料(税)算定額」の計は、 「所得割額」 ＋「資産割額」 ＋「均等割額」 ＋「平等割額」と同じであること (許容誤差は200円未満) (式) -200 < E45-(E41+E42+E43+E44) < 200	E45, E41, E42, E43, E44
086	1	(後期高齢者支援):保険料(税)調定額 エラー２	「保険料(税)調定額」は、 「保険料(税)算定額」 －「保険料(税)軽減額(低所得者分)」 －「保険料(税)軽減額(未就学児均等割軽減分)」 －「保険料(税)軽減額(産前産後保険料免除分)」 －「減免等による額」 －「賦課限度額を超える額」と同じであること (許容範囲は200円未満) (式) -200 < E49-(E45-E46-E50-E51-E47-E48) < 200	E49, E45, E46, E47, E48, E50, E51
087	1	(後期高齢者支援):保険料(税)調定額 エラー３	「保険料(税)調定額」は、0円以上 賦課限度額以下であること (式)0 ≦ E49 ≦ 賦課限度額	E49
088	2	(後期高齢者支援):保険料(税)調定額 エラー４	「保険料(税)算定額計」が0円より大きい場合、 「保険料(税)調定額」は、0円以上であること (式)0 < E45 → 0 ≦ E49	E49, E45
089	1	(介護納付):保険料(税)算定額の所得割額 エラー	「保険料(税)算定額 所得割額」は、 スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≦ C41 or C41 = スペース	C41
091	1	(介護納付):保険料(税)算定額の資産割額 エラー	「保険料(税)算定額 資産割額」は、 スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≦ C42 or C42 = スペース	C42
093	1	(介護納付):保険料(税)算定額の均等割額 エラー	「保険料(税)算定額 均等割額」は、 スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≦ C43 or C43 = スペース	C43
095	1	(介護納付):保険料(税)算定額の平等割額 エラー	「保険料(税)算定額 平等割額」は、 スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≦ C44 or C44 = スペース	C44
097	1	(介護納付):保険料(税)軽減額（低所得者分） エラー	「保険料(税)軽減額(低所得者分)」は、 スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≦ C46 or C46 = スペース	C46
099	1	(介護納付):減免等による額 エラー	「減免等による額」は、 スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≦ C47 or C47 = スペース	C47
101	1	(介護納付):賦課限度額を超える額 エラー	「賦課限度額を超える額」は、 スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≦ C48 or C48 = スペース	C48
103	1	(介護納付):保険料(税)調定額 エラー	「保険料(税)調定額」は、 スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≦ C49 or C49 = スペース	C49

世帯票エラーチェック一覧

エラー番号	エラー種別 １：エラー ２：ワーニング	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 （審査条件外のときにエラーとする）	項目番号
116	1	(介護納付):保険料(税)算定額 計エラー	「保険料(税)算定額」の計は、 「所得割額」 ＋「資産割額」 ＋「均等割額」 ＋「平等割額」と同じであること (許容誤差は200円未満) (式) -200 < C45-(C41+C42+C43+C44) < 200	C45, C41, C42, C43, C44
119	1	(介護納付):保険料(税)調定額 エラー２	「保険料(税)調定額」は、 「保険料(税)算定額」 －「保険料(税)軽減額(低所得者分)」 －「保険料(税)軽減額(産前産後保険料免除分)」 －「減免等による額」 －「賦課限度額を超える額」と同じであること (許容範囲は200円未満) (式)-200 < C49-(C45-C46-C50-C47-C48) < 200	C49, C45, C46, C47, C48, C50
120	1	(介護納付):保険料(税)調定額 エラー３	「保険料(税)調定額」は、0円以上 賦課限度額以下であること (式)0 ≦ C49 ≦ 賦課限度額	C49
121	2	(介護納付):保険料(税)調定額 エラー４	「保険料(税)算定額計」が0円より大きい場合、 「保険料(税)調定額」は、0円以上であること (式)0 < C45 → 0 ≦ C49	C49, C45
122	1	世帯主／世帯員情報エラー	「世帯主／世帯員」情報は1人以上存在すること	D01-0, D02-0, D03-0
123	1	被保険者区分エラー（世帯主） 1	世帯主の「被保険者区分」は、 1もしくは4 であり、以下のコードに対応する 1:一般 4:擬制世帯主 (式)D02-0 ＝ 1 or 4	D02-0
124-1(～12)	1	被保険者区分エラー（世帯員）	世帯員の「被保険者区分」は 、 1であり、以下のコードに対応する 1:一般 (式)D02-1(～12) ＝ 1	D02-1(～12)
125	1	世帯主との続柄エラー（世帯主）	世帯主の「世帯主との続柄」は 0:本人 であること (式)D03-0 ＝ 0	D03-0
126-1(～12)	1	世帯主との続柄エラー(世帯員)	世帯員の「世帯主との続柄」は 1～4 の範囲であり、以下のコードに対応する 1:配偶者 2:子 3:父母 4:その他 (式)1 ≦ D03-1(～12) ≦ 4	D03-1(～12)
127	1	世帯主との続柄 と 配偶者エラー	配偶者は各世帯に1人以下であること	D03-1, D03-2, D03-3, D03-4, D03-5, D03-6, D03-7, D03-8, D03-9, D03-10, D03-11, D03-12
130-0(～12)	1	性別エラー	「性別」は 1～2 の範囲であり、 以下のコードに対応する 1:男 2:女 (式)1 ≦ D04 ≦ 2	D04-0(～12)
131-0(～12)	1	配偶者の性別エラー	世帯員の配偶者の性別は、世帯主と違うこと	D04-1(～12), D04-0, D03-1(～12)

世帯票エラーチェック一覧

エラー番号	エラー種別 １：エラー ２：ワーニング	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 （審査条件外のときにエラーとする）	項目番号
132	1	世帯主 生年月エラー	生年月データ不正 「生年月　元号」を（a） 「生年月　年　」を（b） 「生年月　月　」を（c）と対応し 下記の通りとする ◇［元号］ ［元号］は 1≦a≦5の範囲である a＝1「明治」 a＝2「大正」 a＝3「昭和」 a＝4「平成」 a＝5「令和」 ［元号］は 調査年度の年号以下である ◇［元号 と 年］ a＝1「明治」1≦b≦45 a＝2「大正」1≦b≦15 a＝3「昭和」1≦b≦64 a＝4「平成」1≦b≦31 a＝5「令和」1≦b≦（その年号での調査対象年度） ◇［元号 と 年 と 月］ a＝1「明治」b＝45 のとき 1≦c≦7 a＝2「大正」b＝1 のとき 7≦c≦12 a＝3「昭和」b＝1 のとき c＝12 b＝64 のとき c＝1 a＝4「平成」 b＝31のとき　1≦c≦4 a＝5「令和」 b＝令和の調査対象年度のとき　1≦c≦9 b＝1のとき　5≦c≦12 ※　上記以外の年は、1≦c≦12である	D05-0
133-1（～12）	1	世帯員 生年月エラー	生年月データ不正 「生年月　元号」を（a） 「生年月　年」　を（b） 「生年月　月」　を（c）と対応し 下記の通りとする ◇［元号］ ［元号］は 3≦a≦5 の範囲である a＝3「昭和」 a＝4「平成」 a＝5「令和」 ［元号］は 調査年度の年号以下である ◇［元号 と 年］ a＝3「昭和」1≦b≦64 a＝4「平成」1≦b≦31 a＝5「令和」1≦b≦（その年号での調査対象年度） ◇［元号 と 年 と 月］ a＝3「昭和」b＝64 のとき c＝1 a＝4「平成」 b＝31のとき　1≦c≦4 a＝5「令和」 b＝令和の調査対象年度のとき　1≦c≦9 b＝1のとき　5≦c≦12 ※　上記以外の年は、1≦c≦12である	D05-1（～12）
134	2	世帯主年齢エラー	「世帯主の続柄」は 0:本人 である場合、 「世帯主年齢」は15歳以上であること 「被保険者区分」1の場合、75歳未満であること （式） D03-0 = 0 ←→ 15 ≦ 世帯主の年齢 or D03-0 = 0 ←→ D02-0 = 1 ←→ 世帯主の年齢 ＜ 75歳0月	D02-0, D03-0, D05-0
135-1（～12）	2	世帯員の年齢エラー	「世帯員年齢」は0歳以上75歳未満であること （式）0 ≦ 世帯員の年齢＜75歳0月	D05-1（～12）
136-1（～12）	1	世帯主、世帯員 続柄年齢エラー（配偶者）	「世帯主との続柄」が 1:配偶者 の時、 年齢は 18歳以上 であること （式）D03-1（～12）= 1　の時、D05-1（～12）≦18	D03-1（～12）, D05-1（～12）
138-1（～12）	2	世帯主との続柄　　年齢差エラー（子供）	「世帯主との続柄」が 2:子 の時、 世帯主の年齢より小さいこと （式）D03-1（～12）= 2　の時、D05-1（～12）＜D05-0	D03-1（～12）, D05-0, D05-1（～12）
141-0（～12）	1	所得の種類エラー１	「所得の種類」は、 「所得の有無」が 1:有 または 4:有（特）の場合、 01～11 の範囲であり、 以下のコードに対応する 01:営業所得 02:農業所得 03:その他の事業所得 04:不動産所得 05:利子・配当所得 06:給与所得 07:公的年金等所得 08:譲渡所得 09:山林所得 10:その他の所得 11:不詳 （式）D06 = 1 or 4 ←→ 1 ≦ D07 ≦ 11	D07-0（～12）, D06-0（～12）

世帯票エラーチェック一覧

エラー番号	エラー種別 1：エラー 2：ワーニング	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 （審査条件外のときにエラーとする）	項目番号
142-0(～12)	1	所得の種類エラー２	「所得の種類」は、 「所得の有無」が 2:無 もしくは 3:不詳 の場合、 スペース であること (式)D06 = 2 or 3 の時、D07 = スペース	D07-0(～12),D06-0(～12)
143-0(～12)	1	雑損失の繰越控除額エラー	「雑損失の繰越控除額」は、 スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式)0 ≦ D12 or D12 = スペース	D12-0(～12)
144-0(～12)	1	分離譲渡所得金額エラー	「分離譲渡所得金額」は、 スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式)0 ≦ D13 or D13 = スペース	D13-0(～12)
145-0(～12)	2	所得の有無と総所得・山林所得金額の相関エラー（所得有）	「所得の有無」が1:有 の場合、 「総所得・山林所得金額」、 「雑損失の繰越控除額」、 「分離譲渡所得金額」 にいずれかが 1円以上であること (式)D06 = 1 の時、 0 < D08 or 0 < D12 or 0 < D13	D06-0(～12),D08-0(～12), D12-0(～12),D13-0(～12)
146-0(～12)	1	所得の有無と総所得・山林所得金額の相関エラー（所得無もしくは不詳）	「所得の有無」が2:無 もしくは 3:不詳 の場合、 「総所得・山林所得金額」は 1円未満であること、 「雑損失の繰越控除額」、 「分離譲渡所得金額」 は 0円であること (式)D06 = 2 or 3 の時、 D08 < 1 and D12 = 0 and D13 = 0	D06-0(～12),D08-0(～12), D12-0(～12),D13-0(～12)
147-0(～12)	1	基礎控除額エラー①	「基礎控除額」は、 スペース(無記入)または 430,000円 または290,000円または150,000円または0円であること (式) D15(～12) ＝ (スペース) or 430,000 or 290,000 or 150,000 or 0	D15-0(～12)
148-0(～12)	1	課税標準額エラー	「課税標準額」は、 「総所得・山林所得金額」 ＋「雑損失の繰越控除額」 ＋「分離譲渡所得金額」 －「基礎控除額」 の値と同じであること または 「総所得・山林所得金額」 ＋「雑損失の繰越控除額」 ＋「分離譲渡所得金額」 の合計が「基礎控除額」以下で ある場合、0であること (式)D16 = D08+D12+D13-D15 or D08+D12+D13 ≦ D15 → D16 =0	D16-0(～12),D08-0(～12), D12-0(～12),D13-0(～12), D15-0(～12)
149-0(～12)	1	年金収入額エラー１	「年金収入額」は、スペース(無記入) もしくは0円 以上であること (式)0 ≦ D17or D17 = スペース	D17-0(～12)
150-0(～12)	1	年金収入額エラー２	「所得の種類」が 07:公的年金等 のとき、 「年金収入額」は1円以上であること (式)D07 = 7 → 0 < D17	D17-0(～12),D07-0(～12)
151-0(～12)	2	年金収入額エラー３	「年金収入額」は1000万円 未満であること (式)D17 < 10,000,000	D17-0(～12)
152-0(～12)	2	年金収入対象者エラー	「年金収入額」が 1円以上 の場合、 調査対象年度の9月30日現在、 年齢が55歳以上であること (式)0 < D17 → 55 ≦ 世帯主/世帯員の年齢	D17-0(～12),D05-0(～12)
153	1	(医療給付):軽減世帯・均等割額・平等割額・保険料(税)軽減額（低所得者分）の相関エラー	「軽減世帯」・「均等割額」・ 「平等割額」・「保険料(税)軽減額(低所得者分)」の 相関エラーは、	A08,B43,B44,B46
			◆2割軽減世帯のとき、 保険料(税)算定額内訳の「均等割額」と 「平等割額」の和に0．2を乗じた金額と 「保険料(税)軽減額(低所得者分)」が等しい （許容範囲は1０%） （式） A08=2 → B46×0.9<(B43+B44)×0.2<B46×1.1	
			◆3割軽減世帯のとき、 保険料(税)算定額内訳の「均等割額」と 「平等割額」の和に0．3を乗じた金額と 「保険料(税)軽減額(低所得者分)」が等しい （許容範囲は1０%） （式） A08=3 → B46×0.9<(B43+B44)×0.3<B46×1.1	

世帯票エラーチェック一覧

エラー番号	エラー種別 １：エラー ２：ワーニング	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 （審査条件外のときにエラーとする）	項目番号
			◆4割軽減世帯のとき、 保険料(税)算定額内訳の「均等割額」と 「平等割額」の和に0．4を乗じた金額と 「保険料(税)軽減額(低所得者分)」が等しい （許容範囲は1０%） （式） A08=4 → B46×0.9<(B43+B44)×0.4<B46×1.1	
			◆5割軽減世帯のとき、 保険料(税)算定額内訳の「均等割額」と 「平等割額」の和に0．5を乗じた金額と 「保険料(税)軽減額(低所得者分)」が等しい （許容範囲は1０%） （式） A08=5 → B46×0.9<(B43+B44)×0.5<B46×1.1	
			◆6割軽減世帯のとき、 保険料(税)算定額内訳の「均等割額」と 「平等割額」の和に0．6を乗じた金額と 「保険料(税)軽減額(低所得者分)」が等しい （許容範囲は1０%） （式） A08=6 → B46×0.9<(B43+B44)×0.6<B46×1.1	
			◆7割軽減世帯のとき、 保険料(税)算定額内訳の「均等割額」と 「平等割額」の和に0．7を乗じた金額と 「保険料(税)軽減額(低所得者分)」が等しい （許容範囲は1０%） （式） A08=7 → B46×0.9<(B43+B44)×0.7<B46×1.1	
			◆5割軽減世帯 （国保法施行令第29条の7第5項第5号イ又は地方税法施行令第56条の89第2項第4号イによる））のとき、 保険料(税)算定額内訳の「均等割額」と 「平等割額」の和に0．5を乗じた金額と 「保険料(税)軽減額(低所得者分)」が等しい （許容範囲は1０%） （式） A08=8 → B46×0.9<(B43+B44)×0.5<B46×1.1	
154	1	(後期高齢者支援):軽減世帯・均等割額・平等割額・保険料(税)軽減額（低所得者分）の相関エラー	「軽減世帯」・「均等割額」・ 「平等割額」・「保険料(税)軽減額(低所得者分)」の 相関エラーは、	A08, E43, E44, E46
			◆2割軽減世帯のとき、 保険料(税)算定額内訳の「均等割額」と 「平等割額」の和に0．2を乗じた金額と 「保険料(税)軽減額(低所得者分)」が等しい （許容範囲は1０%） （式） A08=2 → E46×0.9<(E43+E44)×0.2<E46×1.1	
			◆3割軽減世帯のとき、 保険料(税)算定額内訳の「均等割額」と 「平等割額」の和に0．3を乗じた金額と 「保険料(税)軽減額(低所得者分)」が等しい （許容範囲は1０%） （式） A08=3 → E46×0.9<(E43+E44)×0.3<E46×1.1	
			◆4割軽減世帯のとき、 保険料(税)算定額内訳の「均等割額」と 「平等割額」の和に0．4を乗じた金額と 「保険料(税)軽減額(低所得者分)」が等しい （許容範囲は1０%） （式） A08=4 → E46×0.9<(E43+E44)×0.4<E46×1.1	
			◆5割軽減世帯のとき、 保険料(税)算定額内訳の「均等割額」と 「平等割額」の和に0．5を乗じた金額と 「保険料(税)軽減額(低所得者分)」が等しい （許容範囲は1０%） （式） A08=5 → E46×0.9<(E43+E44)×0.5<E46×1.1	
			◆6割軽減世帯のとき、 保険料(税)算定額内訳の「均等割額」と 「平等割額」の和に0．6を乗じた金額と 「保険料(税)軽減額(低所得者分)」が等しい （許容範囲は1０%） （式） A08=6 → E46×0.9<(E43+E44)×0.6<E46×1.1	
			◆7割軽減世帯のとき、 保険料(税)算定額内訳の「均等割額」と 「平等割額」の和に0．7を乗じた金額と 「保険料(税)軽減額(低所得者分)」が等しい （許容範囲は1０%） （式） A08=7 → E46×0.9<(E43+E44)×0.7<E46×1.1	
			◆5割軽減世帯 （国保法施行令第29条の7第5項第5号イ又は地方税法施行令第56条の89第2項第4号イによる））のとき、 保険料(税)算定額内訳の「均等割額」と 「平等割額」の和に0．5を乗じた金額と 「保険料(税)軽減額(低所得者分)」が等しい （許容範囲は1０%） （式） A08=8 → E46×0.9<(E43+E44)×0.5<E46×1.1	

世帯票エラーチェック一覧

エラー番号	エラー種別 1：エラー 2：ワーニング	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 （審査条件外のときにエラーとする）	項目番号
155	1	(介護納付)軽減世帯・均等割額・平等割額・保険料(税)軽減額（低所得者分）の相関エラー	「軽減世帯」・「均等割額」・ 「平等割額」・「保険料(税)軽減額(低所得者分)」の 相関エラーは、	A08, C43, C44, C46
			◆2割軽減世帯のとき、 保険料(税)算定額内訳の「均等割額」と 「平等割額」の和に0．2を乗じた金額と 「保険料(税)軽減額(低所得者分)」が等しい （許容範囲は10%） （式） A08=2 → C46×0.9<(C43+C44)×0.2<C46×1.1	
			◆3割軽減世帯のとき、 保険料(税)算定額内訳の「均等割額」と 「平等割額」の和に0．3を乗じた金額と 「保険料(税)軽減額(低所得者分)」が等しい （許容範囲は10%） （式） A08=3 → C46×0.9<(C43+C44)×0.3<C46×1.1	
			◆4割軽減世帯のとき、 保険料(税)算定額内訳の「均等割額」と 「平等割額」の和に0．4を乗じた金額と 「保険料(税)軽減額(低所得者分)」が等しい （許容範囲は10%） （式） A08=4 → C46×0.9<(C43+C44)×0.4<C46×1.1	
			◆5割軽減世帯のとき、 保険料(税)算定額内訳の「均等割額」と 「平等割額」の和に0．5を乗じた金額と 「保険料(税)軽減額(低所得者分)」が等しい （許容範囲は10%） （式） A08=5 → C46×0.9<(C43+C44)×0.5<C46×1.1	
			◆6割軽減世帯のとき、 保険料(税)算定額内訳の「均等割額」と 「平等割額」の和に0．6を乗じた金額と 「保険料(税)軽減額(低所得者分)」が等しい （許容範囲は10%） （式） A08=6 → C46×0.9<(C43+C44)×0.6<C46×1.1	
			◆7割軽減世帯のとき、 保険料(税)算定額内訳の「均等割額」と 「平等割額」の和に0．7を乗じた金額と 「保険料(税)軽減額(低所得者分)」が等しい （許容範囲は10%） （式） A08=7 → C46×0.9<(C43+C44)×0.7<C46×1.1	
			◆5割軽減世帯 （国保法施行令第29条の7第5項第5号イ又は地方税法施行令第56条の89第2項第4号イによる））のとき、 保険料(税)算定額内訳の「均等割額」と 「平等割額」の和に0．5を乗じた金額と 「保険料(税)軽減額(低所得者分)」が等しい （許容範囲は10%） （式） A08=8 → C46×0.9<(C43+C44)×0.5<C46×1.1	
156	1	(医療給付):軽減世帯 と 保険料(税)軽減額（低所得者分） エラー	「保険料(税)軽減額(低所得者分)」がある時、 「軽減世帯」であること (式)2 ≦ A08 ≦ 8 ←→ 0 ＜ B46	A08, B46
157	1	(後期高齢者支援):軽減世帯 と 保険料(税)軽減額（低所得者分） エラー	「保険料(税)軽減額(低所得者分)」がある時、 「軽減世帯」であること (式)2 ≦ A08 ≦ 8 ←→ 0 ＜ E46	A08, E46
158	1	(介護納付):軽減世帯 と 保険料(税)軽減額（低所得者分） エラー	「保険料(税)軽減額(低所得者分)」がある時、 軽減世帯で「保険料算定額」が1円以上であること (式)2 ≦ A08 ≦ 8 and 0 < C45 ←→ 0 ＜ C46	A08, C45, C46
159-0(～12)	2	職業区分 と 所得の種類 エラー	「職業区分」が 5:無職 のとき、 「所得の種類」は 04:不動産 又は 05:利子・配当 又は 07:公的年金等 又は 08:譲渡 又は 09:山林 又は 10:その他 又は 11:不詳 もしくはスペースであること (式)D19-0(～12) = 5 → D07-0(～12) は04,05,07,08,09,10,11, スペースである	D19-0(～12), D07-0(～12)

世帯票エラーチェック一覧

エラー番号	エラー種別 1：エラー 2：ワーニング	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 （審査条件外のときにエラーとする）	項目番号
160	1	(医療給付):保険料(税)算定額 と 賦課限度額を越える額エラー	「保険料(税)算定額計」から 「保険料(税)軽減額(低所得者分)」、「保険料(税)軽減額(未就学児均等割軽減分)」、「保険料(税)軽減額(産前産後保険料免除分)」及び 「減免等による額」を減じた額が 賦課限度額より多い場合、 「賦課限度額を越える額」が 1円以上 であること (式) 賦課限度額 ＜ B45-B46-B51-B52-B47 → 0＜B48	B45, B46, B47, B48, B51, B52
161	1	(後期高齢者支援):保険料(税)算定額 と 賦課限度額を越える額エラー	「保険料(税)算定額計」から 「保険料(税)軽減額(低所得者分)」、「保険料(税)軽減額(未就学児均等割軽減分)」、「保険料(税)軽減額(産前産後保険料免除分)」及び 「減免等による額」を減じた額が 賦課限度額より多い場合、 「賦課限度額を越える額」が 1円以上 であること (式) 賦課限度額 ＜ E45-E46-E50-E51-E47 → 0＜E48	E45, E46, E47, E48, E50, E51
162	1	(介護納付):保険料(税)算定額 と 賦課限度額を越える額エラー	「保険料(税)算定額計」から 「保険料(税)軽減額(低所得者分)」、「保険料(税)軽減額(産前産後保険料免除分)」及び 「減免等による額」を減じた額が 賦課限度額より多い場合、 「賦課限度額を越える額」が 1円以上 であること (式) 賦課限度額 ＜ C45-C46-C50-C47 → 0＜C48	C45, C46, C47, C48, C50
163	1	(医療給付):保険料(税)調定額 と 賦課限度額を越える額エラー	「賦課限度額を越える額」が 0円超の場合、 「保険料(税)調定額」は 賦課限度額以下 であること (式) 0＜B48 → B49 ≦ 賦課限度額	B48, B49
164	1	(後期高齢者支援):保険料(税)調定額 と 賦課限度額を越える額エラー	「賦課限度額を越える額」が 0円超の場合、 「保険料(税)調定額」は 賦課限度額以下 であること (式) 0＜E48 → E49 ≦ 賦課限度額	E48, E49
165	1	(介護納付):保険料(税)調定額 と 賦課限度額を越える額エラー	「賦課限度額を越える額」が 0円超の場合、 「保険料(税)調定額」は 賦課限度額以下 であること (式) 0＜C48 → C49 ≦ 賦課限度額	C48, C49
166	1	擬制世帯 と 被保険者区分 エラー	「擬制世帯であるか」が 1:擬(擬制世帯) の場合、 「世帯主の被保険者区分」は 4:擬制世帯主 であること (式)A06＝1 ←→ D02-0＝4	A06, D02-0
172	2	(介護納付):算定額の計 ・被保険者区分 エラー	調査対象年度9月30日現在において 40歳以上65歳未満(調査対象年度10月1日に65歳となる者を除く)で「被保険者区分」が 1:一般の被保険者が1人以上いる場合、 「保険料算定額 計」が 1円以上であること また、「保険料算定額 計」が 1円以上である場合、調査対象年度が9月30日現在に おいて40歳以上65歳未満で「被保険者区分」が 1:一般の被保険者が1人以上いること (式) 40≦被保険者の年齢＜65 and D02-0(～12)＝1 ←→ 0＜C45 ※ 調査対象年度10月1日に65歳となる者を除く。	C45, D02-0, D02-1, D02-2, D02-3, D02-4, D02-5, D02-6, D02-7, D02-8, D02-9, D02-10, D02-11, D02-12, D05-0, D05-1, D05-2, D05-3, D05-4, D05-5, D05-6, D05-7, D05-8, D05-9, D05-10, D05-11, D05-12

世帯票エラーチェック一覧

エラー番号	エラー種別 1：エラー 2：ワーニング	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 （審査条件外のときにエラーとする）	項目番号
176	2	軽減世帯 と 減額対象所得 エラー1	「軽減世帯」が 2:2割軽減世帯 の場合、 (世帯所得－15万円 × (65歳以上で年金収入額が1円以上の人数)) は (43万円 ＋(軽減判定所得(2割減)×被保険者数)＋((給与所得者等に該当する被保険者数－１人)×10万円))以下であること。 (式) A08＝2 → D08の計＋D12の計＋D13の計－(150,000 × 65≦年齢 and D17-0(～12) ＞0)である人数) ≦ 430,000＋(軽減判定所得(2割減)×被保険者数)+(((D18-0(～12) ＝1)である人数)－1)×100,000) ※被保険者数の求め方 A06=1(:擬制世帯) → 世帯員数 A06=2(:擬制世帯でない) → 世帯員数＋1(世帯主) ※給与所得者等に該当する被保険者数の求め方 D18=1:該当 の人数	A08, D02-0, D05-0, D08-0, D12-0, D13-0, D17-0, D18-0, D02-1, D05-1, D08-1, D12-1, D13-1, D17-1, D18-1, D02-2, D05-2, D08-2, D12-2, D13-2, D17-2, D18-2, D02-3, D05-3, D08-3, D12-3, D13-3, D17-3, D18-3, D02-4, D05-4, D08-4, D12-4, D13-4, D17-4, D18-4, D02-5, D05-5, D08-5, D12-5, D13-5, D17-5, D18-5, D02-6, D05-6, D08-6, D12-6, D13-6, D17-6, D18-6, D02-7, D05-7, D08-7, D12-7, D13-7, D17-7, D18-7, D02-8, D05-8, D08-8, D12-8, D13-8, D17-8, D18-8, D02-9, D05-9, D08-9, D12-9, D13-9, D17-9, D18-9, D02-10, D05-10, D08-10, D12-10, D13-10, D17-10, D18-10, D02-11, D05-11, D08-11, D12-11, D13-11, D17-11, D18-11, D02-12, D05-12, D08-12, D12-12, D13-12, D17-12, D18-12
177	2	軽減世帯 と 減額対象所得 エラー2	「軽減世帯」が 3:3割軽減世帯 4:4割軽減世帯 5:5割軽減世帯 の場合、 (世帯所得－15万円 × (65歳以上で年金収入額が1円以上の人数)) は (43万円 ＋(軽減判定所得(5割減)×被保険者数)＋((給与所得者等に該当する被保険者数－１人)×10万円))以下であること。 (式) A08＝3or4or5 → D08の計＋D12の計＋D13の計－(150,000 × 65≦年齢 and D17-0(～12) ＞0)である人数) ≦ 430,000＋(軽減判定所得(5割減)×被保険者数)+(((D18-0(～12) ＝1))である人数)－1)×100,000) ※被保険者数の求め方 A06=1(:擬制世帯) → 世帯員数 A06=2(:擬制世帯でない) → 世帯員数＋1(世帯主) ※給与所得者等に該当する被保険者数の求め方 D18=1:該当 の人数	A08, D02-0, D05-0, D08-0, D12-0, D13-0, D17-0, D18-0, D02-1, D05-1, D08-1, D12-1, D13-1, D17-1, D18-1, D02-2, D05-2, D08-2, D12-2, D13-2, D17-2, D18-2, D02-3, D05-3, D08-3, D12-3, D13-3, D17-3, D18-3, D02-4, D05-4, D08-4, D12-4, D13-4, D17-4, D18-4, D02-5, D05-5, D08-5, D12-5, D13-5, D17-5, D18-5, D02-6, D05-6, D08-6, D12-6, D13-6, D17-6, D18-6, D02-7, D05-7, D08-7, D12-7, D13-7, D17-7, D18-7, D02-8, D05-8, D08-8, D12-8, D13-8, D17-8, D18-8, D02-9, D05-9, D08-9, D12-9, D13-9, D17-9, D18-9, D02-10, D05-10, D08-10, D12-10, D13-10, D17-10, D18-10, D02-11, D05-11, D08-11, D12-11, D13-11, D17-11, D18-11, D02-12, D05-12, D08-12, D12-12, D13-12, D17-12, D18-12
178	2	軽減世帯 と 減額対象所得 エラー3	「軽減世帯」が 6:6割軽減世帯 7:7割軽減世帯 8:5割軽減世帯 （国保法施行令第29条の7第5項第5号イ 又は地方税法施行令第56条の89第2項 第4号イによる)の場合、 (世帯所得－15万円 × (65歳以上で年金収入額が1円以上の人数)) は (43万円＋(給与所得者等に該当する被保険者数－１人)×10万円))以下であること。 (式) A08＝6or7or8 → D08の計＋D12の計＋D13の計－(150,000 × (65≦年齢 and D17-0(～12) ＞0)である人数) ≦ 430,000+(((D18-0(～12) ＝1))である人数)－1)×100,000) ※給与所得者等に該当する被保険者数の求め方 D18=1:該当 の人数	A08, D02-0, D05-0, D08-0, D12-0, D13-0, D17-0, D18-0, D02-1, D05-1, D08-1, D12-1, D13-1, D17-1, D18-1, D02-2, D05-2, D08-2, D12-2, D13-2, D17-2, D18-2, D02-3, D05-3, D08-3, D12-3, D13-3, D17-3, D18-3, D02-4, D05-4, D08-4, D12-4, D13-4, D17-4, D18-4, D02-5, D05-5, D08-5, D12-5, D13-5, D17-5, D18-5, D02-6, D05-6, D08-6, D12-6, D13-6, D17-6, D18-6, D02-7, D05-7, D08-7, D12-7, D13-7, D17-7, D18-7, D02-8, D05-8, D08-8, D12-8, D13-8, D17-8, D18-8, D02-9, D05-9, D08-9, D12-9, D13-9, D17-9, D18-9, D02-10, D05-10, D08-10, D12-10, D13-10, D17-10, D18-10, D02-11, D05-11, D08-11, D12-11, D13-11, D17-11, D18-11, D02-12, D05-12, D08-12, D12-12, D13-12, D17-12, D18-12
180	2	(医療給付):保険料(税)算定額・「所得割額」 と「課税標準額」 エラー1	「保険料(税)算定額・所得割額」と 「課税標準額」は、 所得割額がある場合、以下の条件と満たすこと 世帯主が擬制世帯主以外で 世帯主・世帯員の課税標準額の合計値が ある時、 世帯主・世帯員の課税標準額の合計値を 0.5乗算した値が、所得割額以上であること (式) D02-0≠4 and (D16の列合計)≠0 → B41≦(D16の列の合計)×0.5	B41, D02-0, D16-0, D16-1, D16-2, D16-3, D16-4, D16-5, D16-6, D16-7, D16-8, D16-9, D16-10, D16-11, D16-12

世帯票エラーチェック一覧

エラー番号	エラー種別 1：エラー 2：ワーニング	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 （審査条件外のときにエラーとする）	項目番号
181	2	(医療給付):保険料(税)算定額・「所得割額」と「課税標準額」エラー２	「保険料(税)算定額・所得割額」と 「課税標準額」は、 所得割額がある場合、 以下の条件を満たすこと 世帯主が擬制世帯主で 世帯員の課税標準額の合計値がある時、 世帯員の課税標準額の合計値を 0.5乗算した値が、所得割額以上であること (式) D02-0＝4 and (D16の列合計-D16-0)≠0 → B41≦(D16の列の合計)×0.5	B41, D02-0, D16-1, D16-2, D16-3, D16-4, D16-5, D16-6, D16-7, D16-8, D16-9, D16-10, D16-11, D16-12
185	1	被保険者区分エラー（世帯主） 2	「擬制世帯であるか」が1:擬の 場合、世帯員が存在すること (式)A06 = 1 の時、D02-1 = 1	A06, D02-1
188	2	保険料(税)算定額の資産割額と固定資産税額の相関エラー（計）	保険料(税)算定額内訳の 「資産割額」の合計が1円以上の場合、 「固定資産税額」も1円以上であること (式) 0＜B42+E42+C42+F42 → 0＜B50	B42, B50, E42, C42, F42
191	1	世帯主年齢エラー	「世帯主の続柄」は 0:本人 である場合、 「世帯主年齢」は110歳未満であること 「被保険者区分」1の場合、75歳1月未満であること (式) D03-0 = 0 ←→ D02-0 = 4 ←→ 世帯主の年齢 ＜ 110 or D03-0 = 0 ←→ D02-0 = 1 ←→ 世帯主の年齢 ＜ 75歳1月	D02-0, D03-0, D05-0
192-1(～12)	1	世帯員年齢エラー	「世帯員年齢」は0歳以上75歳1月未満であること (式)0 ≦ 世帯員の年齢＜75歳1月	D05-1(～12)
193-0(～12)	1	所得の有無エラー：コード範囲外	「所得の有無」は 1～4 の範囲であり、 以下のコードに対応する 1:有 2:無 3:不詳 4:有(特例対象被保険者等の給与所得有) (式)1≦D06-0(～12)≦4	D06-0(～12)
194-0(～12)	2	所得の有無と総所得・山林所得金額の相関エラー	「所得の有無」が「4:有(特)」の場合、 「総所得・山林所得」が1円以上であること (式)D06-0(～12)＝4 → 0＜D08-0(～12)	D08-0(～12)、D06-0(～12)
195-0(～12)	1	所得の有無エラー	「被保険者区分」が1または4の場合、「所得の有無」は、1～4であること。 (式)D02-0(～12)＝ 1 or 4 → 1≦D06-0(～12)≦4	D02-0(～12)、D06-0(～12)
196	2	(後期高齢者支援):前年度保険料(税) 調定額エラー	「前年度保険料(税) 調定額 （医療給付費分）」 が1円以上の場合、 「前年度保険料(税) 調定額 （後期高齢者支援金分）」及び 「前年度保険料(税)調定額 (子ども･子育て支援納付金分)」 が0でないこと (式)A13＞0 → A18＞0 and A24＞0	A13, A18, A24
197	2	(医療給付):前年度保険料(税) 調定額エラー	「前年度保険料(税) 調定額 （後期高齢者支援金分）」 が1円以上の場合、 「前年度保険料(税) 調定額 （医療給付費分）」及び 「前年度保険料(税)調定額 (子ども･子育て支援納付金分)」 が0でないこと (式)A18＞0 → A13＞0 and A24＞0	A13, A18, A24
198	1	保険料（税）賦課特例措置と軽減世帯、軽減額の相関エラー	「保険料(税)賦課特例措置」 が 2または5または6の場合、 「軽減世帯」が「1:非軽減」でないこと 「保険料(税)賦課特例措置」 が 2または5または6の場合、 「保険料(税)軽減額」が0でないこと (式)A21= 2 Or 5 Or 6 → A08 ≠ 1 A21= 2 Or 5 Or 6 → B46＞0	A08, A21, B46
199	2	(医療給付):保険料(税)算定額の平等割額 計エラー	「保険料(税)賦課特例措置」 が 3または5の場合、 同保険者内の「保険料(税)賦課特例措置」 が 3または5の世帯において、 平等割額合計額が一致していること (式) （当該世帯）A21＝3 Or 5 And（同保険者内）A21 = 3 Or 5 →（当該世帯）B44 =（同保険者内）B44	A21, B44

世帯票エラーチェック一覧

エラー番号	エラー種別 1：エラー 2：ワーニング	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 （審査条件外のときにエラーとする）	項目番号
200	2	(後期高齢者支援):保険料(税)算定額の平等割額 計エラー	「保険料(税)賦課特例措置」 が 3または5の場合、 同保険者内の「保険料(税)賦課特例措置」 が 3または5の世帯において、 平等割額合計額が一致していること (式) (当該世帯) A21＝3 Or 5 And (同保険者内) A21 = 3 Or 5 → (当該世帯) E44 = (同保険者内) E44	A21, E44
201	2	(医療給付):保険料(税)算定額の平等割額 計エラー	「保険料(税)賦課特例措置」が 1の場合、 同保険者内の「保険料(税)賦課特例措置」 が 1の世帯において、 平等割額合計額が一致していること (式) (当該世帯) A21＝1 And (同保険者内) A21 = 1 → (当該世帯) B44 = (同保険者内) B44	A21, B44
202	2	(後期高齢者支援):保険料(税)算定額の平等割額 計エラー	「保険料(税)賦課特例措置」が 1の場合、 同保険者内の「保険料(税)賦課特例措置」 が 1の世帯において、 平等割額合計額が一致していること (式) (当該世帯) A21＝1 And (同保険者内) A21 = 1 → (当該世帯) E44 = (同保険者内) E44	A21, E44
203	1	減免等による額 計エラー	「保険料(税)賦課特例措置」が 7の場合、 減免等による額の合計が0でないこと (式)A21＝7 → B47+E47+C47+F51 > 0	A21, B47, E47, C47, F51
204	1	課税標準額 エラー	課税標準額は0以上であること (式) D16-0(～12) ≧ 0	D16-0(～12)
217	2	保険料（税）算定額：所得割額相関エラー	医療給付費等分、後期高齢者支援金分、子ども･子育て支援納付金分で 所得割額は共に0、または全て0より大きいこと (式) B41= 0 And E41 = 0 And F41 = 0 Or B41> 0 And E41 > 0 And F41 = 0	B41, E41, F41
218	2	保険料（税）算定額：均等割額相関エラー	医療給付費等分、後期高齢者支援金分、子ども･子育て支援納付金分で 均等割額は0より大きいこと (式) B43> 0 And E43 > 0 And F43 > 0	B43, E43, F43
219	2	保険料（税）算定額：減免等による額相関エラー	医療給付費等分、後期高齢者支援金分、子ども･子育て支援納付金分で 減免等による額は共に0、 または0より大きいこと (式) B47= 0 And E47 = 0 And F51 = 0 Or B47> 0 And E47 > 0 And F51 > 0	B47, E47, F51
220	2	保険料（税）算定額：減免等による額相関エラー	介護納付金分の減免等による額に数値がある場合、 医療給付費等分、後期高齢者支援金分、子ども･子育て支援納付金分で 減免等による額は共に0より大きいこと (式)C47 > 0 → B47 > 0 And E47 > 0 And F51 > 0	B47, C47, E47, F51
221	2	(医療給付):賦課限度額を超える額 計エラー	保険料(税)算定額計が 賦課限度額以下の場合、 「賦課限度額を超える額」は0であること (式)B45 ≦ 賦課限度額 → B48 = 0	B45, B48
222	2	(後期高齢者支援):賦課限度額を超える額 計エラー	保険料(税)算定額計が 賦課限度額以下の場合、 「賦課限度額を超える額」は0であること (式)E45 ≦ 賦課限度額 → E48 = 0	E45, E48
223	2	(介護納付):賦課限度額を超える額 計エラー	保険料(税)算定額計が 賦課限度額以下の場合、 「賦課限度額を超える額」は0であること (式)C45 ≦ 賦課限度額 → C48 = 0	C45, C48
224	1	擬制世帯 と 被保険者区分 エラー	「擬制世帯であるか」が 2:否（擬制世帯でない）の場合、 「世帯主の被保険者区分」は 4:擬制世帯主 でないこと (式)A06＝2 ←→ D02-0 ≠ 4	A06, D02-0

世帯票エラーチェック一覧

エラー番号	エラー種別 １：エラー ２：ワーニング	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 （審査条件外のときにエラーとする）	項目番号
225-0(～12)	2	個人所得 と 基礎控除額 エラー	個人所得が0より大きい世帯主・世帯員の 基礎控除額が記載されていること （式） D08-0(～12) + D12-0(～12) + D13-0(～12)) ＞0 → D15-0(～12) = 430000 or 290000 or 150000 or 0 ※ 空欄(スペース)はエラーとすること。	D08-0(～12), D12-0(～12), D13-0(～12), D15-0(～12)
226	2	課税標準額 エラー	世帯所得が43万円未満である場合、 課税標準額は0であること （式） D08-0(～12) + D12-0(～12) + D13-0(～12) ＜430,000 → D16-0(～12) = 0 ※ ただし、総所得金額・山林所得金額がマイナスの場合は、0円とする。 D08-0(～12)＜0 の場合は、0円。	D08-0(～12), D12-0(～12), D13-0(～12), D16-0(～12)
227	2	調査時点 （９月３０日） ：年齢 と 介護納付金分保険料 エラー	調査時点(9月30日時点)で世帯に 介護保険第2号被保険者がいない場合、 保険料(税)賦課状況の 介護納付金分保険料(税)算定額計は 0であること （式） 被保険者(9月30日時点)に 39～66歳の者がいない → C45 = 0	D05-0(～12), C45
228	2	(介護納付):保険料(税)算定額の均等割額 計エラー	保険料(税)算定額計に 1円以上の金額がある場合、 均等割額は0でないこと (式)C45 ＞0 → C43 ＞0	C43, C45
229	2	(医療給付):保険料(税)算定額の所得割額 計エラー	擬主以外の世帯課税標準額が0円の場合、 所得割額は0であること (式)D02-0 = 1～3(擬主以外) and D16-0(～12) = 0 → B41 = 0	B41, D02-0, D16-0(～12)
230	2	所得 と 賦課限度額 エラー	高所得(20,000,000円以上)の場合、 賦課限度額を超える額が0でないこと 但し、「世帯主の被保険者区分」が 4:擬制世帯主の所得は除くこと。 （式） 擬制世帯の場合 D2-0=4 and D8-1(～12) + D12-1(～12) + D13-1(～12) ＞20,000,000 → B48 ＞0 （式） 擬制世帯でない場合 D2-0◇4 and D8-0(～12) + D12-0(～12) + D13-0(～12) ＞20,000,000 → B48 ＞0	B48, D02-0, D08-0(～12), D12-0(～12), D13-0(～12)
231	1	軽減判定被保険者数 エラー	「軽減判定被保険者数」が スペース(無記入)もしくは 1～99の範囲であること （式） 1 ≦ A22 ≦ 99 or A22＝スペース	A22
232	1	軽減判定所得 エラー	「軽減判定所得」が スペース(無記入)もしくは 0～99999999999の範囲であること （式） 0 ≦ A23 ≦ 99999999999 or A23＝スペース	A23
233	2	軽減世帯と軽減判定被保険者数及び軽減判定所得 （７割軽減世帯） エラー	「軽減判定所得」が スペース(無記入)以外 の場合 かつ 「軽減世帯」が 6:6割軽減世帯 7:7割軽減世帯 8:5割軽減世帯(国保法施行令第29条の7第5項第5号イ 又は地方税法施行令第56条の89第2項 第4号イによる)の場合、 「軽減判定所得」が (43万円＋(給与所得者等に該当する被保険者数－1人)×10万円))以下であること。 （式） A23◇スペース and A08 = 6 or A08 = 7 or A08 = 8 → A23 ≦ 430,000+(((D18-0(～12) ＝1)である人数)－1)×100,000) ※給与所得者等に該当する被保険者数の求め方	A08, A23, D18-0, D18-1, D18-2, D18-3, D18-4, D18-5, D18-6, D18-7, D18-8, D18-9, D18-10, D18-11, D18-12

世帯票エラーチェック一覧

エラー番号	エラー種別 １：エラー ２：ワーニング	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 （審査条件外のときにエラーとする）	項目番号
234	2	軽減世帯と軽減判定被保険者数及び軽減判定所得（５割軽減世帯）　エラー	「軽減判定被保険者数」が スペース(無記入)以外　かつ 「軽減判定所得」が スペース(無記入)以外　の場合　かつ 「軽減世帯」が 3:3割軽減世帯 4:4割軽減世帯 5:5割軽減世帯 の場合、 「軽減判定所得」が43万円を超え、 （43万円 ＋(軽減判定所得(5割減)×「軽減判定被保険者数」)＋(給与所得者等に該当する被保険者数－１人)×10万円）)以下であること。 (式) (A22◇スペース and A23◇スペース) and (A08 = 3 or A08 = 4 or A08 = 5) → 430,000< A23 ≦430,000＋(軽減判定所得(5割減)×A22)+(((D18-0(～12)＝1)である人数)－1)×100,000)	A08, A22, A23, D18-0, D18-1, D18-2, D18-3, D18-4, D18-5, D18-6, D18-7, D18-8, D18-9, D18-10, D18-11, D18-12
235	2	軽減世帯と軽減判定被保険者数及び軽減判定所得（２割軽減世帯）　エラー	「軽減判定被保険者数」が スペース(無記入)以外　かつ 「軽減判定所得」が スペース(無記入)以外　の場合　かつ 「軽減世帯」が 2:2割軽減世帯 の場合、 「軽減判定所得」が （43万円 ＋(軽減判定所得(5割減)×「軽減判定被保険者数」)＋((給与所得者等に該当する被保険者数－１人)×10万円）） を超え、 (43万円 ＋(軽減判定所得(2割減)×「軽減判定被保険者数」)＋((給与所得者等に該当する被保険者数－１人)×10万円）） を)以下であること (式) (A22◇スペース and A23◇スペース) and A08 = 2 → 430,000＋(軽減判定所得(5割減)×A22)+(((D18-0(～12) ＝1)である人数)－1)×100,000)< A23 ≦ 430,000＋(軽減判定所得(2割減)×A22)+(((D18-0(～12) ＝1)である人数)－1)×100,000)	A08, A22, A23, D18-0, D18-1, D18-2, D18-3, D18-4, D18-5, D18-6, D18-7, D18-8, D18-9, D18-10, D18-11, D18-12
236	2	軽減世帯と軽減判定被保険者数及び軽減判定所得（非軽減）　エラー	「軽減判定被保険者数」が スペース(無記入)以外　かつ 「軽減判定所得」が スペース(無記入)以外　の場合　かつ 「軽減世帯」が 1:非軽減 の場合、 「軽減判定所得」が (43万円 ＋(軽減判定所得(2割減)×「軽減判定被保険者数」)＋((給与所得者等に該当する被保険者数－１人)×10万円）） を超えていること (式) (A22◇スペース and A23◇スペース) and A08 = 1 → 430,000＋(軽減判定所得(2割減)×A22)+(((D18-0(～12) ＝1)である人数)－1)×100,000) < A23 ※給与所得者等に該当する被保険者数の求め方 D18=1:該当　の人数	A08, A22, A23, D18-0, D18-1, D18-2, D18-3, D18-4, D18-5, D18-6, D18-7, D18-8, D18-9, D18-10, D18-11, D18-12
237	2	軽減判定被保険者数　エラー	「軽減判定被保険者数」 スペース(無記入)でない時、 「所得の有無」に 3:不詳が含まれないこと 又は 「軽減判定被保険者数」 スペース(無記入)の時、 「所得の有無」に 3:不詳が含まれること。 (式) (A22 ◇スペース(無記入) and D6-0(～12) が全て 3 以外) or (A22 =スペース(無記入) and D6-0(～12) のいずれかが 3)	A22, D06-0(～12)
238	2	軽減判定所得　エラー	「軽減判定所得」 スペース(無記入)でない時、 「所得の有無」に 3:不詳が含まれないこと 又は 「軽減判定所得」 スペース(無記入)の時、 「所得の有無」に 3:不詳が含まれること。 (式) (A23 ◇スペース(無記入) and D6-0(～12) が全て 3 以外) or (A23 =スペース(無記入) and D6-0(～12) のいずれかが 3)	A23, D06-0(～12)

世帯票エラーチェック一覧

エラー番号	エラー種別 1：エラー 2：ワーニング	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 （審査条件外のときにエラーとする）	項目番号
239	1	データ中のピリオドエラー１	ヘッダー部(A)のデータに「.」(ピリオド)が入っていないこと	A01, A02, A03, A04, A05, A06, A07, A08, A22, A23, A13, A14, A18, A19, A15, A16, A20, A21, A24, A25
240	1	データ中のピリオドエラー２	保険料(税)賦課状況のデータに「.」(ピリオド)が入っていないこと 医療給付費分(B) 後期高齢者支援金分(E) 介護納付金分(C) 子ども･子育て支援納付金分(F)	B41, B42, B43, B44, B45, B46, B47, B48, B49, B50, B51, B52, E41, E42, E43, E44, E45, E46, E47, E48, E49, E50, E51, C41, C42, C43, C44, C45, C46, C47, C48, C49, C50, F41, F42, F43, F44, F45, F46, F47, F48, F49, F50, F51, F52, F53
241	1	データ中のピリオドエラー３	課税所得の状況のデータに「.」(ピリオド)が入っていないこと 世帯主/世帯員(D01) 被保険者区分(D02) 世帯主との続柄(D03) 性別(D04) 生年月(D05) 所得の有無(D06) 所得の種類(D07) 職業区分(D19) 給与所得者等(D18)	D01-0(～12)，D02-0(～12)，D03-0(～12)，D04-0(～12)，D05-0(～12)，D06-0(～12)，D07-0(～12)，D19-0(～12)，D18-0(～12)
242	1	データ中のピリオドエラー４	課税所得の状況のデータに「.」(ピリオド)が入っていないこと 総所得金額山林所得金額(D08) 雑損失の繰越控除額(D12) 分離譲渡所得金額(D13) 基礎控除額(D15) 課税標準額(D16) 年金収入額(D17) 給与収入額(D20)	D08-0(～12)，D12-0(～12)，D13-0(～12)，D15-0(～12)，D16-0(～12)，D17-0(～12)，D20-0(～12)
243	2	群別エラー：マスター群別と不一致	調査票記入群別とマスター区分は 同一であること (式) A04=マスター群別	A04
244	2	軽減世帯 と 保険料(税)軽減額 エラー	軽減割合により算出した額と軽減額の誤差が100円未満であること (医療・後期・介護・子ども) (式) ((B43+B44)×(A08/10)-B46＜100) かつ((B43+B44)×(A08/10)-B46＞-100) ((E43+E44)×(A08/10)-E46＜100) かつ((E43+E44)×(A08/10)-E46＞-100) ((C43+C44)×(A08/10)-C46＜100) かつ((C43+C44)×(A08/10)-C46＞-100) ((F43+F44+F45)×(A08/10)-F47＜100) かつ((F43+F44+F45)×(A08/10)-F47＞-100)	A08, B43, B44, B46, E43, E44, E46, C43, C44, C46, F43, F44, F45, F47
245	2	保険料（税）賦課特例措置エラー：「8 その他」	保険料(税)賦課特例措置は 「8 その他」以外であること (式) A21≠8	A21
246	2	軽減世帯と軽減判定被保険者数 エラー	軽減判定被保険者数は0以外 かつ 軽減世帯が非軽減以外の場合軽減判定保険者数は空欄ではないこと (式) (A22≠0) かつ (A08≠1 → A22≠空欄)	A08, A22
247	2	軽減世帯（７割軽減でない）と軽減判定所得 エラー	軽減判定所得が４３万円以下の場合、 軽減世帯は7割軽減であること(選択肢6,7,8) (式) A23≦430000 → A08=6,7,8	A08, A23
248	2	医療給付分所得割額エラー	世帯課税標準額が1以上である場合、医療給付分所得割が世帯課税標準額に対して20%未満であること (式) D16の計(擬制世帯主を除く)＞0 の時、 B41/D16の計(擬制世帯主除く)＜20%	D02-0, D16(0～12), B41
249	2	軽減判定所得・世帯所得エラー	軽減判定所得と世帯所得の差は-2000万円より大きく2000万円未満であること (式) A23-(D08の計)-(D12の合計)-(D13の計)＜2000万円かつ A23-(D08の計)-(D12の合計)-(D13の計)＞-2000万円	A23, D08(0～12), D12(0～12), D13(0～12)
250	2	年齢と総所得・山林所得金額の相関エラー	15歳未満の所得がないこと (式) (D05-0が15歳未満 かつ D08-0=0)かつ (D05-1が15歳未満 かつ D08-1=0)かつ (D05-2が15歳未満 かつ D08-2=0)かつ (D05-3が15歳未満 かつ D08-3=0)かつ ・・・ (D05-12が15歳未満 かつ D08-12=0)	D05(D05-0～D05-12), D08(D08-0～D08-12)
251-0(～12)	2	給与所得者等エラー１	「給与所得者等」は、 「所得の有無」が 1:有 または 2.無 または 4:有(特) の場合、 1:該当 または2：非該当 であること。 (式)D06 = 1 or 2 or 4の時、 D18=1 or D18=2	D06-0(～12)， D18-0(～12)

世帯票エラーチェック一覧

エラー番号	エラー種別 1：エラー 2：ワーニング	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 （審査条件外のときにエラーとする）	項目番号
252-0(～12)	2	基礎控除額エラー②	「所得の有無」が「1．有」または「4．有(特例対象被保険者等の給与所得有)」かつ「基礎控除額」が0円の場合、基礎控除額が正しく計上されていることを確認すること。 ※ 基礎控除額が0円の場合は、合計所得金額等が2500万円超であることを確認してください。 （式） （式）D06 = 1 or 4 かつD15(～12) ＝ 0の場合、ワーニングとする。	D06-0(～12), D15-0(～12)
253	2	年齢と保険料軽減額（未就学児均等割軽減分）の相関エラー①	「保険料(税)軽減額(未就学児均等割軽減分)」が医療給付費分、後期高齢者支援金分、及び子ども･子育て支援納付金分のそれぞれにおいて1円以上である場合、7歳未満の被保険者がいること。 （式） B51>0 かつ E50>0 かつ F48>0 →0≦被保険者の年齢((D05-(0～12))<7歳 ※ 擬制世帯主は被保険者に含めない。	D02-0, D05(D05-0～D05-12), B51, E50, F48
254	2	年齢と保険料軽減額（未就学児均等割軽減分）の相関エラー②	7歳未満の被保険者がいる場合、「保険料(税)軽減額(未就学児均等割軽減分)」が医療給付費分、後期高齢者支援金分及び子ども･子育て支援納付金分のそれぞれにおいて1円以上であること。 （式） 0≦被保険者の年齢((D05-(0～12))<7歳 → B51>0 かつ E50>0 かつ F48>0 ※ 擬制世帯主は被保険者に含めない。	D02-0, D05(D05-0～D05-12), B51, E50, F48
255	2	保険料軽減額（未就学児均等割軽減分）の相関エラー	医療給付費分と後期高齢者支援金分、子ども･子育て支援納付金分で保険料(税)軽減額(未就学児均等割軽減分)の積が0となる場合、 医療給付費分と後期高齢者支援金分、子ども･子育て支援納付金分で保険料(税)軽減額(未就学児均等割軽減分)は共に0となること。 （式）B51×E50×F48=0 ⇒ B51=0 かつ E50=0 かつ F48=0	B51, E50, F48
256	2	軽減判定被保険者数及び軽減判定所得エラー①	「軽減判定被保険者数」がスペース(無記入)の場合、 「軽減判定所得」がスペース(無記入)であること また、「軽減判定所得」がスペース(無記入)の場合、 「軽減判定被保険者数」がスペース(無記入)であること （式） A22＝スペース ⇔ A23＝スペース	A22, A23
257	2	軽減判定被保険者数及び軽減判定所得エラー②	「軽減判定被保険者数」が1～99の場合、 「軽減判定所得」が0～99999999999の範囲であること また、「軽減判定所得」が0～99999999999の範囲の場合、 「軽減判定被保険者数」が1～99であること （式） 1 ≦ A22 ≦ 99 ⇔ 0 ≦ A23 ≦ 99999999999	A22, A23
258-0(～12)	1	職業区分エラー：コード範囲外	「職業区分」は 1～6 の範囲であり、 以下のコードに対応する 1:農林水産業 2:その他の自営業 3:被用者 4:その他 5:無職 6:不詳 (式)1≦D19-0(～12)≦6	D19-0 (～12)
259	2	保険料軽減額（産前産後保険料免除分）の相関エラー	医療給付費分と後期高齢者支援金分と子ども･子育て支援納付金分で保険料(税)軽減額(産前産後保険料免除分)の積が0となる場合、医療給付費分と後期高齢者支援金分、子ども･子育て支援納付金分で保険料(税)軽減額(産後保険料免除分)は共に0となること。 （式）B52×E51×F49=0 ⇒ B52=0 かつ E51=0 かつ F49=0	B52, E51, F49
260	1	(介護納付)：保険料(税)軽減額（産前産後保険料免除分） エラー	「保険料(税)軽減額(産前産後保険料免除分)」は、 スペース(無記入)もしくは0円以上であること （式） 0 ≦ C50 or C50 = スペース	C50
261	1	(子ども･子育て)：前年度保険料(税)調定額エラー	「前年度保険料(税)調定額」は スペース(無記入)もしくは 0円以上、賦課限度額以内の範囲であること （式）0≦A24≦賦課限度額 or A24=スペース	A24
262	1	(子ども･子育て)：前年度保険料(税)収納額エラー１	「前年度保険料(税)収納額」は 「前年度保険料(税)調定額」が スペース(無記入)又は0円の時、 スペース(無記入)又は0円であること （式） A13=スペース or A13=0 → A14=スペース or A14=0 A18=スペース or A18=0 → A19=スペース or A19=0 A15=スペース or A15=0 → A16=スペース or A16=0 A24=スペース or A24=0 → A25=スペース or A25=0	A25, A24
263	1	(子ども･子育て)：前年度保険料(税)収納額エラー２	「前年度保険料(税)収納額」は 「前年度保険料(税)調定額」が スペース(無記入)と0円のどちらでもない時、 0円以上、「前年度保険料(税)調定額」 以下の範囲内であること （式） 0＜A13 → 0≦A14≦A13 0＜A18 → 0≦A19≦A18 0＜A15 → 0≦A16≦A15 0＜A24 → 0≦A25≦A24	A25, A24

世帯票エラーチェック一覧

エラー番号	エラー種別 1：エラー 2：ワーニング	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 （審査条件外のときにエラーとする）	項目番号
264	1	（子ども・子育て）：保険料（税）算定額の所得割額 エラー	「保険料(税)算定額 所得割額」は、 スペース（無記入）もしくは0円以上であること （式） 0 ≦ F41 or F41 = スペース	F41
265	1	（子ども・子育て）：保険料（税）算定額の資産割額 エラー	「保険料(税)算定額 資産割額」は、 スペース（無記入）もしくは0円以上であること （式） 0 ≦ F42 or F42 = スペース	F42
266	1	（子ども・子育て）：保険料（税）算定額の均等割額 エラー	「保険料(税)算定額 均等割額」は、 スペース（無記入）もしくは0円以上であること （式） 0 ≦ F43 or F43 = スペース	F43
267	2	（子ども・子育て）：保険料（税）算定額の18歳以上均等割額 エラー	「保険料(税)算定額 18歳以上均等割額」は、 スペース（無記入）もしくは0円以上であること （式） 0 ≦ F44 or F44 = スペース	F44
268	1	（子ども・子育て）：保険料（税）算定額の平等割額 エラー	「保険料(税)算定額 平等割額」は、 スペース（無記入）もしくは0円以上であること （式） 0 ≦ F45 or F45 = スペース	F45
269	1	（子ども・子育て）：保険料（税）軽減額（低所得者分） エラー	「保険料(税)軽減額（低所得者分）」は、 スペース（無記入）もしくは0円以上であること （式） 0 ≦ F47 or F47 = スペース	F47
270	1	（子ども・子育て）：保険料（税）軽減額（未就学児均等割軽減分） エラー	「保険料(税)軽減額（未就学児均等割軽減分）」は、 スペース（無記入）もしくは0円以上であること （式） 0 ≦ F48 or F48 = スペース	F48
271	1	（子ども・子育て）：保険料（税）軽減額（産前産後保険料免除分） エラー	「保険料(税)軽減額（産前産後保険料免除分）」は、 スペース（無記入）もしくは0円以上であること （式） 0 ≦ F49 or F49 = スペース	F49
272	1	（子ども・子育て）：保険料（税）軽減額（18歳未満均等割軽減分） エラー	「保険料(税)軽減額（18歳未満均等割軽減分）」は、 スペース（無記入）もしくは0円以上であること （式） 0 ≦ F50 or F50 = スペース	F50
273	1	（子ども・子育て）：減免等による額 エラー	「減免等による額」は、 スペース（無記入）もしくは0円以上であること （式） 0 ≦ F51 or F51 = スペース	F51
274	1	（子ども・子育て）：賦課限度額を超える額 エラー	「賦課限度額を超える額」は、 スペース（無記入）もしくは0円以上であること （式） 0 ≦ F52 or F52 = スペース	F52
275	1	（子ども・子育て）：保険料（税）調定額 エラー	「保険料(税)調定額」は、 スペース（無記入）もしくは0円以上であること （式） 0 ≦ F53 or F53 = スペース	F53
276	1	（子ども・子育て）：保険料（税）算定額計エラー	「保険料（税）算定額」の計は、 「所得割額」 ＋「資産割額」 ＋「均等割額」 ＋「18歳以上均等割額」 ＋「平等割額」と同じであること （許容誤差は200円未満） （式）−200 < F46−(F41+F42+F43+F44+F45) < 200	F46, F41, F42, F43, F44, F45
277	1	（子ども・子育て）：保険料（税）調定額 エラー２	「保険料（税）調定額」は、 「保険料（税）算定額」 −「保険料（税）軽減額（低所得者分）」 −「保険料（税）軽減額（未就学児均等割軽減分）」 −「保険料（税）軽減額（産前産後保険料免除分）」 −「保険料（税）軽減額（18歳未満均等割軽減分）」 −「減免等による額」 −「賦課限度額を超える額」と同じであること （許容範囲は200円未満） （式）−200 < F53−(F46−F47−F48−F49−F50−F51−F52) < 200	F53, F46, F47, F48, F49, F50, F51, F52
278	1	（子ども・子育て）：保険料（税）調定額 エラー３	「保険料（税）調定額」は、0円以上 賦課限度額以下であること （式）0 ≦F53 ≦ 賦課限度額	F53
279	2	（子ども・子育て）：保険料（税）調定額 エラー４	「保険料（税）算定額計」が0円より大きい場合、 「保険料（税）調定額」は、0円以上であること （式）0 ＜ F46 → 0 ≦ F53	F53, F46

世帯票エラーチェック一覧

エラー番号	エラー種別 1：エラー 2：ワーニング	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 （審査条件外のときにエラーとする）	項目番号
280	1	(子ども・子育て):軽減世帯 と 保険料(税)軽減額 (低所得者分) エラー	「保険料(税)軽減額(低所得者分)」がある時、 「軽減世帯」であること (式)2 ≦ A08 ≦ 8 ←→ 0 ＜ F47	A08, F47
281	1	(子ども・子育て):保険料(税)算定額と 賦課限度額を越える額エラー	「保険料(税)算定額計」から 「保険料(税)軽減額(低所得者分)」、「保険料(税)軽減額(未就学児均等割軽減分)」、「保険料(税)軽減額(産前産後保険料免除分)」、「保険料(税)軽減額(18歳未満均等割軽減分)」及び 「減免等による額」を減じた額が 賦課限度額より多い場合、 「賦課限度額を越える額」が 1円以上 であること (式) 賦課限度額 ＜ F46−F47−F48−F49−F50−F51 → 0＜F52	F46, F47, F48, F49, F50, F51, F52
282	1	(子ども・子育て):保険料(税)調定額と 賦課限度額を越える額エラー	「賦課限度額を越える額」が 0円超の場合、 「保険料(税)調定額」は 賦課限度額以下 であること (式) 0＜F52 → F53 ≦ 賦課限度額	F52, F53
283	2	(子ども・子育て):保険料(税)算定額の平等割額 計エラー	「保険料(税)賦課特例措置」 が 3または5の場合、 同保険者内の「保険料(税)賦課特例措置」 が 3または5の世帯において、 平等割額合計額が一致していること (式) (当該世帯) A21＝3 Or 5 And (同保険者内) A21 = 3 Or 5 → (当該世帯) F45 = (同保険者内) F45	A21, F45
284	2	(子ども・子育て):保険料(税)算定額の平等割額 計エラー	「保険料(税)賦課特例措置」が 1の場合、 同保険者内の「保険料(税)賦課特例措置」 が 1の世帯において、 平等割額合計額が一致していること (式) (当該世帯) A21＝1 And (同保険者内) A21 = 1 → (当該世帯) F45 = (同保険者内) F45	A21, F45
285	2	(子ども・子育て):賦課限度額を超える額 計エラー	保険料(税)算定額計が 賦課限度額以下の場合、 「賦課限度額を超える額」は0であること (式)F46≦ 賦課限度額 → F52 = 0	F46, F52
286−0(～12)	2	年齢と所得の有無の相関エラー	15歳未満の被保険者は就労していることが明らかである場合を除き、「所得の有無」は2:無とすること。 (式) D05−0(～12)<15 →D06−0(～12)=2	D05−0(～12), D06−0(～12)
287−0(～12)	2	所得の有無と職業区分の相関エラー	「所得の有無」が3:不詳ではない場合、「職業区分」は1:農林水産業～5:無職のいずれかであること。 (式) D06−0(～12)≠3→D19−0(～12)= 1 or 2 or 3 or 4 or 5	D06−0(～12), D19−0(～12)
288	1	(子ども・子育て):軽減世帯・均等割額・平等割額・保険料(税)軽減額 (低所得者分) の相関エラー	「軽減世帯」・「均等割額」・ 「平等割額」・「保険料(税)軽減額(低所得者分)」の 相関エラーは、	A08, F43, F44, F45, F47
			◆2割軽減世帯のとき、 保険料(税)算定額内訳の「均等割額」、「18歳以上均等割額」、「平等割額」の和に0．2を乗じた金額と 「保険料(税)軽減額(低所得者分)」が等しい (許容範囲は10%) (式) A08=2 → F47×0.9<(F43+F44+F45)×0.2<F47×1.1	
			◆3割軽減世帯のとき、 保険料(税)算定額内訳の「均等割額」、「18歳以上均等割額」、「平等割額」の和に0．3を乗じた金額と 「保険料(税)軽減額(低所得者分)」が等しい (許容範囲は10%) (式) A08=3 → F47×0.9<(F43+F44+F45)×0.3<F47×1.1	
			◆4割軽減世帯のとき、 保険料(税)算定額内訳の「均等割額」、「18歳以上均等割額」、「平等割額」の和に0．4を乗じた金額と 「保険料(税)軽減額(低所得者分)」が等しい (許容範囲は10%) (式) A08=4 → F47×0.9<(F43+F44+F45)×0.4<F47×1.1	
			◆5割軽減世帯のとき、 保険料(税)算定額内訳の「均等割額」、「18歳以上均等割額」、「平等割額」の和に0．5を乗じた金額と 「保険料(税)軽減額(低所得者分)」が等しい (許容範囲は10%) (式) A08=5 → F47×0.9<(F43+F44+F45)×0.5<F47×1.1	

世帯票エラーチェック一覧

エラー番号	エラー種別 １：エラー ２：ワーニング	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 （審査条件外のときにエラーとする）	項目番号
			◆6割軽減世帯のとき、 保険料(税)算定額内訳の「均等割額」、「18歳以上均等割額」、「平等割額」の和に0．6を乗じた金額と 「保険料(税)軽減額(低所得者分)」が等しい （許容範囲は10%） （式） A08=6 → F47×0.9<(F43+F44+F45)×0.6<F47×1.1	
			◆7割軽減世帯のとき、 保険料(税)算定額内訳の「均等割額」、「18歳以上均等割額」、「平等割額」の和に0．7を乗じた金額と 「保険料(税)軽減額(低所得者分)」が等しい （許容範囲は10%） （式） A08=7 → F47×0.9<(F43+F44+F45)×0.7<F47×1.1	
			◆5割軽減世帯 （国保法施行令第29条の7第5項第5号イ又は地方税法施行令第56条の89第2項第4号イによる））のとき、 保険料(税)算定額内訳の「均等割額」、「18歳以上均等割額」、「平等割額」の和に0．5を乗じた金額と 「保険料(税)軽減額(低所得者分)」が等しい （許容範囲は10%） （式） A08=8 → F47×0.9<(F43+F44+F45)×0.5<F47×1.1	
289	2	(子ども・子育て)：前年度保険料(税)調定額エラー	「前年度保険料(税) 調定額 （子ども・子育て支援納付金分）」 が1円以上の場合、 「前年度保険料(税) 調定額 （医療給付費分）」及び 「前年度保険料(税)調定額 (後期高齢者支援金分)」 が0でないこと (式)A24＞0 → A13＞0 and A18＞0	A13,A18,A24
290-0(～12)	1	給与収入額エラー１	「給与収入額」は、スペース(無記入) もしくはマイナス1円 以上であること (式)－1 ≦ D20 or D20 = スペース	D20-0(～12)
291-0(～12)	1	給与収入額エラー２	「所得の種類」が 06:給与 のとき、 「給与収入額」は1円以上であること (式)D07 = 6 → 0 ＜ D20	D20-0(～12),D07-0(～12)
292-0(～12)	2	給与収入対象者エラー	「給与収入額」が 1円以上 の場合、 調査対象年度の9月30日現在、 年齢が15歳以上であること (式)0 ＜ D20 → 15 ≦ 世帯主/世帯員の年齢	D20-0(～12),D05-0(～12)